

診療報酬調査専門組織・医療機関等における消費税負担 に関する分科会の設置について

1 目的

今般の税制改革法案において、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する等と規定されたところである。これを踏まえ、本年4月11日の中央社会保険医療協議会総会において、診療報酬における消費税の取扱いについては新たな分科会を設置して検討することとされたことから、過去の消費税導入・改定時の対応・経過を検証し、医療機関等における消費税課税等の状況を把握するとともに、消費税引上げに対する診療報酬制度等における対応等について検討を行う。

2 委員構成

別添のとおりとする。

3 運営

(1) 会議は公開とする。

(2) 庶務は、厚生労働省保険局医療課において処理する。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための
消費税法等の一部を改正する等の法律案（平成24年3月30日閣議決定）

第7条第一号ト

医療機関等における高額な投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

第7条第一号ロ

低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

※ 3党合意による衆議院における法案修正により、①医療機関等の消費税負担に関する規程の条文番号が「第7条第一号へ」から「第7条第一号ト」にずれ、②第7条第一号ロとして複数税率導入に関する検討規定が追加された。

社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書
(平成24年6月15日 民主党・自由民主党・公明党)

税関係協議結果

政府提出の税制抜本改革2法案については、以下のとおり修正・合意した上で、今国会中の成立を図ることとする。

○第7条(消費税率引上げに当たっての検討課題等)について

- ・ 医療については、第7条第1号へに示した方針に沿って見直しを行うこととし、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時まで、高額な投資に係る消費税負担について、医療保険制度において他の診療行為と区分して適切な手当を行う具体的な手法について検討し結論を得る。また、医療に関する税制上の配慮等についても幅広く検討を行う。

一体改革大綱及び法案の基本的考え方について

【背景】

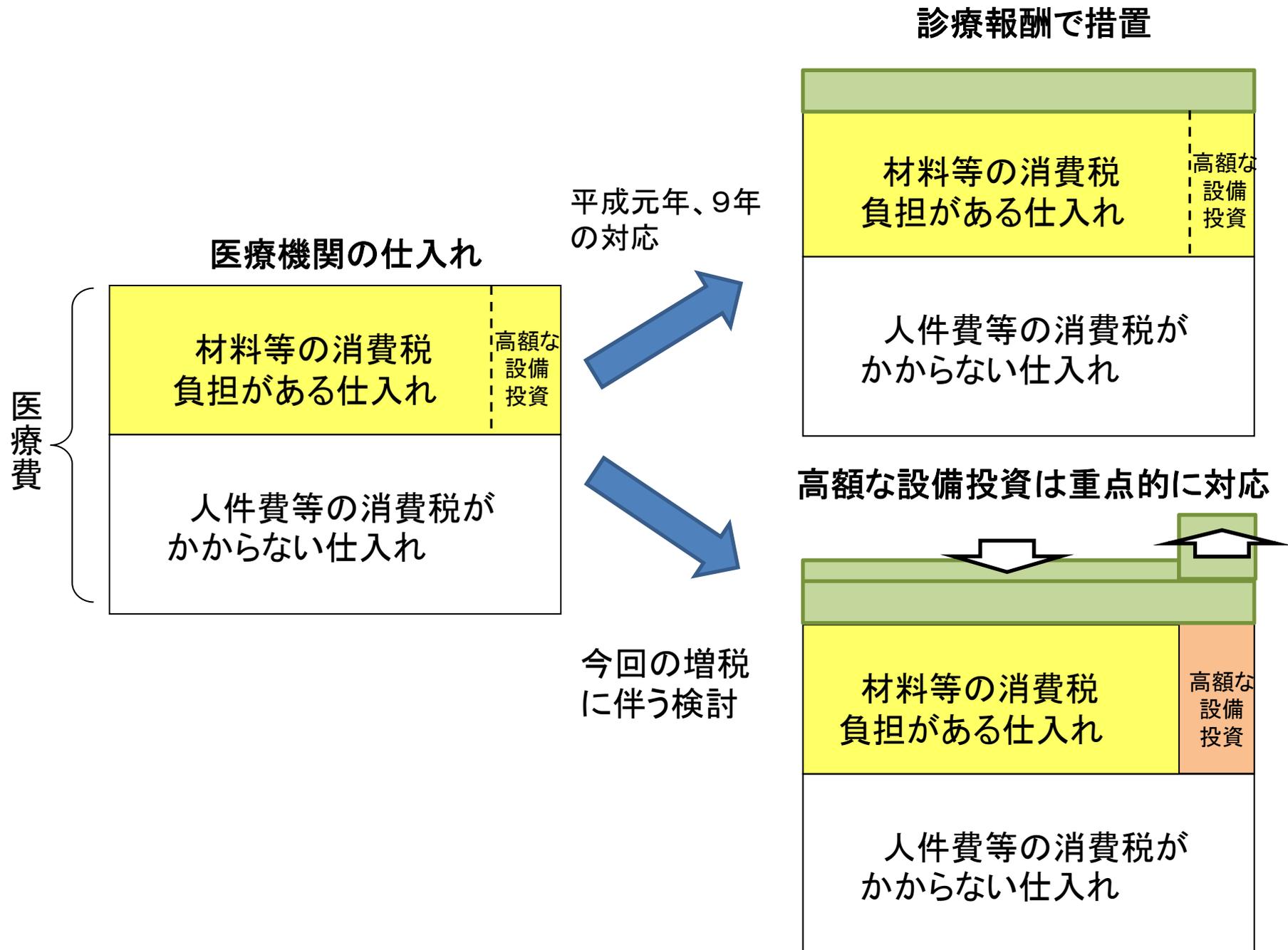
平成元年、9年の改定では、医療機関等の仕入れに要した消費税負担分を措置し、医療機関等の負担が生じないようマクロレベルでは対応。

これまでの対応に対しては、特に高額な投資を行っている個々の医療機関等にとって負担感があるとの指摘がある。

【今回の消費税引上げへの対応の考え方】

- 仮に社会保険診療を課税化する場合には、患者や保険者の負担が増加することに配慮する必要がある、今回の消費税引上げに当たっては、平成元年、9年の対応を踏まえつつ、医療機関等の行う高額な投資による消費税の負担に関し、一定の基準に該当するものを区分して手当ですることなどを検討することとした。
- 具体的な手当の方法については、
 - ① 平成元年、9年の対応を踏まえつつ、診療報酬において高額な投資にも配慮した点数配分を行うという対応や、
 - ② ①に加えて、医療保険制度の中で医療機関等に対し、高額な投資による消費税負担に対応する手当を行うという対応が考えられるが、具体的には当分科会での検討課題である。

対応のイメージ



診療報酬改定における消費税への対応

○平成元年4月診療報酬改定(消費税導入時)における消費税分の上乗せ

診療報酬改定	医療費ベース	+0.11%	医科 +0.80% 歯科 +0.32% 調剤 +1.50%
薬価改定	医療費ベース	+0.65%	
合 計	医療費ベース	+0.76%	

(※) 満年度ベースでは、0.84%

○平成9年4月診療報酬改定(消費税引上げ時)における消費税分の上乗せ

診療報酬改定	医療費ベース	+0.32%	医科 +0.32% 歯科 +0.43% 調剤 +0.15%
薬価改定	医療費ベース	+0.45%	
合 計	医療費ベース	+0.77%	

(特定保険医療材料分0.05%を含む)

※ただし、同年度消費税引き上げ分とは別で以下の改定を実施

診療報酬改定	医療費ベース	+0.93%	医科 +0.99% 歯科 +0.32% 調剤 +1.00%
	…診療報酬の合理化を図るための改定		
薬価改定	医療費ベース	-1.32%	

よって消費税引上げ分とそれ以外の改定分の合計で、平成9年は+0.38%の改定となっている。

平成元年及び平成9年の計算方法

○平成元年4月診療報酬改定時(消費税導入時)の計算方法

① 薬価基準分 $3.0\% \times 0.9$ (注) $\times 0.9$ (在庫一ヶ月分調整率) = 2.4% (医療費ベース0.65%)

※満年度ベース 2.7% (医療費ベース0.72%)

② 診療報酬本体分

$$\left[100 - 51.6\% (\text{人件費}) - 20.4\% (\text{薬剤費}) - 3.7\% (\text{価格低下品目}) - 10.3\% (\text{非課税品目}) \right. \\ \left. - 4.0\% (\text{主要でない項目}) \right] \times 1.2/100 (\text{消費者物価への影響}) \times 10/11 (\text{在庫1ヶ月分調整率}) \\ = 0.11\% (\text{満年度ベース} 0.12\%)$$

(注) 消費税導入時の薬価算定方式は、薬の流通価格の加重平均値よりも、最低でも10%程度上乗せされた価格が薬価として設定されていたため、過剰転嫁とならないよう、「0.9」を乗じている。

全体改定率 ①+②=0.76% (満年度ベース0.84%)

○平成9年4月診療報酬改定時(消費税引上げ時)の計算方法

① 薬価基準分 20.9% (薬剤費の割合) $\times (105/103 - 1) = 0.40\%$

② 特定保険医療材料 2.4% (特定保険医療材料の割合) $\times (105/103 - 1) = 0.05\%$

③ 診療報酬本体分

$$\left[100 - 46.8\% (\text{人件費}) - 20.9\% (\text{薬剤費}) - 2.4\% (\text{特定保険医療材料}) \right. \\ \left. - 8.4\% (\text{非課税品目}) \right] \times 1.5/100 (\text{消費者物価への影響}) = 0.32\%$$

全体改定率 ①+②+③=0.77%

項目	改定当時の各項目の考え方
在庫一ヶ月分調整率	消費税導入時(平成元年4月時点)に医療機関が在庫として抱えている医薬品には、それを購入した際に消費税が課税されておらず、その分についても消費税導入の影響を考慮することは不適切であるため、消費税導入の影響を調整するための率。
人件費、薬剤費	国民医療費と医療経済実態調査に基づく医業費用に占める人件費、薬剤費の割合から算出。
特定保険医療材料	国民医療費と社会医療診療行為別調査に基づく特定保険医療材料費の割合から算出。
価格低下品目	消費税による影響が明らかであると考えられる項目であっても、当該物品等の当時の近時の価格の動向に鑑みれば、改定を行う必要はなく、むしろ診療報酬が公共料金としての性格を有していることに照らし、引上げを行うことが適当でないと考えられた品目。(歯科材料、ダイアライザー、フィルム、検体検査実施料(試薬以外)、コンピュータ画像診断)
非課税品目	医業費用のうち、消費税が課税されないと考えられる品目。
主要でない項目	医業費用のうち、人件費、医薬品費等を除いた残りの費用。
消費者物価への影響	消費税が課税される項目と課税されない項目が混在していることに鑑み、消費税の導入又は引上げが一般の消費者物価指数に与える影響と同等であると仮定して、乗じられた数値。

主要国の付加価値税の概要

	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
非課税	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育等
標準税率	20%	19%	19.6%	25%
ゼロ税率	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器等	なし	なし	医薬品(医療機関による処方)等
軽減税率	家庭用燃料及び電力等 5%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用等 7%	食料品、書籍、旅客輸送肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 2.1%	食料品、宿泊施設の利用等 12% 新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等 6%
(参考)				
医療制度	税方式による国営の国民保健サービス(NHS)	社会保険方式	社会保険方式	税方式による公営の保健サービス
医療提供体制、診療報酬制度	税を財源として予算配分によってNHSが運営されており、地域のプライマリーケア・トラスト(NHSの運営主体)から、診療所、病院に報酬が支払われる。	○開業医 保険者から地方区毎の保険医協会に診療報酬の総額が一括して支払われ、保険医協会から各保険医に配分。 ○病院 診断群分類別包括払いにより算定。病院に対する報酬は各病院と州疾病金庫連合会との間で締結される契約によって予算が決められる。	開業医は出来高払い制。公立病院は総枠予算制(急性期入院は1入院当たり包括払い方式。)私立病院はドクターフィーとホスピタルフィーによる支払い。	医療提供は広域自治体による公営サービスが中心。多くの広域自治体では、全体の予算額をプライマリーケア、病院の各事業部門に配分。

平成元年度改定項目の改訂時の対応と現状①

医科(平成元年)	平成元年度改定時	平成24年度改定後
血液化学検査 (①5項目以上7項目以下)	195点(+5点)	93点
血液化学検査 (②8項目以上9項目)	245点(+5点)	102点
感染症血清反応 (抗ストレプトリジンO価(ASO価))	35点(+5点)	15点
血漿蛋白免疫学的検査 (C反応性蛋白(定性))	40点(+5点)	16点
血漿蛋白免疫学的検査 (C反応性蛋白(定量))	50点(+5点)	16点
細菌薬剤感受性検査 (3系統以下)	145点(+5点)	算定方法変更(平成4年度改定)
点滴回路加算	15点(+1点)	他点数に包括評価 (平成6年度改定)
中心静脈注射回路加算	15点(+1点)	他点数に包括評価 (平成6年度改定)
人工腎臓食事給与加算	61点(+1点)	加算廃止 (平成14年度改定)
精神科デイ・ケア及び 精神科ナイト・ケア食事加算	46点(+1点)	精神科デイ・ケア、ナイトケア本体に包 括評価(平成22年度改訂)

平成元年度改定項目の改訂時の対応と現状②

医科(平成元年)	平成元年度改定時	平成24年度改定後
基準寝具加算	15点(+1点)	入院基本料に組み込まれた
給食料	136点(+1点)	入院時食事療養費に改変
老人保健施設入所者基本療養費	210,660円(+660円)	介護保険へ編入(平成12年度)
歯科(平成元年)	平成元年改定時	平成24年度改定後
印象採得 (欠損補綴、連合印象)	165点(+5点)	228点
印象採得 (特殊印象 咬合圧印象)	210点(+10点)	特殊印象:270点
印象採得 (特殊印象 機能印象)	260点(+10点)	特殊印象:270点
印象採得 (ワンピースキャストブリッジ ダミー1歯のもの)	215点(+5点)	支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の 場合:280点
印象採得 (ワンピースキャストブリッジ ダミー2歯のもの)	270点(+10点)	支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合:280点 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合:332点
印象採得 (矯正、その他の措置、著しく困難なもの)	390点(+10点)	400点
基準寝具加算	15点(+1点)	入院基本料に組み込まれた
給食料	136点(+1点)	入院時食事療養費に改変
点滴回路加算	15点(+1点)	他点数に包括評価 (平成6年度改定)

平成元年度改定項目の改訂時の対応と現状③

歯科(平成元年)	平成元年改定時	平成24年度改定後
全部鑄造冠	375点(+5点)	全部金属冠:454点
前装鑄造冠	1010点(+10点)	レジン前装金属冠:1174点
インレー(複雑なもの)	225点(+5点)	284点
有床義歯 (局部義歯、1歯から4歯まで)	345点(+5点)	560点
有床義歯 (局部義歯、5歯から8歯まで)	460点(+10点)	690点
有床義歯 (局部義歯、9歯から11歯まで)	520点(+10点)	920点
有床義歯 (局部義歯、12歯から14歯まで)	815点(+15点)	1340点
有床義歯 (総義歯)	1235点(+15点)	2100点
根管充填 (単根管)	67点(+2点)	68点
根管充填 (2根管)	87点(+2点)	90点
根管充填 (3根管以上)	108点(+3点)	110点

平成元年度改定項目の改訂時の対応と現状④

調剤(平成元年)	平成元年度改定時	平成24年度改定後
計量混合調剤加算	205円(+5円)	1調剤につき イ. 液剤 35点 ロ. 散剤、顆粒剤 45点 ハ. 軟・硬膏剤 80点

平成九年度改定項目の改訂時の対応と現状①

医科(平成九年)

	平成九年度改定時	平成24年度改定後
入院環境料	160点(+4点)	入院基本料に組み直し
特定機能病院入院診療料 (①特定機能病院であって、別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た保険医療機関の場合)	1050点(+150点)	入院基本料に組み直し
特定機能病院入院診療料 (①以外の特定機能病院である保険医療機関の場合)	600点(+150点)	入院基本料に組み直し
精神療養入院料(A)	1069点(+4点)	1061点
精神療養入院料(B)	759点(+4点)	1061点
特殊疾患療養病棟入院料(A)	1904点(+4点)	特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料に組み直し (平成20年度改定)
特殊疾患療養病棟入院料(B)	1504点(+4点)	

平成九年度改定項目の改訂時の対応と現状②

医科(平成九年)

	平成九年度改定時	平成24年度改定後
特定疾患療養指導料 (①診療所の場合)	202点(+2点)	225点 (特定疾患療養管理料)
特定疾患療養指導料 (②100床未満の病院の場合)	137点(+2点)	147点 (特定疾患療養管理料)

平成九年度改定項目の改訂時の対応と現状③

医科(平成九年)

	平成九年度改定時	平成24年度改定後
小児特定疾患カウンセリング料	710点(+160点)(月一回算定)	月の1回目:500点 月の2回目:400点
皮膚科特定疾患指導管理料(I)	540点(+70点)	250点
生化学的検査(I)判断料	120点(+10点)	144点
基本的検体検査判断料(I)	460点(+10点)	604点
基本的検体検査判断料(II)	360点(+10点)	604点
病理診断料	215点(+5点)	1 組織診断料:400点 2 細胞診断料:200点
病理学的検査判断料	118点(+8点)	150点(病理判断料)
膀胱尿道ファイバースコープ	860点(+160点)	950点
静脈内注射	28点(+1点)	30点
通院精神療法 (診療所)	392点(+2点)	400点 (通院・在宅精神療法2-1)

平成九年度改定項目の改訂時の対応と現状④

医科(平成九年)	平成九年度改定時	平成24年度改定後
眼処置	25点(+3点)	25点
耳処置	25点(+3点)	25点
介達牽引	42点(+2点)	35点
閉鎖循環式全身麻酔	5800点(+300点)	24900点~6100点
高エネルギー放射線治療	1100点(+100点)	一回目:1800点~840点 二回目:900点~420点
入院時食事療養費(Ⅰ)	1920円(+20円)	640円 (一食毎に変更:平成18年度改定)
入院時食事療養費(Ⅱ)	1520円(+20円)	506円 (一食毎に変更:平成18年度改定)
老人性痴呆疾患治療病棟入院料 (①入院した日から3月以内)	1274点(+4点)	1 1461点 2 1081点 (31日以上60日以内の期間に変更) (認知症治療病棟入院料に再編:平成22年度改定)
老人性痴呆疾患治療病棟入院料 (②入院した日から3月超)	1174点(+4点)	1 1171点 2 961点 (認知症治療病棟入院料に再編: 平成22年改定)

平成九年度改定項目の改訂時の対応と現状⑤

医科(平成九年)

	平成九年度改定時	平成24年度改定後
老人性痴呆疾患療養病棟入院料(A)	1104点(+4点)	項目削除(平成18年度改定)
老人性痴呆疾患療養病棟入院料(B)	1074点(+4点)	項目削除(平成18年度改定)
診療所老人医療管理料(I)	1094点(+4点)	項目削除(平成22年度改定)
診療所老人医療管理料(II)	659点(+4点)	項目削除(平成22年度改定)
老人慢性疾患生活指導料 (①診療所)	212点(+2点)	他点数に再編
老人慢性疾患生活指導料 (②100床未満の病院)	137点(+2点)	
重点指導対象病棟検体検査判断料 生化学的検査(I)判断料	102点(+9点)	項目廃止(平成12年度改定)
訪問看護管理療養費	7050円(+50円)	7300円 (平成22年度改定で増点)
老人訪問看護管理療養費 (1日の場合～12日の場合)	7050円～38950円 (各々+50円)	介護保険へ改変 (平成12年度)

平成九年度改定項目の改訂時の対応と現状⑥

歯科(平成九年)

	平成九年度改定時	平成24年度改定後
根管充填 (単根管)	68点(+1点)	68点
根管充填 (2根管)	90点(+3点)	90点
根管充填 (3根管以上)	110点(+2点)	110点
印象採得 (連合印象)	190点(+5点)	228点
印象採得 (特殊印象)	265点(+5点)	270点
印象採得 (ワンピースキャストブリッジ、支台歯とポ ンティックの数の合計が5歯以下の場合)	275点(+5点)	280点
印象採得 (ワンピースキャストブリッジ、支台歯とポ ンティックの数の合計が6歯以上の場合)	326点(+6点)	332点
印象採得 (口蓋補綴・顎補綴、簡単)	143点(+3点)	項目削除 (平成22年度改定)
印象採得 (口蓋補綴・顎補綴、困難)	265点(+5点)	220点
印象採得 (口蓋補綴・顎補綴、著しく困難)	400点(+20点)	400点

平成九年度改定項目の改訂時の対応と現状⑦

歯科(平成九年)

	平成九年度改定時	平成24年度改定後
印象採得 (矯正、その他の措置、簡単)	143点(+3点)	143点
印象採得 (矯正、その他の措置、困難)	265点(+5点)	265点
印象採得 (矯正、その他の措置、著しく困難)	400点(+10点)	400点
咬合採得 (ワンピースキャストブリッジ・支台歯とポ ンティックの数の合計が6歯以上)	135点(+5点)	140点
咬合採得 (有床義歯・多数歯欠損)	135点(+5点)	185点
咬合採得 (有床義歯・総義歯)	235点(+5点)	280点
咬合採得 (有床義歯・多数歯欠損・老)	155点(+5点)	項目削除 (平成14年度改定)
咬合採得 (有床義歯・総義歯・老)	255点(+5点)	項目削除 (平成14年度改定)
インレー(単純なもの)	170点(+5点)	190点
インレー(複雑なもの)	257点(+5点)	284点
全部鑄造冠	410点(+8点)	454点

平成九年度改定項目の改訂時の対応と現状⑧

歯科(平成九年)

	平成九年度改定時	平成24年度改定後
前装鑄造冠	1219点(+15点)	レジン前装金属冠:1174点
ポンティック	428点(+8点)	434点
有床義歯 (総義歯)	2035点(+35点)	2100点
有床義歯 (局部義歯、1歯～4歯)	510点(+10点)	560点
有床義歯 (局部義歯、5歯～8歯)	610点(+10点)	690点
有床義歯 (局部義歯、9歯～11歯)	865点(+15点)	920点
有床義歯 (局部義歯、12歯～14歯)	1270点(+20点)	1340点
スルフォン樹脂有床義歯 (総義歯)	2850点(+50点)	2780点 (熱可塑性樹脂有床義歯)
スルフォン樹脂有床義歯 (局部義歯、1歯～4歯)	710点(+10点)	670点 (熱可塑性樹脂有床義歯)
スルフォン樹脂有床義歯 (局部義歯、5歯～8歯)	935点(+15点)	900点 (熱可塑性樹脂有床義歯)
スルフォン樹脂有床義歯 (局部義歯、9歯～11歯)	1200点(+20点)	1120点 (熱可塑性樹脂有床義歯)
スルフォン樹脂有床義歯 (局部義歯、12歯～14歯)	1835点(+35点)	1750点 (熱可塑性樹脂有床義歯)

平成九年度改定項目の改訂時の対応と現状⑨

調剤(平成九年)	平成九年度改定時	平成24年度改定後
計量混合調剤加算	40点(+5点)	1調剤につき イ. 液剤 35点 ロ. 散剤、顆粒剤 45点 ハ. 軟・硬膏剤 80点
計量混合調剤加算 (予製剤の場合)	8点(+1点)	(予製剤の場合) 上記点数の20/100に相当する点数
一包化加算	35点(+5点)	内服薬のみ 1. 56日分以下の場合(7日分につき) 30点 2. 57日分以上の場合 270点
老人用製剤加算	40点(+5点)	嚥下困難者用製剤加算(平成14年度改定より名称変更)として 80点

消費税の基本的な仕組み

消費税と負担と納付の流れ(税率5%の場合)

取引の流れ

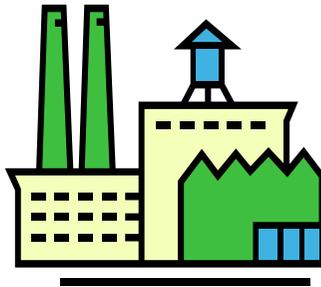
製造業者

納税義務者

小売店

納税義務者

消費者



取引

売り上げ	1000
消費税①	50

納付税額 A
① 50

税務署への
申告・納付

売り上げ	3000
消費税②	150

仕入	1000
消費税①	50

納付税額 B
②-① 100

税務署への
申告・納付

仕入税額
控除

支払総額	3150
------	------

消費者が負担した消費税
150

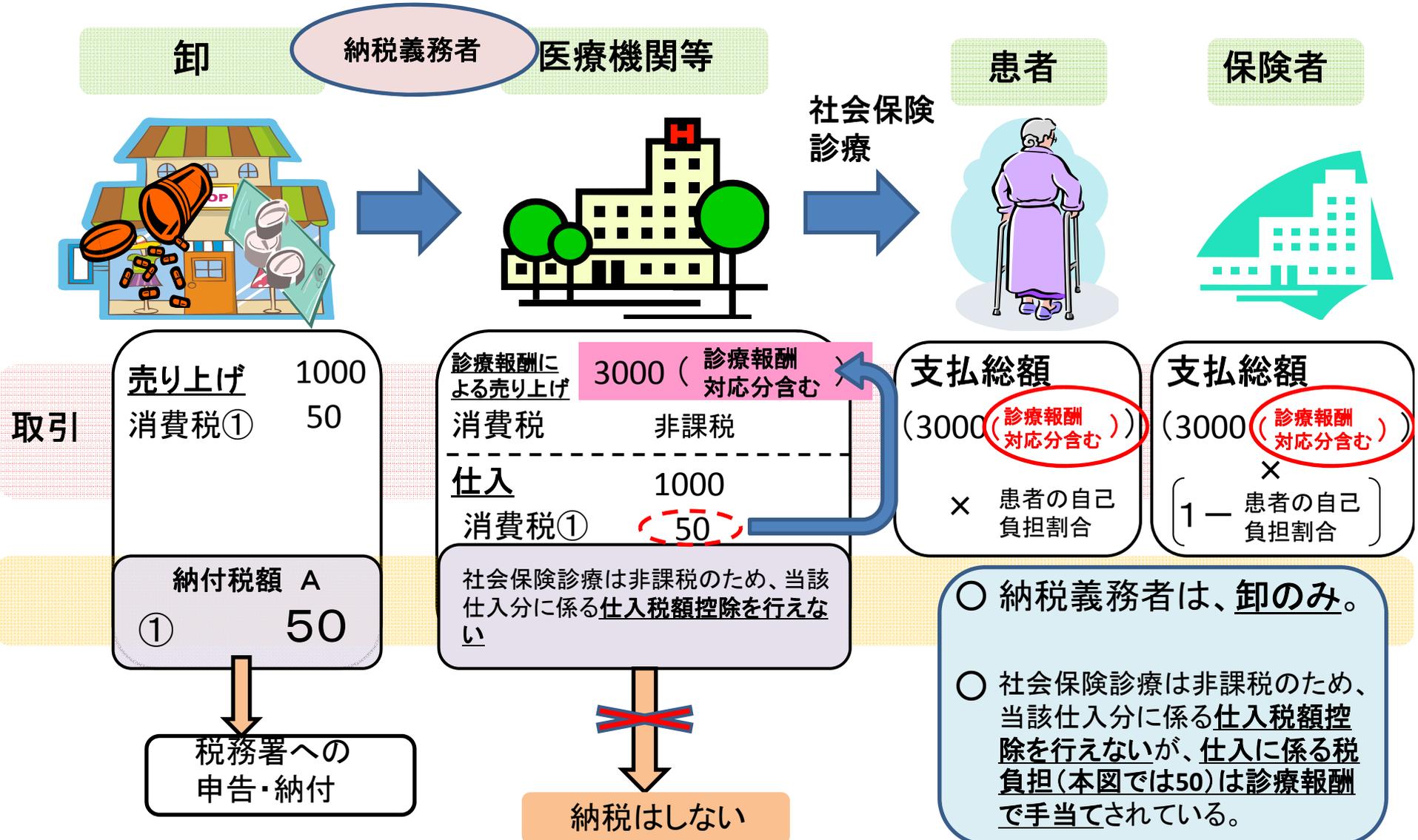
各事業者が個別に納付した消費税 A+Bの合計
150

- 納税義務者は、製造業者や小売店
- 最終的な負担者は、消費者

社会保険診療における消費税の取扱い

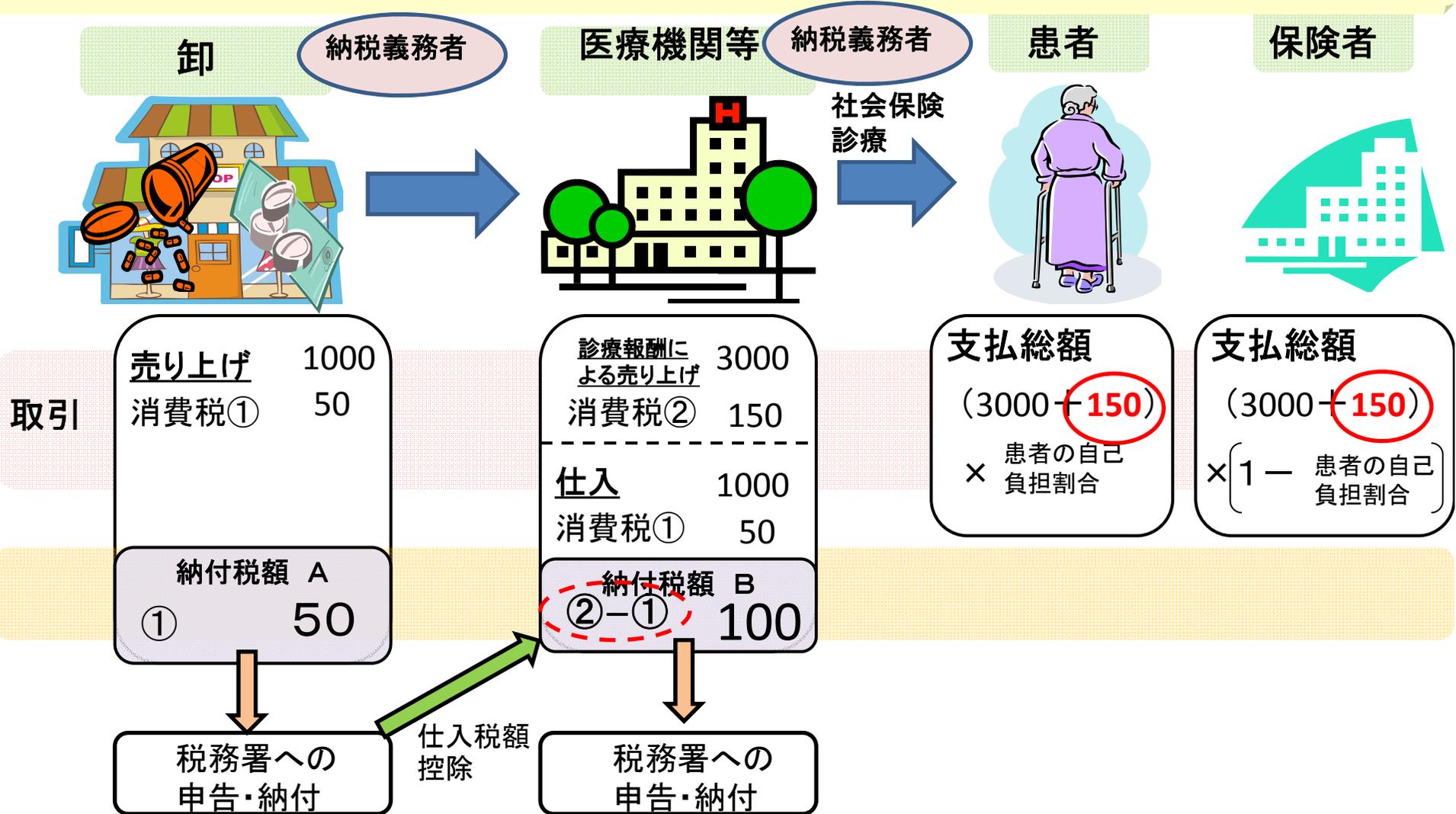
社会保険診療報酬は消費税非課税の取扱い

税率5%の場合
(診療報酬による売り上げ3000は仮定)



(参考) 仮に社会保険診療に係る消費税を課税とした場合

社会保険診療に係る消費税が非課税とされている現行制度では、患者及び保険者の消費税負担は仕入れ(1000円)に係る消費税負担(50円)のみを診療報酬で手当しているのに対し、仮に課税化された場合には、診療報酬による売上全体(3000円)に対する消費税負担(150円)を患者及び保険者が負担することになる。



平成元年度と平成9年度の対応の基本的考え方

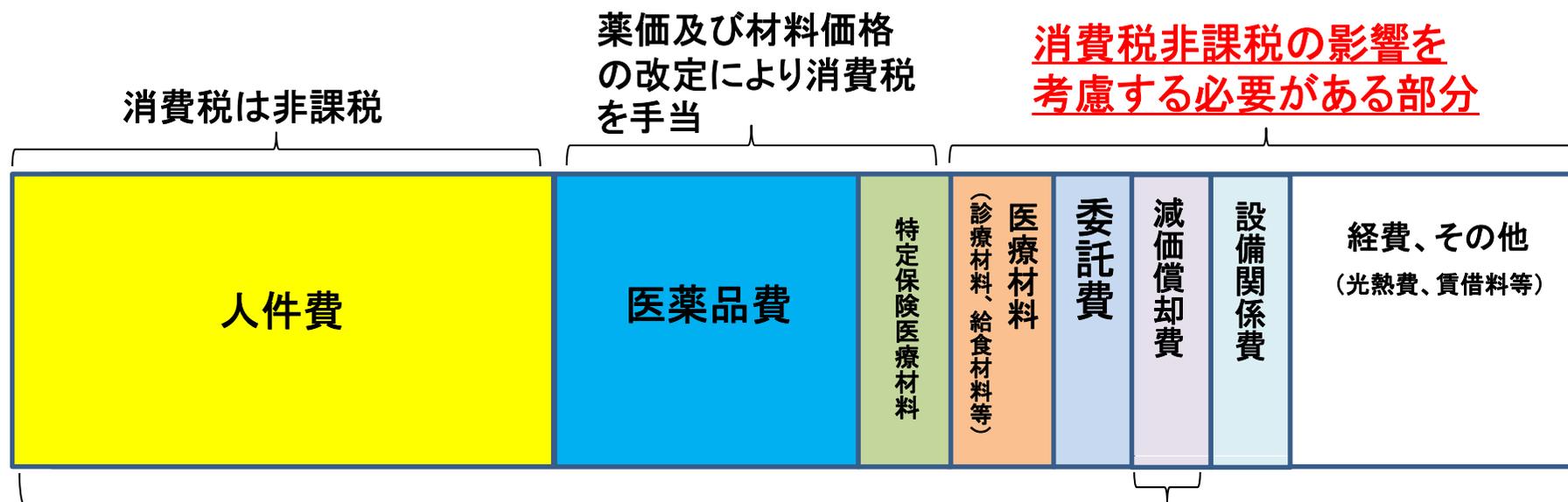
1. 仕入れに要する消費税負担分をマクロレベルで措置

診療報酬本体については、医療機関における費用全体から、非課税品目(人件費等)や、消費税の影響を手当とする薬剤費、医療材料費を控除して、消費税非課税の影響を考慮する必要がある割合を算出し、消費税引上げに伴う物価への影響を加味して改定率を算出

2. 診療報酬の点数項目の引上げ

診療報酬の点数項目のうち、消費税による影響が明らかであると考えられる診療報酬の点数を引上げ

<【参考】医療機関の費用構造>



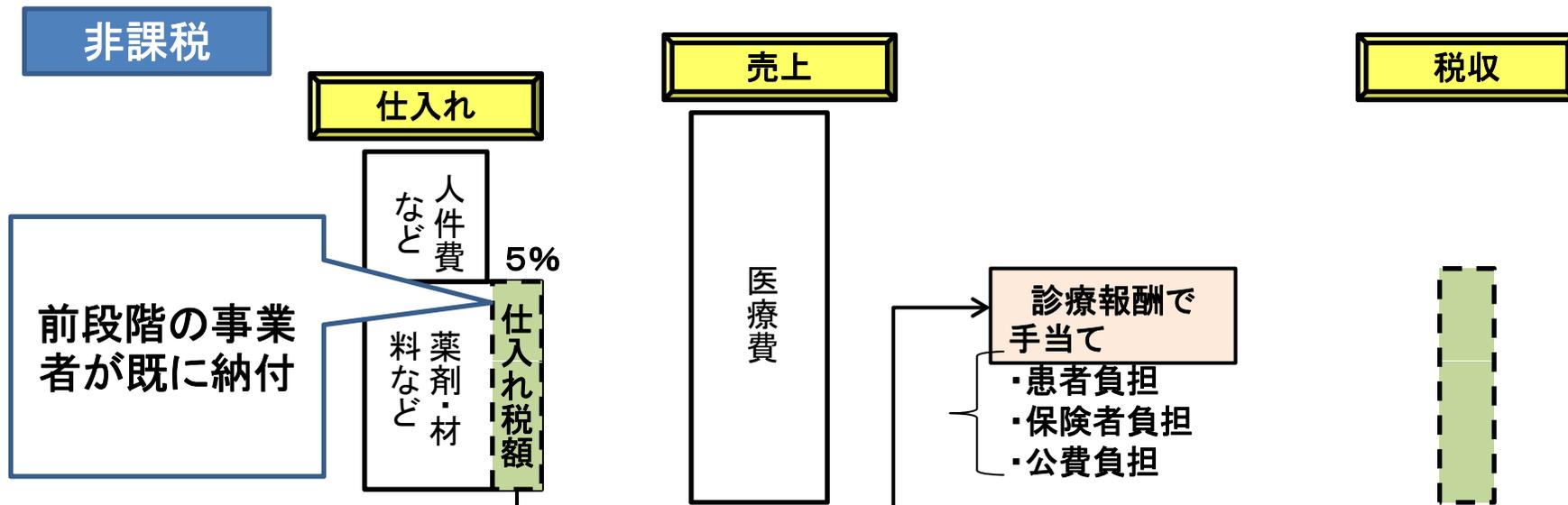
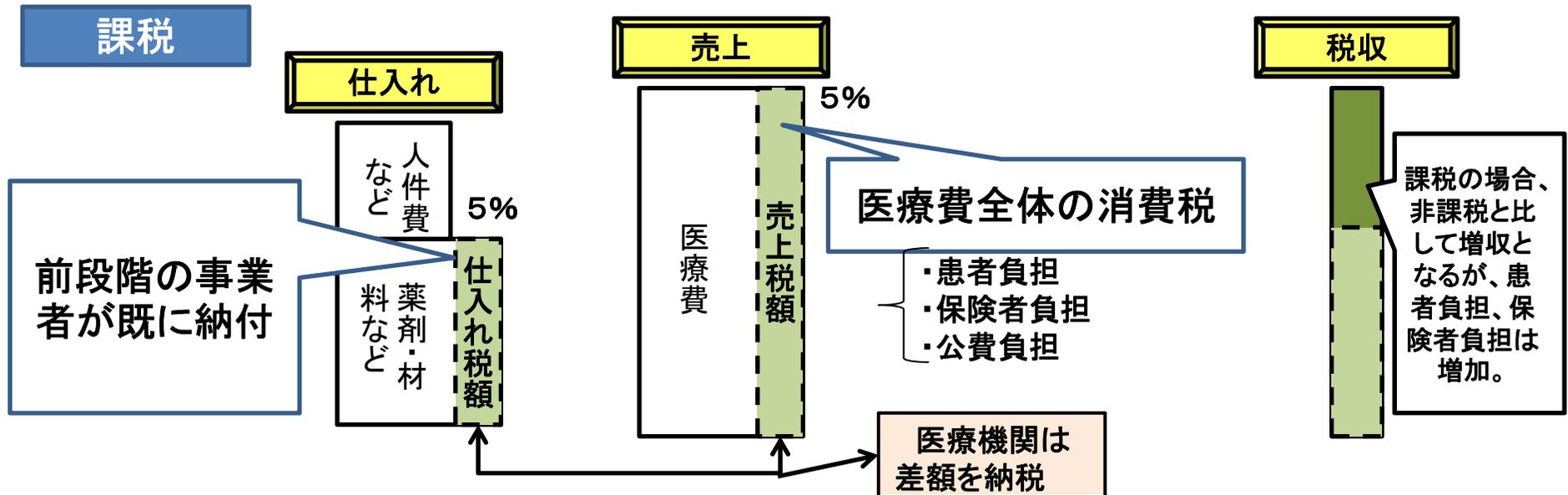
<今回対応のポイント>

【課題1】(マクロレベルでのコストアップ分の把握)
→医療経済実態調査により把握

【課題2】(高額投資の状況把握)
→新たに調査を実施

(参考)消費税の課税・非課税の取扱い等について

○ 現行の非課税の仕組みは、医療機関の仕入れのうち、消費税が課税されない人件費等を除いた仕入れに係る消費税のみを診療報酬で対応。課税とする場合は、医療費全体に消費税がかかるため、税金は増加する一方、患者負担、保険者負担、公費負担とも増加する。



医療消費税非課税の経過①

○昭和62年10月9日 医療に関する税制に関する意見(日本医師会)

高齢化社会に向けて、中期的な展望の下に医療政策の確立が急務です。しかしながら、医業経営は、政府の厳しい医療費政策の下、極めて深刻で憂慮すべき事態となっています。国民に良質な医療を提供し、国民の生命と健康を守るためには、診療報酬の適正化とともに、医業税制を確立し、医業経営の安定化を図ることが必要です。今、税制の抜本的な見直しが行われる中で、すべての医師が医療に専念できるよう、税制面において適正な評価と格段の配慮をいただくよう、次の項目のとおり強く要望します。

- 一 税制全般にわたる抜本的な見直しが行われるにあたり、一般的な消費に対する課税が行われる場合には、国民の生命・健康を守る上で、必要不可欠な医療・医薬品等については、課税対象から除外することを要望します。
高齢化社会に対応する税制改革が、国民の理解と信頼に裏付けられて確立されねばなりません。国民生活にも大きな影響が及ばざるを得ません。そのため保健・医療・福祉等は、特別に政策的配慮がされるべきであり、医療・医療用医薬品・医療用具等を非課税とするよう強く要望します。

○昭和63年4月8日 日本医師会の主な見解(於:自民党税調)(抄)

〈国税〉

- (1) 税制全般にわたる抜本的な見直しで、一般的な消費に対する課税が行われる場合には、国民の生命・健康を守る上で必要な医療・医薬品等については課税対象から除外する。

(2)～(4) (略)

〈地方税〉(略)

○昭和63年4月8日 病院四団体の意見(於:自民党税調)(抄)

- (1) やむを得ず新型間接税が例外なく広く、浅く、一律に課税されるということならば、消費税負担の原則から最終消費者である患者に負担されるよう社会保険診療報酬に転嫁されるべきである。
- (2) (1)と同様に消費者負担の原則から、国・公・私的医療機関の区別なく、すべての患者に公平かつ公正に課税すべきである。
- (3) 仮に新型間接税を医療に課税するならば、事業税を医療に課税するのは適当でない。
- (4) 納税事務取扱いの簡素化を図られたい。
- (5) 過去に提案された一般消費税・売上税とも医療の特殊性からいずれも非課税であり、今回の新型間接税も教育などと同様に、医療が非課税になった場合、薬品、医療機械、建物等の課税分は還付されるよう図ってほしい。

医療消費税非課税の経過②

○昭和63年5月30日 日本医師会の主な見解(於:自民党社会部会への要望)(抄)

〈新型間接税において医療は非課税とすべきである〉

- (1) 新型間接税は、消費に対する課税とされているが、医療は決して消費ではない。
- (2) 消費は国民の自由意思に基づいて選択されるものだが、医療は国民の生活に不可欠なもので選択の余地はない。
- (3) 低所得者の人ほど医療の必要性が高い実態からみて、医療に課税することは低所得者に税負担をかけることになり、不平等を助長する。
- (4) 欧米諸国でも医療に間接税を課している国はない。
〈社会保険診療報酬に事業性を課税すべきではない〉(略)
〈社会保険診療報酬の経費率の特例措置は必要である〉(略)

○昭和63年6月10日 「新型間接税」の創設に当たってのお願い(健保連)(於:自民党税調への要望)(抄)

(一)健保連はかねて、「老人保健制度は医療保険制度から切り離し、間接税による新税制によって全国民が公平に財源を負担する仕組みに再編成すべき」ことを提言し、その実現を再要望してきた。このことに関連して、新型間接税の創設に当たっては次の理由により医療については非課税とするよう格段の配慮をお願いする。

〈健保組合の負担増を招くことのないようにしてもらいたい〉

- (1) 医療は消費税になじまない。医療は、所得の大小にかかわらず生きていくために選択の余地無く支出せざるを得ないサービスで、病気になったからといって、それだけ負担の余力があるということにはならない。
- (2) 逆進的な課税になる。医療は低所得者でも生きていくために支出せざるを得ないものであり、課税の影響は低所得者ほど大きい。とくに一定の所得階層の者には所得税減税の効果も財政支出の恩恵も及ばず、間接税負担が一方向的に増加することになる。
- (3) 医療に対する課税による患者負担・保険料の増大は反対である。
 - ①老人保健法改正で巨額の拠出金負担を負った上で、さらに税により負担が増大するのはサラリーマンの納得が得られない。(中略)
 - ②医療に課税され、仮に課税相当分の負担がかかることとなれば健保組合は税率三%で、次のような負担増を招くこととなる。(中略)
 - ③医療保険は国民全員が強制的に加入する保険で、保険料の情報は直接税を増税したのと同じであり、間接税導入によるサラリーマンの減税効果は減殺される。

医療消費税非課税の経過③

○昭和63年6月 自民党社会部会の見解

一、新型間接税が医療に課税された場合の問題点

- (1) 医療は、所得の大小にかかわらず生命を守るために選択の余地なく支出せざるを得ないもので、病気になって医者にかかるとき、税を負担する力があるといえるかどうか。
 - (2) 医療は低所得者でも生きていくために支出せざるを得ないものであり、医療に課税する影響は低所得者ほど大きく、逆進的という批判を受ける。
 - (3) とくに一定の所得階層の者には所得減税の効果も財政支出の恩恵も及ばず、間接税負担だけが增加することになるのではないか。
 - (4) 医療に課税すると、保険料が上がって医者に行かない人にも税負担が転嫁されるが、これは消費をする人が税を負担するという消費税の考え方に合わないのではないか。
 - (5) 所得税を減税して国民の負担感を軽減しても、医療への課税で保険料や患者負担が増えると負担感は軽減しないのではないか。
- (中略)

二、新型間接税が福祉に課税された場合の問題点(略)

○昭和63年6月14日 厚生省関係の税制抜本改革大綱の概要(抄)

一、新型間接税

(1) 非課税取引

次の取引は非課税とする。

① 医療

- ・社会保険医療(健保法、国保法等に基づく療養の給付、差額ベッド等は除く。)
- ・公費負担医療(難病患者、精神障害者、原爆被爆者に対する医療、生活保護の医療扶助等)
- ・公害医療
- ・労災医療
- ・自賠償医療

② 福祉(略)

(2)(3) (略)

二、社会保険診療報酬課税の特例の見直し(略)

三～五 (略)

医療消費税非課税の経過④

○平成元年1月18日 中医協意見

税制改革法においては、消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する事業の義務とともに、円滑かつ適正な転嫁に寄与するための国の義務が明確化されているところである。こうした点を踏まえ、診療報酬及び薬価基準について、適切な措置が考慮されなければならない。したがって、厚生省は、これまでの中医協の審議の経過を体し、改定幅及び実施時期について予算折衝を行われたい。また、厚生省は、医薬品等の流通過程での円滑かつ適正な転嫁を支援するための施策を講ずるとともに、昭和62年5月25日の中医協建議を踏まえ、早急に薬価調査の実施の準備に入られたい。

○平成8年9月 厚生省平成9年度税制改正要望(流通・消費課税)

(制度名)

社会保険診療等に係る消費税のあり方の検討

(要望の内容)

社会保険診療等は、国民に必要な医療を提供する高度の公共性を有していることから、消費税は非課税とされ、医療機関の仕入れに係る消費税については、社会保険診療報酬において措置されているところであるが、今後、消費税を含む税体系の見直しが行われる場合には、社会保険診療報酬等に係る消費税に関する仕組みや負担等を含め、その在り方について速やかに検討することが適当である。

(新設・拡充又は延長を必要とする理由)

(1) 政策目的

社会保険診療等に係る消費税については非課税とされているが、より適切な対処方法を検討する。

(2) 要望の措置が効果的である理由

税制上生ずる問題を社会保険診療報酬等で対応しているが、消費税制上の取扱いの変更により抜本的な解決を図ろうとするもの。

(3) 政策の達成目標

医療の公共性に配慮した消費税の適切な負担

消費税の実態調査

平成 24 年 7 月 改
平成 21 年 4 月 改
平成 21 年 2 月 12 日
日本医師会 日医総研

1. 調査の目的

医療機関における控除対象外消費税の負担の現状を把握し、医療機関の消費税問題に対する税制上の対応を検討するための基礎資料とする。

2. 調査の方法

(1) 対象

日本医師会の会員医療機関
病院：1,643 施設、診療所：5,942 施設
(都道府県別に層化無作為抽出)

(2) 調査項目（詳細は「調査票」参照）

基本情報（開設主体、病・診区分、病床数、診療科目、病院種別）
申告関係情報（課税方式、消費税申告税額）
収入と費用の内訳、および消費税課税取引額の内訳
設備投資額

(3) 対象期間

平成 18 年度（平成 18 年 1 月から 12 月までに開始した事業年度）
平成 19 年度（平成 19 年 1 月から 12 月までに開始した事業年度）

(4) 調査実施時期

平成 20 年 6 月 25 日～同年 7 月 22 日

調査対象医療機関に依頼文書および調査票を郵送、医療機関（または依頼された会計事務所等）が記入の後、日医総研に返送いただいた。

当初の回収期限は 7 月 22 日だったが、期限後の返送、および記入内容に関する日医総研からの照会に対する回答を、同年 10 月 31 日まで受付けた。

なお、調査対象のうち病院に対しては、四病院団体協議会の協力のもと、同協議会による協力依頼の文書を調査票に同封した。

3. 回収状況と客体構成

(1) 回収状況

		全体	病院	診療所
配布数		7,585	1,643	5,942
返送数		1,541	—	—
H18 年度	有効回答数	1,207	460	742
	有効回答率	15.9%	28.0%	12.5%
H19 年度	有効回答数	1,138	464	669
	有効回答率	15.0%	28.2%	11.3%

病院診療所の区分が無効の客体が5件あるため合計が一致しない。

①有効回答数と有効回答率

調査票の配布数は、病院 1,643、診療所 5,942、合計 7,585 枚であり、1,541 枚の返送を受けた。

有効回答数は、平成 18 年度分 1,207（病院 460、診療所 742、病診区分無効 5）、平成 19 年度分 1,138（病院 464、診療所 669、病診区分無効 5）、有効回答率は、平成 18 年度分 15.9%（病院 28.0%、診療所 12.5%）、平成 19 年度分 15.0%（病院 28.2%、診療所 11.3%）、であった。

なお、平成 18 年度と 19 年度の 2 ヶ年とも有効回答であった施設は、1,077 施設であった（表には未掲載）。

②無効回答とした主な原因

返送された調査票のうち有効回答に加えなかったものの主な原因は以下のとおりである。

- ・費用のうちの課税取引の金額が記載されていない。
- ・費用の金額とそのうちの課税取引の金額が同額となっている。
- ・収益または費用の金額に 5% を乗じた金額が、課税取引の金額として記載されている。
- ・社会保険診療等収入がゼロ、または記載されていない。
- ・収入の各項目、費用の各項目（医薬品費、医療材料費を除く）において、決算上の金額よりも多額の課税取引額が記載されている。
- ・年間総収入が 500 万円未満の医療機関（外れ値として除外）。
- ・調査実施時期において平成 19 年度が終了していないため未記入。

(2) 客体構成

病院・診療所別 開設主体別 客体構成 (H18年度)

[N数]	診療所		診療所計	病院				病院計
	有床	無床		一般	療養	精神	その他	
1. 国	0	0	0	8	0	0	1	9
国立大学法人以外の法人	0	0	0	8	0	0	1	9
2. 公的医療機関	2	1	3	106	1	1	14	122
都道府県	0	0	0	18	0	1	0	19
市町村	1	0	1	57	1	0	10	68
日赤・済生会	0	1	1	17	0	0	2	19
厚生連	0	0	0	10	0	0	1	11
上記以外の公的医療機関	1	0	1	4	0	0	1	5
3. 社会保険関係団体	0	0	0	7	0	0	0	7
4. 公益法人	0	7	7	23	2	5	8	38
5. 医療法人	116	303	419	101	24	40	77	242
6. 学校法人	0	0	0	0	1	0	0	1
7. 社会福祉法人	0	1	1	12	0	0	3	15
8. 医療生協	1	0	1	5	1	0	0	6
9. 会社	0	0	0	0	0	0	0	0
10. その他の法人	1	1	2	5	0	0	1	6
11. 個人	38	266	304	5	4	0	1	10
無回答	0	2	2	0	0	0	1	1
無効回答	0	3	3	1	1	0	0	2
合計	158	584	742	273	34	46	106	459

* 病院種別無回答1を除く

[構成比(%)]	診療所		診療所計	病院				病院計
	有床	無床		一般	療養	精神	その他	
1. 国	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.2%	2.0%
国立大学法人以外の法人	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.2%	2.0%
2. 公的医療機関	0.3%	0.1%	0.4%	23.1%	0.2%	0.2%	3.1%	26.6%
都道府県	0.0%	0.0%	0.0%	3.9%	0.0%	0.2%	0.0%	4.1%
市町村	0.1%	0.0%	0.1%	12.4%	0.2%	0.0%	2.2%	14.8%
日赤・済生会	0.0%	0.1%	0.1%	3.7%	0.0%	0.0%	0.4%	4.1%
厚生連	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	0.2%	2.4%
上記以外の公的医療機関	0.1%	0.0%	0.1%	0.9%	0.0%	0.0%	0.2%	1.1%
3. 社会保険関係団体	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%
4. 公益法人	0.0%	0.9%	0.9%	5.0%	0.4%	1.1%	1.7%	8.3%
5. 医療法人	15.6%	40.8%	56.5%	22.0%	5.2%	8.7%	16.8%	52.7%
6. 学校法人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%
7. 社会福祉法人	0.0%	0.1%	0.1%	2.6%	0.0%	0.0%	0.7%	3.3%
8. 医療生協	0.1%	0.0%	0.1%	1.1%	0.2%	0.0%	0.0%	1.3%
9. 会社	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. その他の法人	0.1%	0.1%	0.3%	1.1%	0.0%	0.0%	0.2%	1.3%
11. 個人	5.1%	35.8%	41.0%	1.1%	0.9%	0.0%	0.2%	2.2%
無回答	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%
無効回答	0.0%	0.4%	0.4%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.4%
合計	21.3%	78.7%	100.0%	59.5%	7.4%	10.0%	23.1%	100.0%

* 病院種別無回答1を除く

* 一般: 全病床のうち80%以上が一般病床の病院、療養: 全病床のうち80%以上が療養病床の病院
精神: 全病床のうち80%以上が精神科病床の病院、その他: いずれにも該当しない病院

病院・診療所別 開設主体別 客体構成 (H19年度)

〔N数〕	診療所		診療所計	病院				病院計
	有床	無床		一般	療養	精神	その他	
1. 国	0	0	0	9	0	0	1	10
国立大学法人以外の法人	0	0	0	9	0	0	1	10
2. 公的医療機関	1	1	2	107	1	1	14	123
都道府県	0	0	0	18	0	1	0	19
市町村	0	0	0	58	1	0	10	69
日赤・済生会	0	1	1	17	0	0	2	19
厚生連	0	0	0	10	0	0	1	11
上記以外の公的医療機関	1	0	1	4	0	0	1	5
3. 社会保険関係団体	0	0	0	7	0	0	0	7
4. 公益法人	0	7	7	24	2	5	8	39
5. 医療法人	85	245	330	96	23	42	80	241
6. 学校法人	0	0	0	0	1	0	0	1
7. 社会福祉法人	0	1	1	13	0	0	3	16
8. 医療生協	1	0	1	5	1	0	0	6
9. 会社	0	0	0	0	0	0	0	0
10. その他の法人	0	1	1	6	0	0	1	7
11. 個人	40	282	322	5	4	0	1	10
無回答	0	2	2	0	0	0	1	1
無効回答	0	3	3	1	1	0	0	2
合計	127	542	669	273	33	48	109	463

* 病院種別無回答1を除く

〔構成比(%)〕	診療所		診療所計	病院				病院計
	有床	無床		一般	療養	精神	その他	
1. 国	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.2%	2.2%
国立大学法人以外の法人	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.2%	2.2%
2. 公的医療機関	0.1%	0.1%	0.3%	23.1%	0.2%	0.2%	3.0%	26.6%
都道府県	0.0%	0.0%	0.0%	3.9%	0.0%	0.2%	0.0%	4.1%
市町村	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.2%	0.0%	2.2%	14.9%
日赤・済生会	0.0%	0.1%	0.1%	3.7%	0.0%	0.0%	0.4%	4.1%
厚生連	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	0.2%	2.4%
上記以外の公的医療機関	0.1%	0.0%	0.1%	0.9%	0.0%	0.0%	0.2%	1.1%
3. 社会保険関係団体	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%
4. 公益法人	0.0%	1.0%	1.0%	5.2%	0.4%	1.1%	1.7%	8.4%
5. 医療法人	12.7%	36.6%	49.3%	20.7%	5.0%	9.1%	17.3%	52.1%
6. 学校法人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%
7. 社会福祉法人	0.0%	0.1%	0.1%	2.8%	0.0%	0.0%	0.6%	3.5%
8. 医療生協	0.1%	0.0%	0.1%	1.1%	0.2%	0.0%	0.0%	1.3%
9. 会社	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. その他の法人	0.0%	0.1%	0.1%	1.3%	0.0%	0.0%	0.2%	1.5%
11. 個人	6.0%	42.2%	48.1%	1.1%	0.9%	0.0%	0.2%	2.2%
無回答	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%
無効回答	0.0%	0.4%	0.4%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.4%
合計	19.0%	81.0%	100.0%	59.0%	7.1%	10.4%	23.5%	100.0%

* 病院種別無回答1を除く

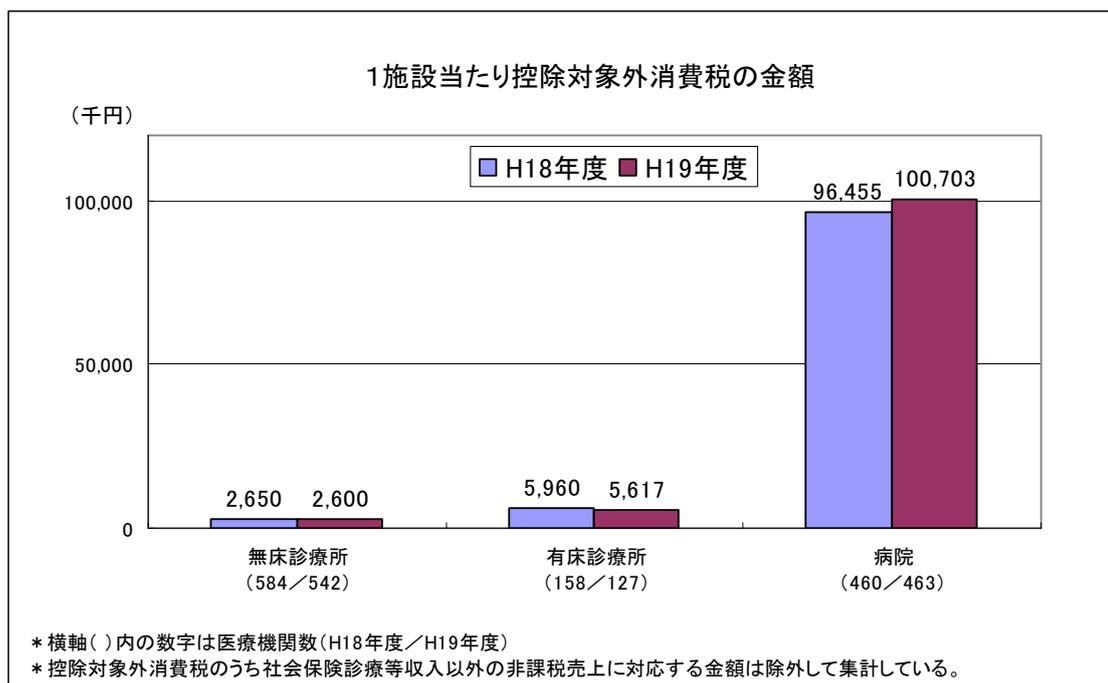
* 一般:全病床のうち80%以上が一般病床の病院、療養:全病床のうち80%以上が療養病床の病院

精神:全病床のうち80%以上が精神科病床の病院、その他:いずれにも該当しない病院

4. 調査の結果

(1) 控除対象外消費税の金額

1 施設当たりの控除対象外消費税の金額¹は、無床診療所は平成 18 年度 265 万円、平成 19 年度 260 万円、有床診療所は平成 18 年度 596 万円、平成 19 年度 561 万円、病院は平成 18 年度 9645 万円、平成 19 年度 1 億 70 万円となった。



¹ 控除対象外消費税の金額の算出

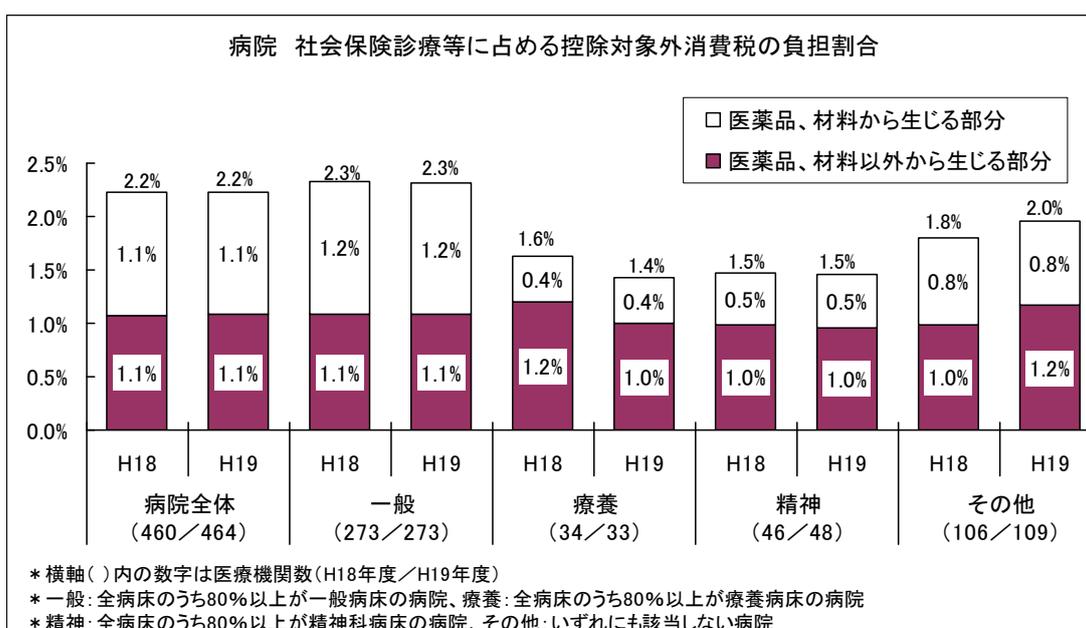
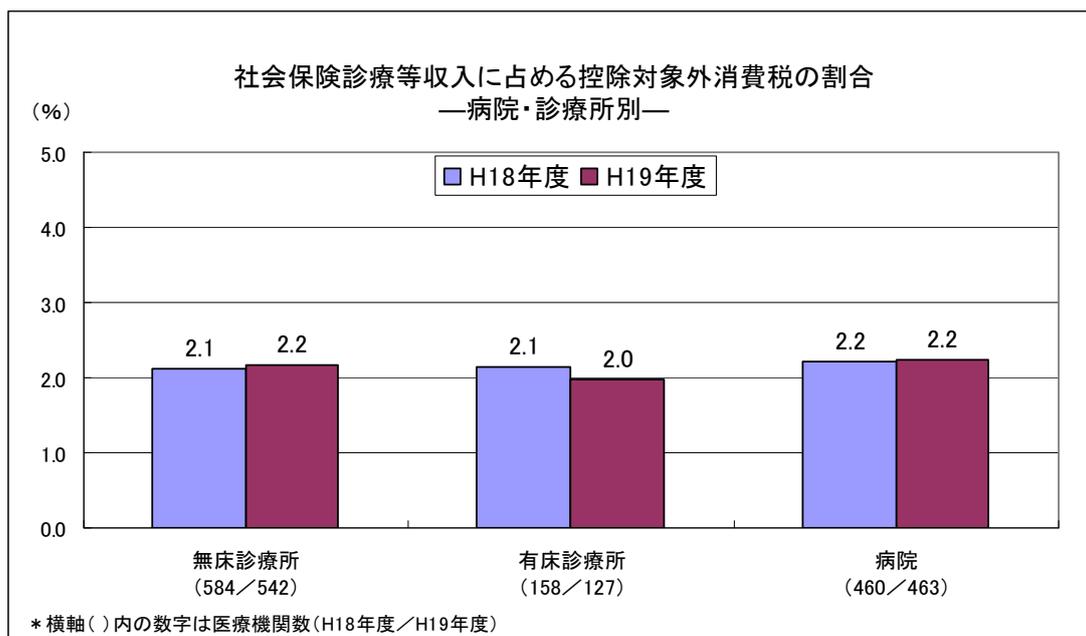
本調査は、社会保険診療報酬が非課税であることに起因する控除対象外消費税を問題にしているが、医療機関には社会保険診療収入以外にも非課税売上が存在する可能性がある。例えば、一定の助産報酬、受取利息などが該当する。厳密には、これらの非課税売上についても控除対象外消費税があるため、ここでは各施設の控除対象外消費税額を社会保険診療等収入とそれ以外の非課税売上に按分し、社会保険診療等収入に係る控除対象外消費税を算出した。本調査結果では、これを単に「控除対象外消費税」と標記する。

また、消費税の課税方式（仕入税額の控除方式）には、一般課税（原則）と簡易課税（特例）があり、さらに一般課税には一括比例配分方式と個別対応方式がある。個別対応方式を適用しており、かつ申告書上実際に控除した個別対応方式による控除額がわかる客体（保有する病院、診療所が1つの客体）で、個別対応方式による控除額が一括比例配分方式による控除額を上回る場合には、個別対応方式によった。

なお、消費税の経理方法には税抜方式と税込方式があるので、調査票に記入された数値はすべて税抜の金額に補正して集計した。

(2) 社会保険診療等収入に占める控除対象外消費税の割合

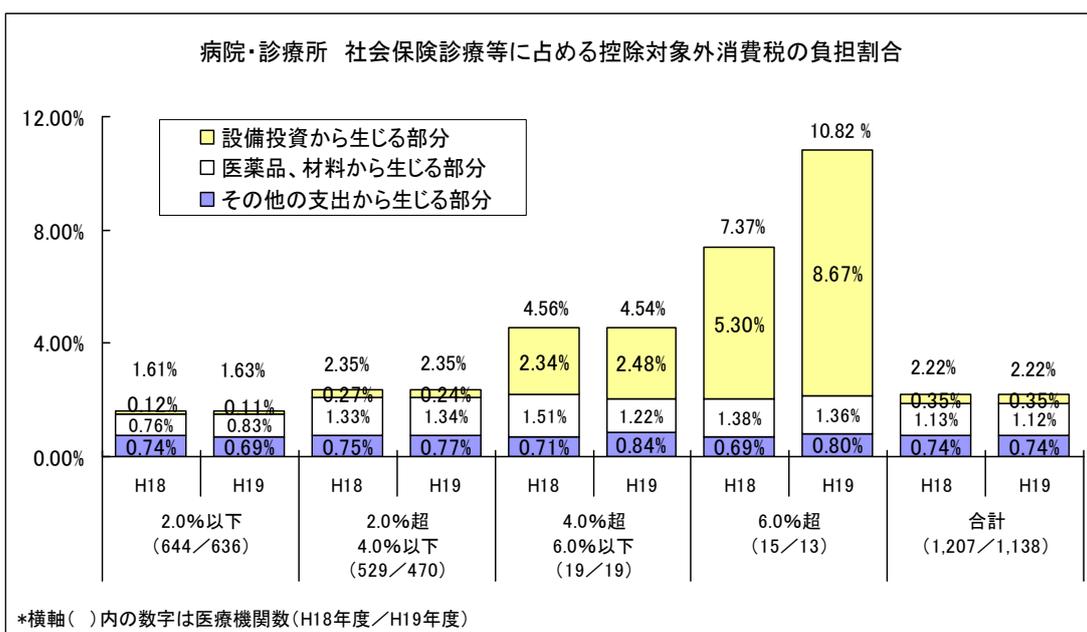
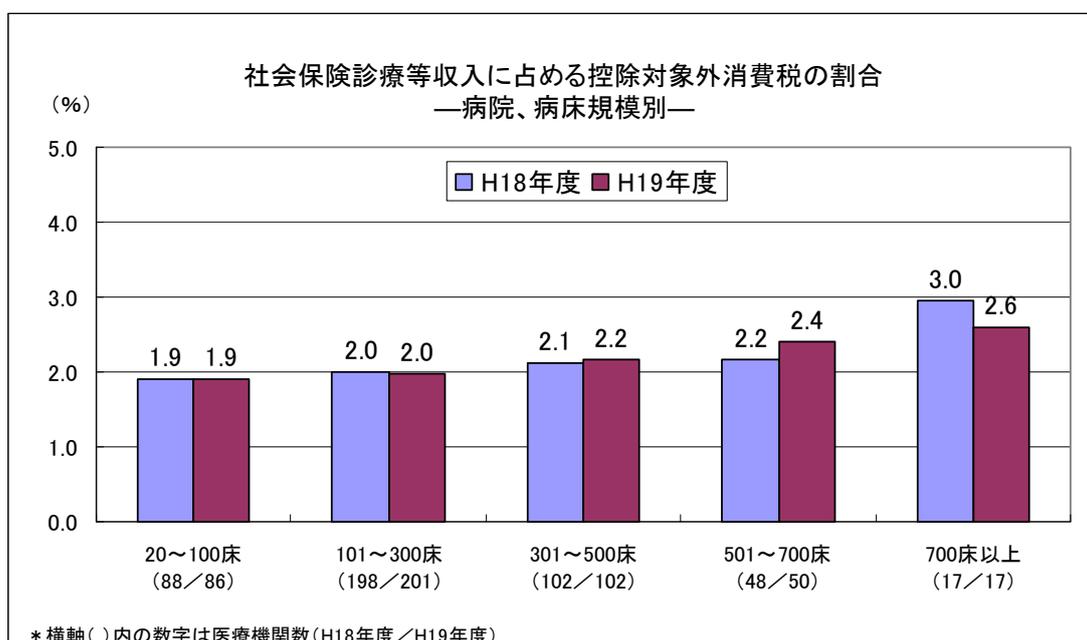
社会保険診療等収入に占める控除対象外消費税の割合（以下、負担割合という）は、有効回答全体では平成18年度、平成19年度ともに2.2%であった。ただし、病院と診療所では抽出率も有効回答率も異なることに留意が必要である。病院と有床診療所、無床診療所の別では負担割合に大きな差は認められない。



医薬品等から生じる負担とそれ以外に分けると、前者は薬価等に補填されている1.1%に近似し、後者は過去に診療報酬に補填されたとされる0.43%を大きく上回っている。

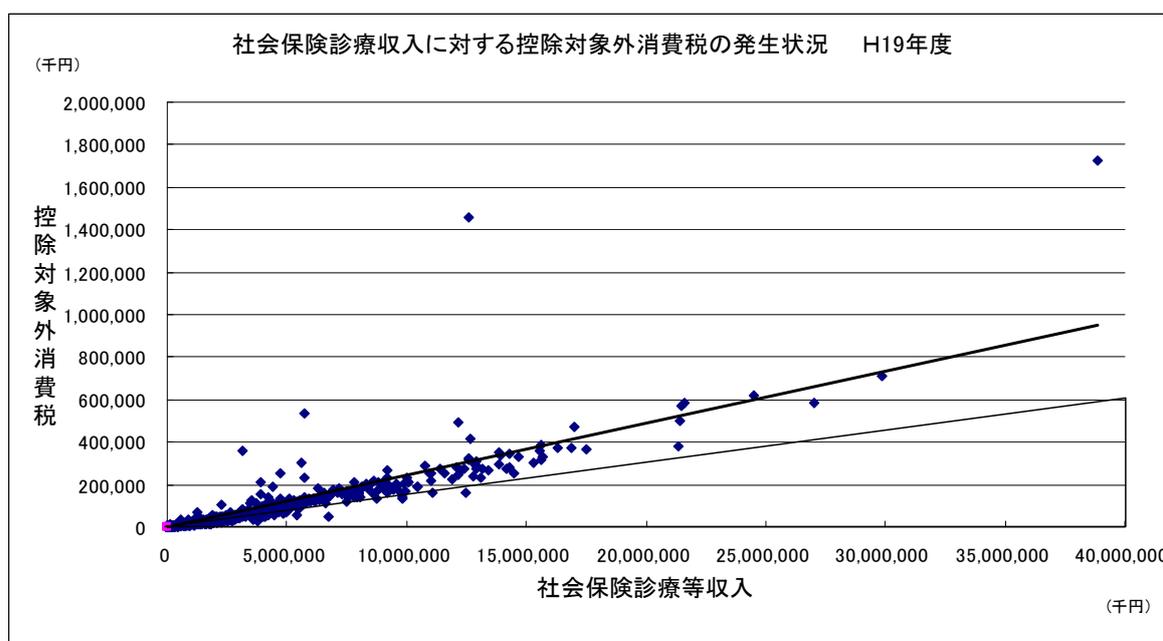
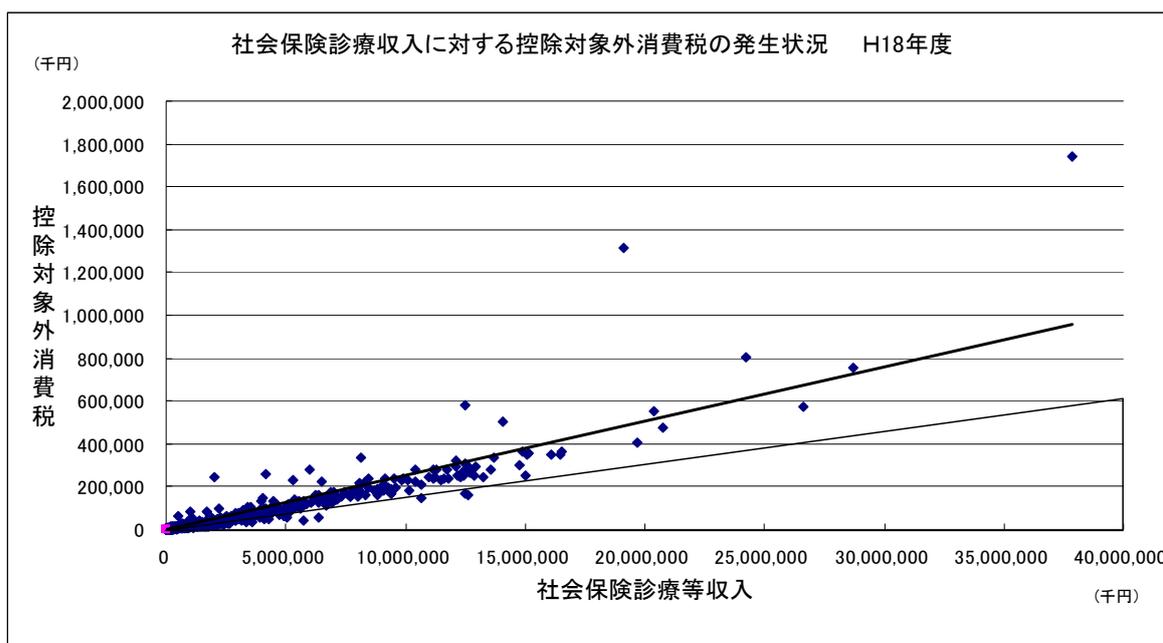
病院の種類別に見ると、「療養」と「精神科」は「一般」に比べて医薬品等から生じる負担が低い(医薬品等の使用が少ないため)が、医薬品等以外から生じる負担は大差ない。病床規模が大きい病院は負担割合がやや高くなる傾向がみられる。

また、負担割合の高いグループでは、控除対象外消費税のうち「設備投資から生ずる部分」が割合を高める最大の要因となっている。



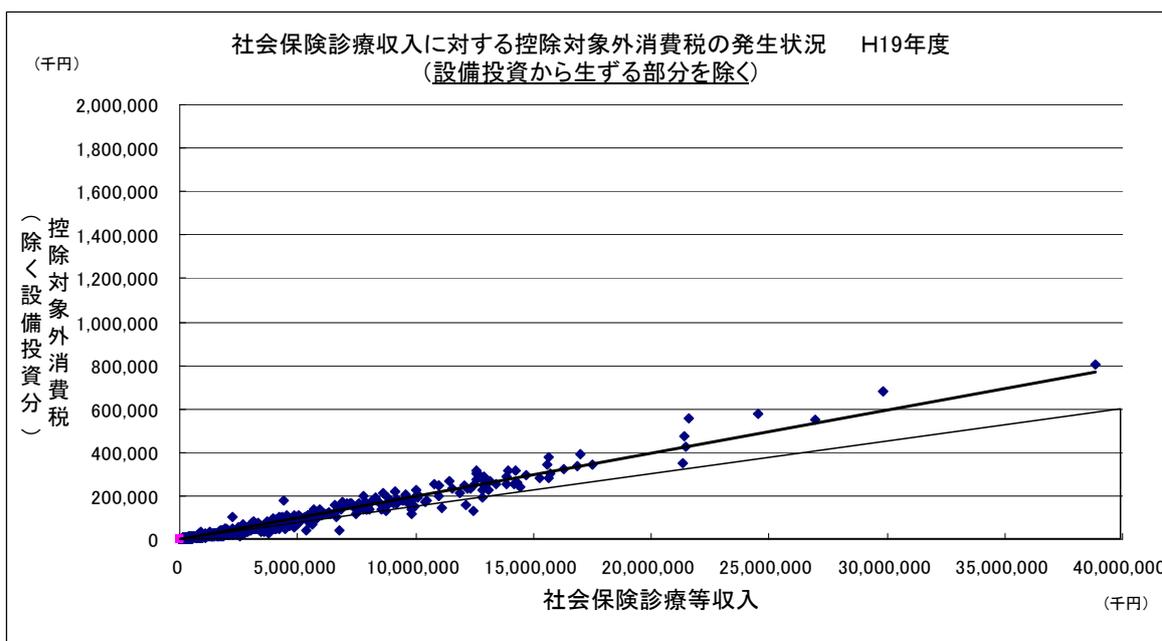
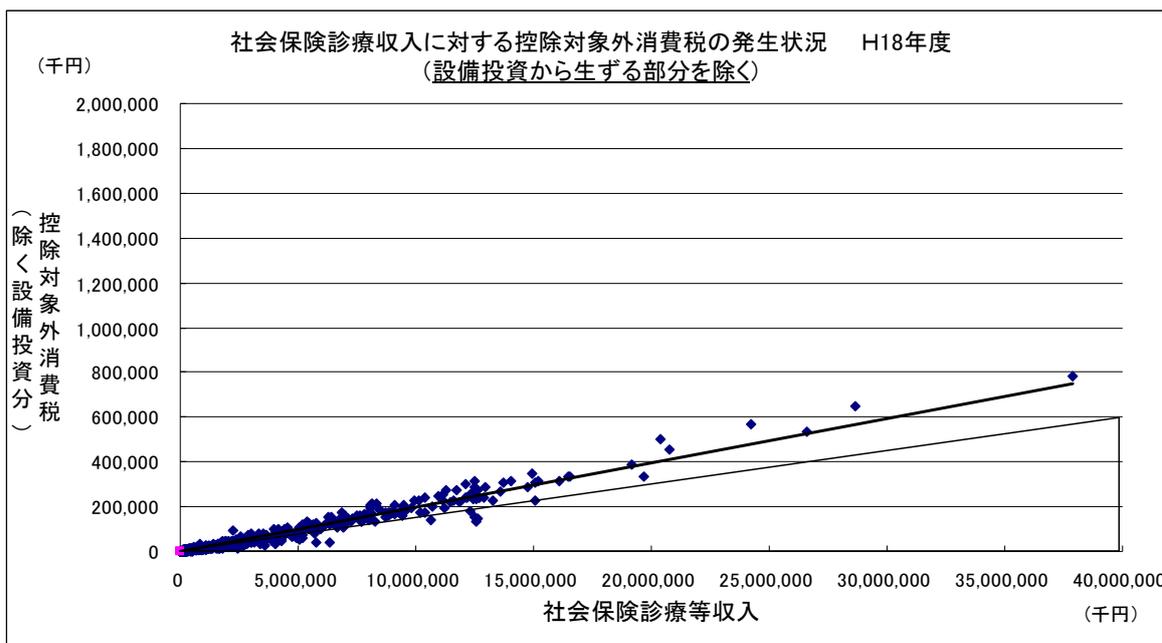
医療機関の控除対象外消費税の負担は、既に社会保険診療の中に1.53%が上乘せされ、補填済みであるとされている。

以下の図は、社会保険診療等収入の額を横軸に、控除対象外消費税の額を縦軸に、プロットしたものであり、グラフ中の網がけ部分(△)は、1.53%の上乗せで補填が足りるエリアである²。しかし、実際には多くの客体がエリアの外に位置している。



² グラフの網がけ部分に位置する医療機関においても、仮に1.53%の上乗せが当該医療機関において実在すると仮定した場合に補填が足りることを意味するに過ぎないことに注意が必要である。

一部の客体において極端に控除対象外消費税が高いのは、その年度に多額の設備投資を行ったことが原因である。控除対象外消費税のうち設備投資から生ずる部分を除いた金額(=控除対象外消費税のうち年間費用から生ずる金額)を縦軸にとってみると、極端な外れ値はなくなる。

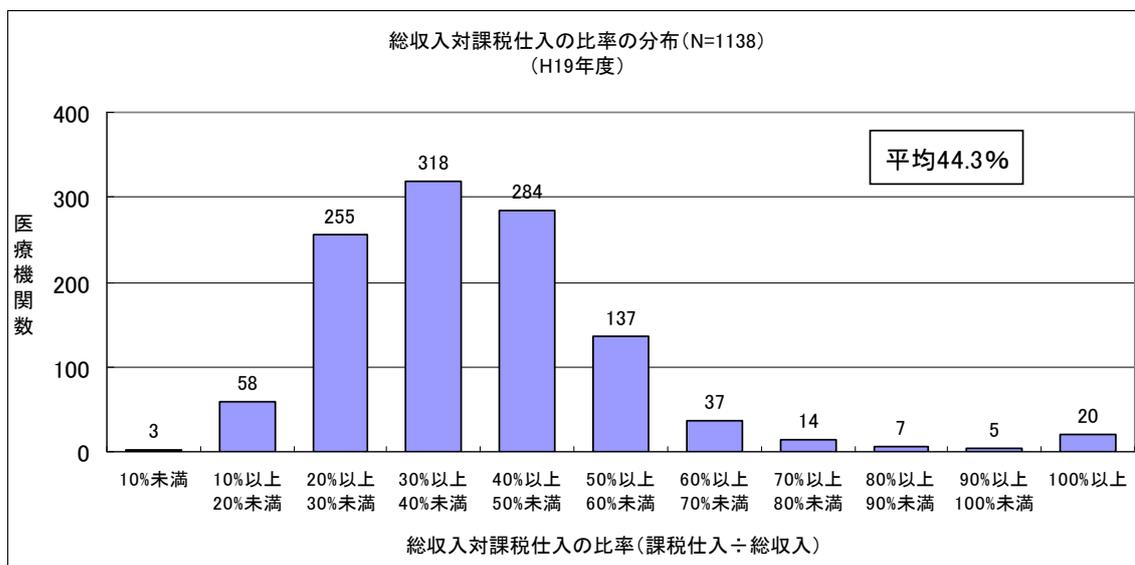
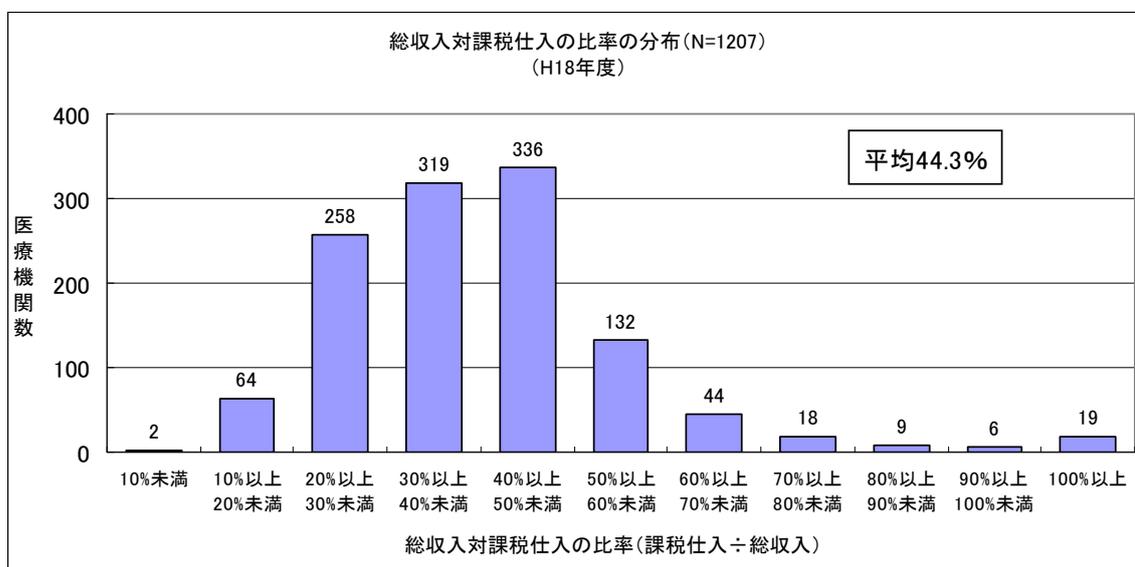


(3) 総収入に占める課税仕入れの割合

控除対象外消費税の負担を診療報酬の中で手当て（補填）するためには、医療機関の総収入に対する課税仕入れの比率を知る必要がある。

平成元年改定時には同比率を 38.1%（うち 30.4%が補填対象）、平成 9 年改定時には 44.8%とした上で、これを前提に改定（消費税負担担当額の上乗せ補填）が行われた。

今回の調査では、同比率の平均は、平成 18 年度、19 年度、いずれも 44.3%であった。しかし、医療機関の費用構造は多様であり、同比率が 50%以上の施設が 2 割近く存在し、100%以上の施設もみられる。こうした個別性を考慮した仕組みをいかに構築するかが課題である。



(4) 益税の発生状況

医療機関が控除対象外消費税の負担を余儀なくされている一方で、併せて「益税³」も発生しているケースがある。

以下、1施設当たりの益税額を、免税事業者、簡易課税事業者の別に集計した。

益税の発生状況 H18年度

	益税が1円以上の施設			益税が0円以下の施設 ⁴		
	客体数	構成比(%)	1施設当たり 益税額	客体数	構成比(%)	1施設当たり 益税額
免税事業者	487	40.3%	122	26	2.2%	-39
無床診療所	427	35.4%	117	24	2.0%	-42
有床診療所	58	4.8%	160	2	0.2%	-0
病院	2	0.2%	163	0	0.0%	-
簡易課税	174	14.4%	237	24	2.0%	-121
無床診療所	72	6.0%	164	9	0.7%	-51
有床診療所	56	4.6%	147	12	1.0%	-74
病院	46	3.8%	463	3	0.2%	-514
合計(免税+簡易課税)	661	54.8%	152	50	4.1%	-78
無床診療所	499	41.3%	123	33	2.7%	-45
有床診療所	114	9.4%	154	14	1.2%	-64
病院	48	4.0%	451	3	0.2%	-514

※客体数の構成比は有効回答総数1207に対する割合

益税の発生状況 H19年度

	益税が1円以上の施設			益税が0円以下の施設 ⁴		
	客体数	構成比(%)	1施設当たり 益税額	客体数	構成比(%)	1施設当たり 益税額
免税事業者	455	40.0%	123	25	2.2%	-116
無床診療所	404	35.5%	121	23	2.0%	-107
有床診療所	49	4.3%	141	2	0.2%	-218
病院	2	0.2%	181	0	0.0%	-
簡易課税	137	12.0%	192	25	2.2%	-76
無床診療所	53	4.7%	155	11	1.0%	-86
有床診療所	39	3.4%	150	11	1.0%	-50
病院	45	4.0%	270	3	0.3%	-137
合計(免税+簡易課税)	592	52.0%	139	50	4.4%	-96
無床診療所	457	40.2%	125	34	3.0%	-100
有床診療所	88	7.7%	145	13	1.1%	-76
病院	47	4.1%	266	3	0.3%	-137

※客体数の構成比は有効回答総数1138に対する割合

³ 本稿において益税とは、自由診療等の課税売上に関して預かった消費税の全部または一部が納税されずに事業者の手許に残るものを言う。益税が発生する原因には、①免税事業者、②簡易課税制度、③課税売上割合95%以上の場合の全額控除制度の3つがある(①②はこれまでの改正で徐々に縮小されてきた。③は医療機関にはほぼ無関係と考えてよい)。益税は課税売上に関して発生する問題であり、非課税売上に関して発生する控除対象外消費税とは別の問題ではあるが、この機会に関連項目として集計した。

⁴ 免税事業者又は簡易課税を選択したことにより、一般課税よりも不利(納税額の増加、還付税額の減少)になる場合を、「益税が0円以下の施設」として集計した。

(5) 課税方式等の適用状況

消費税の免税点制度や簡易課税制度といった小規模事業者の負担軽減のための特例的な課税方式は、消費税創設以来の累次の改正で徐々に縮小されてきた。

とはいえ、現在でも、診療所の7割前後が免税事業者に該当し、2割前後が簡易課税を適用している。一方、病院では8割以上が一般課税を適用しており、簡易課税は1割前後、免税事業者はほとんどない状況である。

病院・診療所別 課税方式等別施設数

	H18年度		H19年度	
	客体数	客体構成比	客体数	客体構成比
診療所				
1. 免税事業者	511	68.9%	478	71.4%
2. 簡易課税制度	149	20.1%	114	17.0%
3. 一般課税（個別対応方式）	22	3.0%	21	3.1%
4. 一般課税（一括比例配分方式）	52	7.0%	42	6.3%
無回答・無効回答	8	1.1%	14	2.1%
合計	742	100.0%	669	100.0%
病院				
1. 免税事業者	2	0.4%	2	0.4%
2. 簡易課税制度	49	10.7%	48	10.3%
3. 一般課税（個別対応方式）	95	20.7%	95	20.5%
4. 一般課税（一括比例配分方式）	292	63.5%	297	64.0%
無回答・無効回答	22	4.8%	22	4.7%
合計	460	100.0%	464	100.0%
病院・診療所合計				
1. 免税事業者	513	42.5%	480	42.2%
2. 簡易課税制度	198	16.4%	162	14.2%
3. 一般課税（個別対応方式）	117	9.7%	116	10.2%
4. 一般課税（一括比例配分方式）	349	28.9%	344	30.2%
無回答・無効回答	30	2.5%	36	3.2%
合計	1,207	100.0%	1,138	100.0%

病院診療所の区分が無効の客体が5件あるため合計が一致しない。

(6) 総収入額（総収益）の規模

日本医師会はゼロ税率ないし軽減税率等による課税制度とすることを求めている⁵。仮にそうなった場合、医療機関の総収入額はほぼ全額が課税売上となる。大多数の医療機関は課税売上高が 5,000 万円を超え、簡易課税の適用を受ける医療機関は大きく減少することとなる。病院は言うに及ばず、診療所においても 85%前後が一般課税の適用を受けることになると考えられる。

総収入規模別施設数

		合計		診療所		病院		無回答・ 無効回答
		数	構成比%	数	構成比%	数	構成比%	
H18年度	総収入5千万円以下	104	8.6%	104	14.0%	0	0.0%	0
	総収入5千万円超	1,103	91.4%	638	86.0%	460	100.0%	5
	総数	1,207	100.0%	742	100.0%	460	100.0%	5
H19年度	総収入5千万円以下	110	9.7%	110	16.4%	0	0.0%	0
	総収入5千万円超	1,028	90.3%	559	83.6%	464	100.0%	5
	総数	1,138	100.0%	669	100.0%	464	100.0%	5

以上

⁵ 平成 21 年度 医療に関する税制に対する意見（平成 20 年 8 月）日本医師会

まとめ

- (1) 控除対象外消費税の負担 (2.2%) を、医薬品・材料から生ずる部分 (1.1%) と、それ以外の部分 (1.1%) に分けてみると、前者は薬価による補填 (1.1%) と近似し、後者は診療報酬による補填 (0.43%) を大きく上回っている。
- (2) 医薬品・材料以外から生ずる部分の負担 (1.1%) を、設備投資から生ずる部分 (0.35%) とその他の支出から生ずる部分 (0.74%) に分けてみると、変動要因の大部分は設備投資であり、その負担は一部の医療機関に極端に偏っている。

集計表

調査票

H18年度(全体)

	客体数	客体構成比	①	②	③	④
			課税売上	総収入	課税売上割合 (①/②)	課税費用
開設者区分						
1. 国	9	0.7%	351,324	9,402,819	3.7%	3,615,049
国立大学法人	0	0.0%	-	-	-	-
国立大学法人以外の法人	9	0.7%	351,324	9,402,819	3.7%	3,615,049
2. 公的医療機関	127	10.5%	304,344	7,791,152	3.9%	2,949,808
都道府県	19	1.6%	280,697	9,155,811	3.1%	3,567,352
市町村	71	5.9%	279,214	7,680,263	3.6%	2,886,657
日赤・済生会	20	1.7%	346,134	6,413,982	5.4%	2,589,334
厚生連	11	0.9%	435,638	8,271,894	5.3%	3,127,058
ア～エ以外の法人	6	0.5%	296,604	8,491,125	3.5%	2,618,156
3. 社会保険関係団体	7	0.6%	519,323	7,506,990	6.9%	3,050,502
4. 公益法人	45	3.7%	605,134	5,563,977	10.9%	2,218,511
5. 医療法人	664	55.0%	81,276	1,175,734	6.9%	406,272
6. 学校法人	1	0.1%				
7. 社会福祉法人	16	1.3%	303,116	5,802,573	5.2%	2,401,815
8. 医療生協	7	0.6%	204,332	3,801,773	5.4%	1,417,971
9. 会社	0	0.0%	-	-	-	-
10. その他の法人	8	0.7%	489,412	6,649,651	7.4%	2,721,590
11. 個人	314	26.0%	14,979	179,276	8.4%	71,342
無回答	3	0.2%	60,482	526,741	11.5%	146,926
無効回答	6	0.5%	238,529	4,084,178	5.8%	1,726,002
合計	1,207	100.0%	118,685	2,000,070	5.9%	747,124
病・診区分						
1. 無床診療所	584	48.4%	24,319	152,274	16.0%	55,838
2. 有床診療所	158	13.1%	22,657	310,034	7.3%	119,038
3. 病院	460	38.1%	268,524	4,875,611	5.5%	1,823,089
無回答	2	0.2%	265,980	3,311,090	8.0%	1,100,934
無効回答	3	0.2%	472,594	8,922,347	5.3%	3,179,456
合計	1,207	100.0%	118,685	2,000,070	5.9%	747,124
課税方式等						
1. 免税事業者	513	42.5%	3,959	112,467	3.5%	43,129
2. 簡易課税制度	198	16.4%	24,786	494,915	5.0%	152,191
3. 一般課税(個別対応方式)	117	9.7%	257,055	3,558,510	7.2%	1,283,988
4. 一般課税(一括比例配分方式)	349	28.9%	275,159	4,799,719	5.7%	1,825,123
無回答	17	1.4%	152,744	2,526,649	6.0%	742,374
無効回答	13	1.1%	585,496	9,538,060	6.1%	3,823,427
合計	1,207	100.0%	118,685	2,000,070	5.9%	747,124

※控除対象外消費税は社会保険診療等以外の非課税収入に対しても生じる(ただし金額は僅少)ことから、表中③においては、社会保険診療等収入にかか

(金額は1施設当たり、単位:千円)

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
総費用	設備投資	課税仕入 (④+⑥)	総収入対 課税仕入 の比率 (⑦/②)	社会保険 診療等収入	控除対象外 消費税額	社保診等収入 に占める控除 対象外消費税 の割合 (⑩/⑨)	⑪のうち課税 費用対応分 (⑪×④/⑦)	⑪のうち設備 投資対応分 (⑪×⑥/⑦)
9,089,709	467,232	4,082,280	43.4%	8,752,590	189,985	2.2%	1.9%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
9,089,709	467,232	4,082,280	43.4%	8,752,590	189,985	2.2%	1.9%	0.2%
7,986,192	600,652	3,550,460	45.6%	6,762,588	154,884	2.3%	1.9%	0.4%
9,473,546	371,895	3,939,247	43.0%	7,455,118	161,058	2.2%	2.0%	0.2%
7,897,583	735,826	3,622,483	47.2%	6,640,099	157,710	2.4%	1.9%	0.5%
6,555,789	651,212	3,240,547	50.5%	5,919,898	149,226	2.5%	2.0%	0.5%
8,353,567	255,466	3,382,524	40.9%	7,663,367	156,480	2.0%	1.9%	0.2%
8,419,250	189,808	2,807,964	33.1%	7,176,564	117,831	1.6%	1.5%	0.1%
7,389,474	226,583	3,277,085	43.7%	6,844,888	150,072	2.2%	2.0%	0.2%
5,465,358	685,666	2,904,177	52.2%	4,826,496	127,662	2.6%	2.0%	0.6%
1,119,805	53,348	459,620	39.1%	1,067,642	20,785	1.9%	1.7%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
5,818,756	426,452	2,828,267	48.7%	5,403,969	132,004	2.4%	2.1%	0.4%
3,720,223	127,398	1,545,370	40.6%	3,551,469	72,484	2.0%	1.9%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
6,392,898	755,053	3,476,643	52.3%	5,631,705	144,414	2.6%	2.0%	0.6%
151,245	7,672	79,013	44.1%	162,534	3,600	2.2%	2.0%	0.2%
520,165	2,589	149,516	28.4%	451,673	6,417	1.4%	1.4%	0.0%
3,821,839	721,192	2,447,194	59.9%	3,819,585	113,896	3.0%	2.1%	0.9%
1,972,470	139,899	887,023	44.3%	1,776,776	39,437	2.2%	1.9%	0.4%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
134,771	9,745	65,583	43.1%	125,088	2,650	2.1%	1.8%	0.3%
285,791	13,157	132,195	42.6%	278,837	5,960	2.1%	1.9%	0.2%
4,836,859	340,209	2,163,298	44.4%	4,341,921	96,455	2.2%	1.9%	0.3%
3,136,494	1,982,830	3,083,763	93.1%	3,035,466	141,281	4.7%	1.7%	3.0%
8,560,750	208,861	3,388,317	38.0%	8,035,391	153,207	1.9%	1.8%	0.1%
1,972,470	139,899	887,023	44.3%	1,776,776	39,437	2.2%	1.9%	0.4%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
96,599	4,097	47,226	42.0%	106,287	2,241	2.1%	1.9%	0.2%
464,170	20,658	172,850	34.9%	456,494	8,005	1.8%	1.5%	0.2%
3,480,568	185,309	1,469,297	41.3%	3,232,435	66,679	2.1%	1.8%	0.3%
4,781,494	319,199	2,144,323	44.7%	4,219,985	94,335	2.2%	1.9%	0.3%
2,486,962	88,898	831,272	32.9%	2,111,871	34,916	1.7%	1.5%	0.2%
9,312,629	2,159,490	5,982,917	62.7%	8,675,842	272,931	3.1%	2.0%	1.1%
1,972,470	139,899	887,023	44.3%	1,776,776	39,437	2.2%	1.9%	0.4%

る控除対象外消費税に限って計上し、これを単に「控除対象外消費税」としている。

H19年度(全体)

	客体数	客体構成比	①	②	③	④
			課税売上	総収入	課税売上割合 (①/②)	課税費用
開設者区分						
1. 国	10	0.9%	416,518	10,520,878	4.0%	3,989,366
国立大学法人	0	0.0%	-	-	-	-
国立大学法人以外の法人	10	0.9%	416,518	10,520,878	4.0%	3,989,366
2. 公的医療機関	127	11.2%	305,160	8,035,796	3.8%	3,038,680
都道府県	19	1.7%	294,235	9,324,440	3.2%	3,648,298
市町村	71	6.2%	279,214	7,760,542	3.6%	2,955,224
日赤・済生会	20	1.8%	336,458	7,348,179	4.6%	2,594,105
厚生連	11	1.0%	442,161	8,540,502	5.2%	3,447,737
ア～エ以外の法人	6	0.5%	291,291	8,579,013	3.4%	2,827,775
3. 社会保険関係団体	7	0.6%	870,186	7,697,700	11.3%	3,066,827
4. 公益法人	46	4.0%	632,374	6,075,222	10.4%	2,462,725
5. 医療法人	574	50.4%	91,320	1,354,502	6.7%	465,313
6. 学校法人	1	0.1%				
7. 社会福祉法人	17	1.5%	339,769	6,250,053	5.4%	2,421,118
8. 医療生協	7	0.6%	209,719	3,961,315	5.3%	1,457,930
9. 会社	0	0.0%	-	-	-	-
10. その他の法人	8	0.7%	499,603	7,290,466	6.9%	2,919,964
11. 個人	332	29.2%	14,699	178,855	8.2%	70,788
無回答	3	0.3%	56,989	499,292	11.4%	138,893
無効回答	6	0.5%	237,612	4,589,247	5.2%	1,971,444
合計	1,138	100.0%	130,336	2,213,228	5.9%	824,645
病・診区分						
1. 無床診療所	542	47.6%	25,892	149,556	17.3%	56,089
2. 有床診療所	127	11.2%	22,758	316,596	7.2%	117,537
3. 病院	464	40.8%	278,937	5,088,897	5.5%	1,896,442
無回答	2	0.2%	235,910	4,429,444	5.3%	1,544,934
無効回答	3	0.3%	499,855	9,093,124	5.5%	3,359,773
合計	1,138	100.0%	130,336	2,213,228	5.9%	824,645
課税方式等						
1. 免税事業者	480	42.2%	4,087	104,287	3.9%	39,893
2. 簡易課税制度	162	14.2%	20,834	521,219	4.0%	166,066
3. 一般課税(個別対応方式)	116	10.2%	303,835	3,883,764	7.8%	1,368,458
4. 一般課税(一括比例配分方式)	344	30.2%	280,214	5,048,725	5.6%	1,910,549
無回答	23	2.0%	147,088	2,760,132	5.3%	1,079,753
無効回答	13	1.1%	612,583	10,261,313	6.0%	3,968,438
合計	1,138	100.0%	130,336	2,213,228	5.9%	824,645

※控除対象外消費税は社会保険診療等以外の非課税収入に対しても生じる(ただし金額は僅少)ことから、表中④においては、社会保険診療等収入にか

(金額は1施設当たり、単位:千円)

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
総費用	設備投資	課税仕入 (④+⑥)	総収入対 課税仕入 の比率 (⑦/②)	社会保険 診療等収入	控除対象外 消費税額	社保診等収入 に占める控除 対象外消費税 の割合 (⑩/⑨)	⑪のうち課税 費用対応分 (⑪×④/⑦)	⑪のうち設備 投資対応分 (⑪×⑥/⑦)
9,972,351	345,117	4,334,483	41.2%	9,776,040	201,486	2.1%	1.9%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
9,972,351	345,117	4,334,483	41.2%	9,776,040	201,486	2.1%	1.9%	0.2%
8,144,773	664,018	3,702,698	46.1%	6,899,822	159,282	2.3%	1.9%	0.4%
9,569,280	488,517	4,136,815	44.4%	7,627,614	169,478	2.2%	2.0%	0.3%
8,029,259	808,568	3,763,792	48.5%	6,738,673	163,385	2.4%	1.9%	0.5%
6,928,602	266,806	2,860,911	38.9%	6,171,414	121,867	2.0%	1.8%	0.2%
8,504,913	222,828	3,670,565	43.0%	7,850,982	168,712	2.1%	2.0%	0.1%
8,394,404	1,642,141	4,469,916	52.1%	7,186,317	185,875	2.6%	1.6%	1.0%
7,690,488	226,288	3,293,115	42.8%	7,043,150	151,101	2.1%	2.0%	0.1%
5,942,420	894,480	3,357,205	55.3%	5,268,594	147,641	2.8%	2.1%	0.7%
1,281,041	69,159	534,472	39.5%	1,235,646	24,312	2.0%	1.7%	0.3%
6,066,730	224,342	2,645,460	42.3%	5,802,023	123,087	2.1%	1.9%	0.2%
3,814,980	93,901	1,551,830	39.2%	3,700,747	72,836	2.0%	1.8%	0.1%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
6,955,578	173,026	3,092,990	42.4%	6,386,998	135,576	2.1%	2.0%	0.1%
150,352	5,813	76,601	42.8%	162,076	3,472	2.1%	2.0%	0.2%
505,307	4,436	143,329	28.7%	428,474	6,187	1.4%	1.4%	0.0%
4,249,352	56,573	2,028,016	44.2%	4,281,235	94,667	2.2%	2.1%	0.1%
2,161,913	156,764	981,408	44.3%	1,961,890	43,490	2.2%	1.9%	0.4%
131,986	7,299	63,388	42.4%	120,618	2,600	2.2%	1.9%	0.2%
283,351	6,469	124,006	39.2%	284,784	5,617	2.0%	1.9%	0.1%
4,995,145	372,237	2,268,679	44.6%	4,521,885	100,703	2.2%	1.9%	0.4%
4,226,213	35,311	1,580,245	35.7%	4,070,828	72,646	1.8%	1.7%	0.0%
8,845,331	277,082	3,636,855	40.0%	8,263,966	165,711	2.0%	1.9%	0.2%
2,161,913	156,764	981,408	44.3%	1,961,890	43,490	2.2%	1.9%	0.4%
89,776	3,980	43,874	42.1%	97,834	2,064	2.1%	1.9%	0.2%
483,258	23,555	189,621	36.4%	485,044	8,838	1.8%	1.6%	0.2%
3,658,141	160,550	1,529,009	39.4%	3,470,063	68,312	2.0%	1.8%	0.2%
5,020,219	343,151	2,253,700	44.6%	4,457,406	99,282	2.2%	1.9%	0.3%
2,709,837	121,320	1,201,073	43.5%	2,381,824	52,864	2.2%	2.0%	0.2%
9,634,706	2,554,821	6,523,259	63.6%	8,956,642	290,421	3.2%	2.0%	1.3%
2,161,913	156,764	981,408	44.3%	1,961,890	43,490	2.2%	1.9%	0.4%

る控除対象外消費税に限って計上し、これを単に「控除対象外消費税」としている。

H18年度(病院 開設者等別)

	客体数	客体構成比	①	②	③	④
			課税売上	総収入	課税売上割合 (①/②)	課税費用
開設者区分						
1. 国	9	2.0%	351,324	9,402,819	3.7%	3,615,049
国立大学法人	0	0.0%	-	-	-	-
国立大学法人以外の法人	9	2.0%	351,324	9,402,819	3.7%	3,615,049
2. 公的医療機関	122	26.5%	307,757	7,966,874	3.9%	3,018,654
都道府県	19	4.1%	280,697	9,155,811	3.1%	3,567,352
市町村	68	14.8%	280,516	7,769,747	3.6%	2,923,342
日赤・済生会	19	4.1%	346,076	6,732,748	5.1%	2,718,774
厚生連	11	2.4%	435,638	8,271,894	5.3%	3,127,058
ア～エ以外の法人	5	1.1%	354,114	10,148,477	3.5%	3,130,920
3. 社会保険関係団体	7	1.5%	519,323	7,506,990	6.9%	3,050,502
4. 公益法人	38	8.3%	524,582	6,371,340	8.2%	2,548,604
5. 医療法人	243	52.8%	187,641	2,781,821	6.7%	954,854
6. 学校法人	1	0.2%				
7. 社会福祉法人	15	3.3%	323,201	6,183,618	5.2%	2,559,529
8. 医療生協	6	1.3%	232,891	4,368,908	5.3%	1,633,411
9. 会社	0	0.0%	-	-	-	-
10. その他の法人	6	1.3%	598,974	8,772,350	6.8%	3,602,902
11. 個人	10	2.2%	269,243	2,428,440	11.1%	931,409
無回答	1	0.2%	179,879	1,382,534	13.0%	384,386
無効回答	2	0.4%	420,169	8,473,972	5.0%	3,864,800
合計	460	100.0%	268,524	4,875,611	5.5%	1,823,089
病院種別						
1. 一般病床	273	59.3%	363,782	6,841,861	5.3%	2,661,082
2. 療養病床	34	7.4%	190,201	1,325,853	14.3%	361,311
3. 精神科病床	46	10.0%	84,312	1,810,412	4.7%	436,871
4. その他	106	23.0%	130,043	2,308,308	5.6%	747,520
5. 無回答	1	0.2%				
無効回答	0	0.0%	-	-	-	-
合計	460	100.0%	268,524	4,875,611	5.5%	1,823,089
課税方式等						
1. 免税事業者	2	0.4%	8,858	636,957	1.4%	420,368
2. 簡易課税制度	49	10.7%	41,812	1,211,993	3.4%	326,830
3. 一般課税 (個別対応方式)	95	20.7%	260,121	4,263,177	6.1%	1,535,872
4. 一般課税 (一括比例配分方式)	292	63.5%	300,856	5,522,955	5.4%	2,104,025
無回答	10	2.2%	131,516	4,079,486	3.2%	1,186,418
無効回答	12	2.6%	631,478	10,301,662	6.1%	4,134,876
合計	460	100.0%	268,524	4,875,611	5.5%	1,823,089

※控除対象外消費税は社会保険診療等以外の非課税収入に対しても生じる(ただし金額は僅少)ことから、表中③においては、社会保険診療等収入にかか

(金額は1施設当たり、単位:千円)

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
総費用	設備投資	課税仕入 (④+⑥)	総収入対 課税仕入 の比率 (⑦/②)	社会保険 診療等収入	控除対象外 消費税額	社保診等収入 に占める控除 対象外消費税 の割合 (⑩/⑨)	⑪のうち課税 費用対応分 (⑪×④/⑦)	⑪のうち設備 投資対応分 (⑪×⑥/⑦)
9,089,709	467,232	4,082,280	43.4%	8,752,590	189,985	2.2%	1.9%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
9,089,709	467,232	4,082,280	43.4%	8,752,590	189,985	2.2%	1.9%	0.2%
8,170,909	619,207	3,637,862	45.7%	6,915,754	158,723	2.3%	1.9%	0.4%
9,473,546	371,895	3,939,247	43.0%	7,455,118	161,058	2.2%	2.0%	0.2%
7,997,813	757,568	3,680,910	47.4%	6,713,631	160,214	2.4%	1.9%	0.5%
6,883,320	685,387	3,404,161	50.6%	6,230,952	157,070	2.5%	2.0%	0.5%
8,353,567	255,466	3,382,524	40.9%	7,663,367	156,480	2.0%	1.9%	0.2%
10,065,983	226,033	3,356,952	33.1%	8,572,532	140,791	1.6%	1.5%	0.1%
7,389,474	226,583	3,277,085	43.7%	6,844,888	150,072	2.2%	2.0%	0.2%
6,254,860	802,376	3,350,980	52.6%	5,695,933	150,763	2.6%	2.0%	0.6%
2,657,197	122,515	1,077,369	38.7%	2,531,048	48,955	1.9%	1.7%	0.2%
6,200,813	454,882	3,014,411	48.7%	5,759,619	140,709	2.4%	2.1%	0.4%
4,278,563	148,509	1,781,920	40.8%	4,082,384	83,601	2.0%	1.9%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
8,416,500	1,006,738	4,609,639	52.5%	7,468,856	191,939	2.6%	2.0%	0.6%
2,345,220	78,874	1,010,282	41.6%	2,131,079	44,335	2.1%	1.9%	0.2%
1,377,303	5,328	389,714	28.2%	1,159,068	16,336	1.4%	1.4%	0.0%
7,971,157	172,135	4,036,935	47.6%	7,986,249	190,119	2.4%	2.3%	0.1%
4,836,859	340,209	2,163,298	44.4%	4,341,921	96,455	2.2%	1.9%	0.3%
6,809,351	516,537	3,177,619	46.4%	6,078,138	141,458	2.3%	1.9%	0.4%
1,241,876	65,255	426,565	32.2%	1,099,459	17,940	1.6%	1.4%	0.2%
1,780,307	97,537	534,409	29.5%	1,694,765	24,988	1.5%	1.2%	0.3%
2,266,170	82,035	829,555	35.9%	2,082,811	37,387	1.8%	1.6%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
4,836,859	340,209	2,163,298	44.4%	4,341,921	96,455	2.2%	1.9%	0.3%
558,644	3,497	423,864	66.5%	616,545	20,503	3.3%	3.3%	0.0%
1,173,563	54,117	380,946	31.4%	1,123,279	17,710	1.6%	1.4%	0.2%
4,170,359	223,739	1,759,611	41.3%	3,920,287	80,849	2.1%	1.8%	0.3%
5,510,530	354,067	2,458,092	44.5%	4,866,725	108,463	2.2%	1.9%	0.3%
4,035,159	135,459	1,321,877	32.4%	3,505,183	57,525	1.6%	1.5%	0.2%
10,060,233	2,319,985	6,454,861	62.7%	9,370,596	294,472	3.1%	2.0%	1.1%
4,836,859	340,209	2,163,298	44.4%	4,341,921	96,455	2.2%	1.9%	0.3%

る控除対象外消費税に限って計上し、これを単に「控除対象外消費税」としている。

H19年度(病院 開設者等別)

	客体数	客体構成比	①	②	③	④
			課税売上	総収入	課税売上割合 (①/②)	課税費用
開設者区分						
1. 国	10	2.2%	416,518	10,520,878	4.0%	3,989,366
国立大学法人	0	0.0%	-	-	-	-
国立大学法人以外の法人	10	2.2%	416,518	10,520,878	4.0%	3,989,366
2. 公的医療機関	123	26.5%	306,277	8,154,742	3.8%	3,085,304
都道府県	19	4.1%	294,235	9,324,440	3.2%	3,648,298
市町村	69	14.9%	276,689	7,740,699	3.6%	2,950,127
日赤・済生会	19	4.1%	336,133	7,712,625	4.4%	2,725,078
厚生連	11	2.4%	442,161	8,540,502	5.2%	3,447,737
ア～エ以外の法人	5	1.1%	347,949	10,255,059	3.4%	3,382,880
3. 社会保険関係団体	7	1.5%	870,186	7,697,700	11.3%	3,066,827
4. 公益法人	39	8.4%	549,703	6,949,205	7.9%	2,825,192
5. 医療法人	242	52.2%	187,386	2,852,718	6.6%	973,942
6. 学校法人	1					
7. 社会福祉法人	16	3.4%	360,888	6,636,124	5.4%	2,570,115
8. 医療生協	6	1.3%	239,067	4,558,560	5.2%	1,681,966
9. 会社	0	0.0%	-	-	-	-
10. その他の法人	7	1.5%	524,326	8,258,973	6.3%	3,317,394
11. 個人	10	2.2%	268,010	2,595,831	10.3%	978,269
無回答	1	0.2%	169,267	1,334,282	12.7%	357,595
無効回答	2	0.4%	449,301	8,878,853	5.1%	4,158,810
合計	464	100.0%	278,937	5,088,897	5.5%	1,896,442
病院種別						
1. 一般病床	273	58.8%	394,715	7,243,108	5.4%	2,796,018
2. 療養病床	33	7.1%	89,122	1,286,197	6.9%	352,716
3. 精神科病床	48	10.3%	82,717	1,827,655	4.5%	442,644
4. その他	109	23.5%	134,621	2,309,093	5.8%	763,395
5. 無回答	1	0.2%				
無効回答	0	0.0%	-	-	-	-
合計	464	100.0%	278,937	5,088,897	5.5%	1,896,442
課税方式等						
1. 免税事業者	2	0.4%	8,229	671,783	1.2%	431,508
2. 簡易課税制度	48	10.3%	27,855	1,179,426	2.4%	340,213
3. 一般課税(個別対応方式)	95	20.5%	315,108	4,628,451	6.8%	1,626,141
4. 一般課税(一括比例配分方式)	297	64.0%	297,580	5,624,402	5.3%	2,132,146
無回答	10	2.2%	186,021	6,015,471	3.1%	2,355,938
無効回答	12	2.6%	658,047	11,082,282	5.9%	4,288,802
合計	464	100.0%	278,937	5,088,897	5.5%	1,896,442

※控除対象外消費税は社会保険診療等以外の非課税収入に対しても生じる(ただし金額は僅少)ことから、表中③においては、社会保険診療等収入にかか

(金額は1施設当たり、単位:千円)

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
総費用	設備投資	課税仕入 (④+⑥)	総収入対 課税仕入 の比率 (⑦/②)	社会保険 診療等収入	控除対象外 消費税額	社保診等収入 に占める控除 対象外消費税 の割合 (⑩/⑨)	⑪のうち課税 費用対応分 (⑪×④/⑦)	⑪のうち設備 投資対応分 (⑪×⑥/⑦)
9,972,351	345,117	4,334,483	41.2%	9,776,040	201,486	2.1%	1.9%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
9,972,351	345,117	4,334,483	41.2%	9,776,040	201,486	2.1%	1.9%	0.2%
8,268,026	681,437	3,766,741	46.2%	6,998,963	161,950	2.3%	1.9%	0.4%
9,569,280	488,517	4,136,815	44.4%	7,627,614	169,478	2.2%	2.0%	0.3%
8,018,106	824,790	3,774,916	48.8%	6,713,594	163,691	2.4%	1.9%	0.5%
7,271,825	280,849	3,005,927	39.0%	6,495,838	128,276	2.0%	1.8%	0.2%
8,504,913	222,828	3,670,565	43.0%	7,850,982	168,712	2.1%	2.0%	0.1%
10,036,578	1,967,449	5,350,329	52.2%	8,585,608	222,402	2.6%	1.6%	1.0%
7,690,488	226,288	3,293,115	42.8%	7,043,150	151,101	2.1%	2.0%	0.1%
6,793,755	1,050,623	3,875,816	55.8%	6,196,355	173,765	2.8%	2.0%	0.8%
2,702,873	149,092	1,123,033	39.4%	2,609,680	51,177	2.0%	1.7%	0.3%
6,441,312	238,363	2,808,478	42.3%	6,160,236	130,667	2.1%	1.9%	0.2%
4,390,665	108,188	1,790,154	39.3%	4,260,169	84,050	2.0%	1.9%	0.1%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
7,875,476	197,744	3,515,137	42.6%	7,274,827	154,612	2.1%	2.0%	0.1%
2,475,504	67,085	1,045,354	40.3%	2,290,530	46,079	2.0%	1.9%	0.1%
1,328,859	9,936	367,531	27.5%	1,123,867	15,479	1.4%	1.3%	0.0%
8,160,817	116,537	4,275,347	48.2%	8,342,139	200,680	2.4%	2.3%	0.1%
4,995,145	372,237	2,268,679	44.6%	4,521,885	100,703	2.2%	1.9%	0.4%
7,127,162	550,921	3,346,939	46.2%	6,408,554	148,412	2.3%	1.9%	0.4%
1,196,832	17,176	369,891	28.8%	1,160,406	16,583	1.4%	1.4%	0.1%
1,772,796	88,478	531,122	29.1%	1,699,822	24,682	1.5%	1.2%	0.2%
2,254,315	160,251	923,646	40.0%	2,080,797	40,830	2.0%	1.6%	0.3%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
4,995,145	372,237	2,268,679	44.6%	4,521,885	100,703	2.2%	1.9%	0.4%
600,603	262	431,770	64.3%	658,582	21,199	3.2%	3.2%	0.0%
1,129,995	66,948	407,161	34.5%	1,105,190	19,090	1.7%	1.4%	0.3%
4,360,463	193,961	1,820,102	39.3%	4,181,680	82,251	2.0%	1.8%	0.2%
5,602,492	387,553	2,519,699	44.8%	4,974,517	111,124	2.2%	1.9%	0.3%
5,933,465	276,262	2,632,199	43.8%	5,300,226	117,963	2.2%	2.0%	0.2%
10,398,962	2,767,636	7,056,439	63.7%	9,674,589	314,189	3.2%	2.0%	1.3%
4,995,145	372,237	2,268,679	44.6%	4,521,885	100,703	2.2%	1.9%	0.4%

る控除対象外消費税に限って計上し、これを単に「控除対象外消費税」としている。

H18年度(病院 病床規模別)

	客体数	客体構成比	①	②	③	④
			課税売上	総収入	課税売上割合 (①/②)	課税費用
一般病床の病院						
20～100床	48	17.6%	87,319	1,244,375	7.0%	449,848
101～300床	94	34.4%	207,302	3,651,290	5.7%	1,310,761
301～500床	75	27.5%	409,845	8,141,084	5.0%	3,184,883
501～700床	38	13.9%	644,362	13,041,110	4.9%	5,156,153
701床以上	15	5.5%	1,195,195	22,213,194	5.4%	9,159,621
無回答	3	1.1%	827,598	8,511,815	9.7%	3,158,919
合計	273	100.0%	363,782	6,841,861	5.3%	2,661,082
療養病床の病院						
20～100床	10	29.4%	47,146	550,968	8.6%	160,054
101～300床	21	61.8%	103,141	1,490,823	6.9%	408,216
301～500床	2	5.9%	129,976	2,286,094	5.7%	546,331
501～700床	1	2.9%				
701床以上	0	0.0%	-	-	-	-
無回答	0	0.0%	-	-	-	-
合計	34	100.0%	190,201	1,325,853	14.3%	361,311
精神科病床の病院						
20～100床	3	6.5%	40,760	794,176	5.1%	213,080
101～300床	22	47.8%	57,029	1,246,301	4.6%	313,645
301～500床	14	30.4%	117,160	2,250,148	5.2%	509,141
501～700床	5	10.9%	143,463	3,389,459	4.2%	856,137
701床以上	1	2.2%				
無回答	1	2.2%				
合計	46	100.0%	84,312	1,810,412	4.7%	436,871
いずれにも該当しない病院						
20～100床	27	25.5%	62,920	1,109,772	5.7%	349,909
101～300床	61	57.5%	110,381	2,049,476	5.4%	658,959
301～500床	11	10.4%	321,904	4,601,167	7.0%	1,496,627
501～700床	4	3.8%	399,322	6,981,726	5.7%	2,425,089
701床以上	1	0.9%				
無回答	2	1.9%	61,945	2,889,242	2.1%	1,029,128
合計	106	100.0%	130,043	2,308,308	5.6%	747,520
合計						
20～100床	88	19.2%	73,681	1,108,932	6.6%	378,182
101～300床	198	43.1%	149,698	2,661,440	5.6%	903,438
301～500床	102	22.2%	354,701	6,835,965	5.2%	2,583,821
501～700床	48	10.5%	632,705	11,335,963	5.6%	4,394,451
701床以上	17	3.7%	1,061,518	20,123,421	5.3%	8,211,869
無回答	6	1.3%	453,834	5,470,431	8.3%	1,974,515
合計	459	100.0%	268,937	4,882,062	5.5%	1,825,911

*病院種別無回答1を除く

※控除対象外消費税は社会保険診療等以外の非課税収入に対しても生じる(ただし金額は僅少)ことから、

(金額は1施設当たり、単位:千円)

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
総費用	設備投資	課税仕入 (④+⑥)	総収入対 課税仕入 の比率 (⑦/②)	社会保険 診療等収入	控除対象外 消費税額	社保診等収入 に占める控除 対象外消費税 の割合 (⑩/⑨)	⑪のうち課税 費用対応分 (⑪×④/⑦)	⑪のうち設備 投資対応分 (⑪×⑥/⑦)
1,202,320	56,812	506,661	40.7%	1,092,825	22,506	2.1%	1.8%	0.2%
3,673,951	220,525	1,531,286	41.9%	3,243,074	68,456	2.1%	1.8%	0.3%
8,126,902	407,006	3,591,890	44.1%	7,387,049	163,038	2.2%	2.0%	0.3%
12,872,400	637,239	5,793,392	44.4%	11,426,386	253,990	2.2%	2.0%	0.2%
22,148,427	4,134,522	13,294,142	59.8%	19,434,627	585,016	3.0%	2.1%	0.9%
8,331,622	266,635	3,425,554	40.2%	7,425,493	149,350	2.0%	1.9%	0.2%
6,809,351	516,537	3,177,619	46.4%	6,078,138	141,458	2.3%	1.9%	0.4%
510,782	5,285	165,339	30.0%	460,263	6,944	1.5%	1.5%	0.0%
1,403,163	100,069	508,286	34.1%	1,356,542	23,274	1.7%	1.4%	0.3%
2,038,033	6,142	552,473	24.2%	2,126,502	25,613	1.2%	1.2%	0.0%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,241,876	65,255	426,565	32.2%	1,099,459	17,940	1.6%	1.4%	0.2%
789,752	11,126	224,206	28.2%	704,015	9,874	1.4%	1.3%	0.1%
1,179,242	132,581	446,226	35.8%	1,170,774	21,049	1.8%	1.3%	0.5%
2,330,074	55,166	564,307	25.1%	2,109,290	26,233	1.2%	1.1%	0.1%
3,212,141	149,482	1,005,619	29.7%	3,152,914	46,767	1.5%	1.3%	0.2%
1,780,307	97,537	534,409	29.5%	1,694,765	24,988	1.5%	1.2%	0.3%
1,058,366	22,918	372,827	33.6%	1,017,146	17,127	1.7%	1.6%	0.1%
2,022,433	95,466	754,425	36.8%	1,846,783	33,868	1.8%	1.6%	0.2%
4,446,109	147,702	1,644,329	35.7%	4,069,089	73,030	1.8%	1.6%	0.2%
7,219,886	143,467	2,568,556	36.8%	6,351,344	116,614	1.8%	1.7%	0.1%
2,640,204	13,810	1,042,938	36.1%	2,776,452	50,288	1.8%	1.8%	0.0%
2,266,170	82,035	829,555	35.9%	2,082,811	37,387	1.8%	1.6%	0.2%
1,065,503	39,000	417,183	37.6%	984,469	18,657	1.9%	1.7%	0.2%
2,647,119	159,449	1,062,888	39.9%	2,382,561	47,740	2.0%	1.7%	0.3%
6,814,921	322,890	2,906,712	42.5%	6,201,683	131,860	2.1%	1.9%	0.2%
11,201,353	533,092	4,927,544	43.5%	9,904,400	215,677	2.2%	1.9%	0.2%
20,054,615	3,650,383	11,862,252	58.9%	17,640,789	522,400	3.0%	2.1%	0.9%
5,279,265	138,824	2,113,339	38.6%	4,865,652	93,831	1.9%	1.8%	0.1%
4,843,758	340,775	2,166,686	44.4%	4,347,387	96,602	2.2%	1.9%	0.3%

表中⑩においては、社会保険診療等収入にかかる控除対象外消費税に限って計上し、これを単に「控除対象外消費税」としている。

H19年度(病院 病床規模別)

	客体数	客体構成比	①	②	③	④
			課税売上	総収入	課税売上割合 (①/②)	課税費用
一般病床の病院						
20～100床	43	15.8%	113,279	1,332,124	8.5%	477,438
101～300床	96	35.2%	237,612	3,689,391	6.4%	1,317,936
301～500床	75	27.5%	421,551	8,502,139	5.0%	3,239,182
501～700床	41	15.0%	673,997	13,628,536	4.9%	5,328,730
701床以上	15	5.5%	1,219,559	22,831,660	5.3%	9,659,166
無回答	3	1.1%	843,944	9,000,084	9.4%	3,319,070
合計	273	100.0%	394,715	7,243,108	5.4%	2,796,018
療養病床の病院						
20～100床	10	30.3%	45,119	539,613	8.4%	155,326
101～300床	21	63.6%	106,495	1,545,334	6.9%	427,905
301～500床	2	6.1%	126,725	2,298,183	5.5%	550,178
501～700床	0	0.0%	-	-	-	-
701床以上	0	0.0%	-	-	-	-
無回答	0	0.0%	-	-	-	-
合計	33	100.0%	89,122	1,286,197	6.9%	352,716
精神科病床の病院						
20～100床	3	6.3%	41,089	794,562	5.2%	208,457
101～300床	23	47.9%	55,370	1,256,043	4.4%	328,114
301～500床	14	29.2%	123,194	2,311,710	5.3%	517,835
501～700床	5	10.4%	132,171	3,360,874	3.9%	844,615
701床以上	1	2.1%	-	-	-	-
無回答	2	4.2%	78,565	1,706,439	4.6%	376,457
合計	48	100.0%	82,717	1,827,655	4.5%	442,644
いずれにも該当しない病院						
20～100床	30	27.5%	61,647	1,089,985	5.7%	338,399
101～300床	61	56.0%	112,130	2,066,530	5.4%	657,266
301～500床	11	10.1%	374,263	4,773,027	7.8%	1,804,148
501～700床	4	3.7%	411,856	7,274,579	5.7%	2,367,148
701床以上	1	0.9%	-	-	-	-
無回答	2	1.8%	62,678	2,950,024	2.1%	1,110,646
合計	109	100.0%	134,621	2,309,093	5.8%	763,395
合計						
20～100床	86	18.6%	84,824	1,136,752	7.5%	382,098
101～300床	201	43.4%	164,978	2,694,432	6.1%	911,183
301～500床	102	22.0%	369,719	7,128,667	5.2%	2,658,179
501～700床	50	10.8%	598,843	12,093,454	5.0%	4,643,392
701床以上	17	3.7%	1,083,475	20,692,947	5.2%	8,656,826
無回答	7	1.5%	402,045	5,187,597	7.8%	1,847,345
合計	463	100.0%	279,357	5,095,532	5.5%	1,899,373

*病院種別無回答1を除く

※控除対象外消費税は社会保険診療等以外の非課税収入に対しても生じる(ただし金額は僅少)ことから、

(金額は1施設当たり、単位:千円)

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
総費用	設備投資	課税仕入 (④+⑥)	総収入対 課税仕入 の比率 (⑦/②)	社会保険 診療等収入	控除対象外 消費税額	社保診療等収入 に占める控除 対象外消費税 の割合 (⑩/⑨)	⑪のうち課税 費用対応分 (⑪×④/⑦)	⑪のうち設備 投資対応分 (⑪×⑥/⑦)
1,284,470	51,316	528,755	39.7%	1,164,824	23,319	2.0%	1.8%	0.2%
3,703,746	198,612	1,516,548	41.1%	3,275,633	67,781	2.1%	1.8%	0.3%
8,285,279	504,670	3,743,852	44.0%	7,592,813	167,940	2.2%	1.9%	0.3%
13,292,143	1,413,080	6,741,810	49.5%	11,912,280	293,854	2.5%	1.9%	0.5%
22,820,380	2,174,910	11,834,076	51.8%	20,231,299	526,356	2.6%	2.1%	0.5%
8,747,942	239,294	3,558,365	39.5%	7,884,349	155,955	2.0%	1.8%	0.1%
7,127,162	550,921	3,346,939	46.2%	6,408,554	148,412	2.3%	1.9%	0.4%
507,369	4,853	160,178	29.7%	459,066	6,786	1.5%	1.4%	0.0%
1,445,656	21,765	449,670	29.1%	1,401,154	20,264	1.4%	1.4%	0.1%
2,031,501	30,602	580,780	25.3%	2,139,258	26,918	1.3%	1.2%	0.1%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,196,832	17,176	369,891	28.8%	1,160,406	16,583	1.4%	1.4%	0.1%
798,047	4,663	213,120	26.8%	709,899	9,518	1.3%	1.3%	0.0%
1,196,705	74,922	403,036	32.1%	1,181,280	19,004	1.6%	1.3%	0.3%
2,300,082	45,196	563,031	24.4%	2,164,949	26,321	1.2%	1.1%	0.1%
3,204,100	34,183	878,798	26.1%	3,107,488	40,842	1.3%	1.3%	0.1%
1,565,901	34,417	410,873	24.1%	1,501,922	17,966	1.2%	1.1%	0.1%
1,772,796	88,478	531,122	29.1%	1,699,822	24,682	1.5%	1.2%	0.2%
1,044,361	62,899	401,299	36.8%	999,280	18,327	1.8%	1.5%	0.3%
2,036,196	181,303	838,569	40.6%	1,862,408	36,797	2.0%	1.5%	0.4%
4,574,189	364,715	2,168,862	45.4%	4,217,105	94,037	2.2%	1.9%	0.4%
7,277,843	82,277	2,449,425	33.7%	6,545,773	110,179	1.7%	1.6%	0.1%
2,714,447	40,996	1,151,641	39.0%	2,836,563	55,476	2.0%	1.9%	0.1%
2,254,315	160,251	923,646	40.0%	2,080,797	40,830	2.0%	1.6%	0.3%
1,093,382	48,327	430,425	37.9%	1,009,142	19,174	1.9%	1.7%	0.2%
2,674,878	160,729	1,071,912	39.8%	2,411,250	47,832	2.0%	1.7%	0.3%
6,940,943	417,217	3,075,396	43.1%	6,376,832	137,767	2.2%	1.9%	0.3%
11,802,194	1,168,726	5,812,118	48.1%	10,602,481	253,859	2.4%	1.9%	0.5%
20,673,728	2,021,111	10,677,937	51.6%	18,346,380	475,046	2.6%	2.1%	0.5%
4,972,074	124,101	1,971,446	38.0%	4,618,574	87,821	1.9%	1.8%	0.1%
5,002,214	372,965	2,272,337	44.6%	4,527,488	100,861	2.2%	1.9%	0.4%

表中⑩においては、社会保険診療等収入にかかる控除対象外消費税に限って計上し、これを単に「控除対象外消費税」としている。

H18年度(診療所)

	客体数	客体構成比	①	②	③	④
			課税売上	総収入	課税売上割合 (①/②)	課税費用
開設者区分						
1. 国	0	0.0%	-	-	-	-
2. 公的医療機関	3	0.4%	130,492	297,097	43.9%	109,659
3. 社会保険関係団体	0	0.0%	-	-	-	-
4. 公益法人	7	0.9%	1,042,417	1,181,149	88.3%	426,581
5. 医療法人	419	56.5%	18,296	225,484	8.1%	81,557
6. 学校法人	4	0.5%	89,071	262,243	34.0%	79,186
7. 社会福祉法人						
8. 医療生協						
9. 会社						
10. その他の法人	304	41.0%	6,615	105,291	6.3%	43,050
11. 個人						
無回答	2	0.3%	783	98,845	0.8%	28,197
無効回答	3	0.4%	19,687	340,481	5.8%	156,652
合計	742	100.0%	23,965	185,867	12.9%	69,296
診療所の主な診療科						
1. 内科	371	50.0%	34,978	184,758	18.9%	70,516
2. 整形外科	44	5.9%	4,442	141,834	3.1%	52,725
3. 皮膚科	30	4.0%	8,519	120,962	7.0%	43,346
4. 小児科	38	5.1%	11,815	96,046	12.3%	31,602
5. 産婦人科	43	5.8%	39,416	319,278	12.3%	108,144
6. 泌尿器科	14	1.9%	8,640	408,971	2.1%	185,448
7. 精神科	15	2.0%	2,323	100,515	2.3%	29,859
8. 眼科	47	6.3%	3,889	143,896	2.7%	46,452
9. 脳神経外科	4	0.5%	23,447	341,450	6.9%	113,074
10. 外科	31	4.2%	6,428	152,260	4.2%	58,455
11. 耳鼻咽喉科	50	6.7%	2,182	93,816	2.3%	29,674
12. その他	21	2.8%	17,671	294,250	6.0%	106,024
13. 無回答	0	0.0%	-	-	-	-
無効回答	34	4.6%	32,312	328,466	9.8%	134,783
合計	742	100.0%	23,965	185,867	12.9%	69,296
課税方式等						
1. 免税事業者	511	68.9%	3,940	110,414	3.6%	41,653
2. 簡易課税制度	149	20.1%	19,186	259,097	7.4%	94,760
3. 一般課税(個別対応方式)	22	3.0%	243,813	515,626	47.3%	196,306
4. 一般課税(一括比例配分方式)	52	7.0%	119,826	557,880	21.5%	208,705
無回答	7	0.9%	183,070	308,311	59.4%	108,027
無効回答	1	0.1%	-	-	-	-
合計	742	100.0%	23,965	185,867	12.9%	69,296

※控除対象外消費税は社会保険診療等以外の非課税収入に対しても生じる(ただし金額は僅少)ことから、表中④においては、社会保険診療等収入にかか

(金額は1施設当たり、単位:千円)

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
総費用	設備投資	課税仕入 (④+⑥)	総収入対 課税仕入 の比率 (⑦/②)	社会保険 診療等収入	控除対象外 消費税額	社保診等収入 に占める控除 対象外消費税 の割合 (⑩/⑨)	⑪のうち課税 費用対応分 (⑪×④/⑦)	⑪のうち設備 投資対応分 (⑪×⑥/⑦)
-	-	-	-	-	-	-	-	-
333,164	80,800	190,459	64.1%	140,606	5,170	3.7%	2.1%	1.6%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,179,494	52,096	478,677	40.5%	106,692	2,256	2.1%	1.9%	0.2%
211,202	13,180	94,737	42.0%	201,389	4,139	2.1%	1.8%	0.3%
275,567	183	79,369	30.3%	168,926	2,725	1.6%	1.6%	0.0%
79,075	5,330	48,380	45.9%	97,779	2,260	2.3%	2.1%	0.3%
91,597	1,220	29,417	29.8%	97,975	1,458	1.5%	1.4%	0.1%
262,525	5,742	162,394	47.7%	320,131	7,615	2.4%	2.3%	0.1%
166,929	10,472	79,768	42.9%	157,827	3,355	2.1%	1.8%	0.3%
167,727	12,761	83,278	45.1%	146,839	3,246	2.2%	1.9%	0.3%
121,736	6,130	58,855	41.5%	135,667	2,815	2.1%	1.9%	0.2%
106,620	2,732	46,079	38.1%	112,025	2,121	1.9%	1.8%	0.1%
86,416	3,785	35,387	36.8%	82,667	1,528	1.8%	1.7%	0.2%
295,516	9,776	117,921	36.9%	259,836	4,795	1.8%	1.7%	0.2%
346,948	32,170	217,618	53.2%	397,207	10,598	2.7%	2.3%	0.4%
80,510	4,845	34,704	34.5%	81,581	1,509	1.8%	1.6%	0.3%
122,001	8,748	55,199	38.4%	137,861	2,657	1.9%	1.6%	0.3%
296,527	2,788	115,862	33.9%	316,380	5,311	1.7%	1.6%	0.0%
138,971	3,236	61,691	40.5%	142,016	2,894	2.0%	1.9%	0.1%
77,290	7,035	36,709	39.1%	90,777	1,762	1.9%	1.6%	0.4%
266,206	10,386	116,411	39.6%	274,480	5,446	2.0%	1.8%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
304,135	14,828	149,612	45.5%	286,796	6,584	2.3%	2.1%	0.2%
166,929	10,472	79,768	42.9%	157,827	3,355	2.1%	1.8%	0.3%
94,791	4,099	45,752	41.4%	104,290	2,170	2.1%	1.9%	0.2%
230,879	9,655	104,415	40.3%	237,216	4,814	2.0%	1.8%	0.2%
501,927	19,359	215,664	41.8%	262,164	5,491	2.1%	1.9%	0.2%
532,913	65,783	274,488	49.2%	413,730	9,800	2.4%	1.8%	0.6%
275,253	22,381	130,408	42.3%	121,427	2,617	2.2%	1.8%	0.4%
166,929	10,472	79,768	42.9%	157,827	3,355	2.1%	1.8%	0.3%

る控除対象外消費税に限って計上し、これを単に「控除対象外消費税」としている。

H19年度(診療所)

	客体数	客体構成比	①	②	③	④
			課税売上	総収入	課税売上割合 (①/②)	課税費用
開設者区分						
1. 国	0	0.0%	-	-	-	-
2. 公的医療機関	2	0.3%	175,318	311,241	56.3%	78,927
3. 社会保険関係団体	0	0.0%	-	-	-	-
4. 公益法人	7	1.0%	1,092,967	1,205,891	90.6%	443,265
5. 医療法人	330	49.3%	19,100	232,285	8.2%	83,438
6. 学校法人 7. 社会福祉法人 8. 医療生協 9. 会社 10. その他の法人	3	0.4%	120,675	320,556	37.6%	96,280
11. 個人	322	48.1%	6,833	103,793	6.6%	42,606
無回答	2	0.3%	850	81,797	1.0%	29,542
無効回答	3	0.4%	18,567	334,183	5.6%	155,002
合計	669	100.0%	25,297	181,266	14.0%	67,754
診療所の主な診療科						
1. 内科	333	49.8%	38,240	189,980	20.1%	73,081
2. 整形外科	43	6.4%	4,081	132,902	3.1%	49,810
3. 皮膚科	27	4.0%	3,901	92,074	4.2%	30,853
4. 小児科	37	5.5%	11,649	78,409	14.9%	24,482
5. 産婦人科	37	5.5%	38,487	290,457	13.3%	93,645
6. 泌尿器科	9	1.3%	6,040	430,210	1.4%	221,984
7. 精神科	15	2.2%	2,803	103,198	2.7%	31,681
8. 眼科	43	6.4%	2,527	122,750	2.1%	41,287
9. 脳神経外科	2	0.3%	7,084	214,484	3.3%	45,682
10. 外科	27	4.0%	5,027	112,641	4.5%	45,146
11. 耳鼻咽喉科	46	6.9%	2,969	96,373	3.1%	30,131
12. その他	18	2.7%	16,540	270,589	6.1%	100,614
13. 無回答	0	0.0%	-	-	-	-
無効回答	32	4.8%	39,527	396,336	10.0%	152,811
合計	669	100.0%	25,297	181,266	14.0%	67,754
課税方式等						
1. 免税事業者	478	71.4%	4,070	101,913	4.0%	38,255
2. 簡易課税制度	114	17.0%	17,877	244,079	7.3%	92,741
3. 一般課税(個別対応方式)	21	3.1%	252,840	514,941	49.1%	202,750
4. 一般課税(一括比例配分方式)	42	6.3%	143,828	718,470	20.0%	257,433
無回答	13	1.9%	117,140	256,025	45.8%	98,072
無効回答	1	0.1%	-	-	-	-
合計	669	100.0%	25,297	181,266	14.0%	67,754

※控除対象外消費税は社会保険診療等以外の非課税収入に対しても生じる(ただし金額は僅少)ことから、表中④においては、社会保険診療等収入にかん

(金額は1施設当たり、単位:千円)

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
総費用	設備投資	課税仕入 (④+⑥)	総収入対 課税仕入 の比率 (⑦/②)	社会保険 診療等収入	控除対象外 消費税額	社保診等収入 に占める控除 対象外消費税 の割合 (⑩/⑨)	⑪のうち課税 費用対応分 (⑪×④/⑦)	⑪のうち設備 投資対応分 (⑪×⑥/⑦)
-	-	-	-	-	-	-	-	-
295,451	7,798	86,725	27.9%	98,602	1,666	1.7%	1.5%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,199,263	24,539	467,804	38.8%	99,638	2,096	2.1%	2.0%	0.1%
216,488	9,944	93,382	40.2%	206,214	4,171	2.0%	1.8%	0.2%
316,860	2,725	99,005	30.9%	195,673	3,226	1.6%	1.6%	0.0%
78,142	3,910	46,516	44.8%	95,974	2,148	2.2%	2.1%	0.2%
93,531	1,686	31,228	38.2%	80,778	1,541	1.9%	1.8%	0.1%
265,148	12,673	167,675	50.2%	314,896	7,881	2.5%	2.3%	0.2%
160,720	7,141	74,895	41.3%	151,782	3,173	2.1%	1.9%	0.2%
169,478	9,787	82,868	43.6%	148,603	3,321	2.2%	2.0%	0.3%
113,650	3,405	53,215	40.0%	126,728	2,532	2.0%	1.9%	0.1%
78,364	2,535	33,388	36.3%	87,414	1,570	1.8%	1.7%	0.1%
65,352	4,497	28,979	37.0%	65,712	1,210	1.8%	1.6%	0.3%
256,698	7,734	101,380	34.9%	232,714	4,063	1.7%	1.6%	0.1%
351,761	993	222,977	51.8%	422,680	10,952	2.6%	2.6%	0.0%
88,586	4,402	36,083	35.0%	84,374	1,610	1.9%	1.7%	0.2%
103,406	3,859	45,146	36.8%	118,427	2,181	1.8%	1.7%	0.2%
191,610	24,903	70,585	32.9%	206,484	3,396	1.6%	1.1%	0.6%
102,368	2,269	47,415	42.1%	102,941	2,191	2.1%	2.0%	0.1%
80,195	2,578	32,709	33.9%	92,643	1,571	1.7%	1.6%	0.1%
260,209	12,686	113,300	41.9%	248,926	5,221	2.1%	1.9%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
365,818	4,756	157,567	39.8%	347,182	6,924	2.0%	1.9%	0.1%
160,720	7,141	74,895	41.3%	151,782	3,173	2.1%	1.9%	0.2%
87,638	3,996	42,251	41.5%	95,487	1,984	2.1%	1.9%	0.2%
210,948	5,285	98,026	40.2%	223,930	4,522	2.0%	1.9%	0.1%
480,971	9,406	212,156	41.2%	250,845	5,256	2.1%	2.0%	0.1%
667,310	48,545	305,978	42.6%	547,208	12,066	2.2%	1.9%	0.3%
230,123	2,134	100,206	39.1%	136,900	2,787	2.0%	2.0%	0.0%
160,720	7,141	74,895	41.3%	151,782	3,173	2.1%	1.9%	0.2%

る控除対象外消費税に限って計上し、これを単に「控除対象外消費税」としている。

H18年度(社会保険診療等収入に占める控除対象外消費税の負担割合別)

	客体数	客体構成比	①	②	③	④
			課税売上	総収入	課税売上割合 (①/②)	課税費用

控除対象外消費税の負担割合⑩(病・診全体)

1. 2.0%以下	644	53.4%	90,772	1,387,046	6.5%	415,014
2. 2.0%超 4.0%以下	529	43.8%	146,871	2,656,498	5.5%	1,104,136
3. 4.0%超 6.0%以下	19	1.6%	285,259	4,444,288	6.4%	1,972,386
4. 6.0%超	15	1.2%	112,045	2,073,173	5.4%	863,117
合計	1,207	100.0%	118,685	2,000,070	5.9%	747,124

※控除対象外消費税は社会保険診療等以外の非課税収入に対しても生じる(ただし金額は僅少)ことから、表中⑩においては、社会保険診療等収入

H19年度(社会保険診療等収入に占める控除対象外消費税の負担割合別)

	客体数	客体構成比	①	②	③	④
			課税売上	総収入	課税売上割合 (①/②)	課税費用

控除対象外消費税の負担割合⑩(病・診全体)

1. 2.0%以下	636	55.9%	101,088	1,644,389	6.1%	500,720
2. 2.0%超 4.0%以下	470	41.3%	163,514	2,889,325	5.7%	1,217,669
3. 4.0%超 6.0%以下	19	1.7%	303,719	4,658,650	6.5%	1,912,217
4. 6.0%超	13	1.1%	108,316	2,025,010	5.3%	873,123
合計	1,138	100.0%	130,336	2,213,228	5.9%	824,645

※控除対象外消費税は社会保険診療等以外の非課税収入に対しても生じる(ただし金額は僅少)ことから、表中⑩においては、社会保険診療等収入

(金額は1施設あたり、単位:千円)

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
総費用	設備投資	課税仕入 (④+⑥)	総収入対 課税仕入 の比率 (⑦/②)	社会保険 診療等収入	控除対象外 消費税額	社保診等収入 に占める控除 対象外消費税 の負担割合 (⑩/⑨)	⑪のうち課税 費用対応分 (⑪×④/⑦)	⑪のうち設備 投資対応分 (⑪×⑥/⑦)
1,341,959	32,536	447,549	32.3%	1,225,240	19,761	1.6%	1.5%	0.1%
2,644,370	141,992	1,246,128	46.9%	2,364,821	55,474	2.3%	2.1%	0.3%
4,447,482	2,077,716	4,050,102	91.1%	4,067,182	185,344	4.6%	2.2%	2.3%
2,211,725	2,220,985	3,084,102	148.8%	1,816,495	133,808	7.4%	2.1%	5.3%
1,972,470	139,899	887,023	44.3%	1,776,776	39,437	2.2%	1.9%	0.4%

くにかかる控除対象外消費税に限って計上し、これを単に「控除対象外消費税額」としている。

(金額は1施設あたり、単位:千円)

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
総費用	設備投資	課税仕入 (④+⑥)	総収入対 課税仕入 の比率 (⑦/②)	社会保険 診療等収入	控除対象外 消費税額	社保診等収入 に占める控除 対象外消費税 の負担割合 (⑩/⑨)	⑪のうち課税 費用対応分 (⑪×④/⑦)	⑪のうち設備 投資対応分 (⑪×⑥/⑦)
1,571,632	35,790	536,510	32.6%	1,453,761	23,700	1.6%	1.5%	0.1%
2,868,263	140,731	1,358,401	47.0%	2,564,812	60,314	2.4%	2.1%	0.2%
4,505,808	2,303,642	4,215,860	90.5%	4,212,852	191,143	4.5%	2.1%	2.5%
2,077,322	3,517,079	4,390,202	216.8%	1,733,314	187,613	10.8%	2.2%	8.7%
2,161,913	156,764	981,408	44.3%	1,961,890	43,490	2.2%	1.9%	0.4%

くにかかる控除対象外消費税に限って計上し、これを単に「控除対象外消費税額」としている。

<II> 消費税申告関連項目

〔1〕消費税の申告に関して

◆平成18年度、平成19年度の消費税申告書類、決算書類等をご確認の上、以下の調査事項にご記入ください。

	平成18年度 〔平成18年1月から12月までの間に 開始した年度〕	平成19年度 〔平成19年1月から12月までの間に 開始した年度〕
課税方式等	<input type="checkbox"/> 1. 免税事業者に該当 ⇒〔3〕、〔4〕にお進みください <input type="checkbox"/> 2. 簡易課税制度を選択 ⇒〔2〕、〔3〕、〔4〕にお進みください <input type="checkbox"/> 3. 一般課税（個別対応方式） ⇒〔2〕、〔3〕、〔4〕にお進みください <input type="checkbox"/> 4. 一般課税（一括比例配分方式） ⇒〔2〕、〔3〕、〔4〕にお進みください	<input type="checkbox"/> 1. 免税事業者に該当 ⇒〔3〕、〔4〕にお進みください <input type="checkbox"/> 2. 簡易課税制度を選択 ⇒〔2〕、〔3〕、〔4〕にお進みください <input type="checkbox"/> 3. 一般課税（個別対応方式） ⇒〔2〕、〔3〕、〔4〕にお進みください <input type="checkbox"/> 4. 一般課税（一括比例配分方式） ⇒〔2〕、〔3〕、〔4〕にお進みください

〔2〕消費税・地方消費税の申告税額等（免税事業者に該当する場合は回答不要）

◆簡易課税制度を選択されている場合は、「消費税申告書（第27-(2)号様式）」をご確認の上、以下の消費税額・地方消費税額の算出根拠をご記入ください。（③～⑤については記入不要です）

⇒ 参考資料 3頁をご覧ください。

◆一般課税の場合は、「消費税申告書（第27-(1)号様式）」および「付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」をご確認の上、以下の消費税額・地方消費税額の算出根拠をご記入ください。

⇒ 参考資料 4頁をご覧ください。

◆複数の病院又は診療所を保有している法人等は、この欄は記入不要です。

	平成18年度	平成19年度
①課税標準額(税抜き)	円	円
②課税標準額に対する消費税額(①×4%)	円	円
③課税仕入れ高(税込み)	円	円
④課税仕入れに係る消費税額(③×4/105)	円	円
⑤課税売上割合(%)	%	%
⑥控除税額	円	円
⑦差引消費税額(②-⑥)	円	円
⑧地方消費税額(⑦×25%)	円	円

裏面もご記入お願いします

〔3〕収入と費用の内訳および消費税課税対象額

◆決算書類および会計帳簿等をご確認の上、収入と費用の内訳をご記入ください。また、そのうち消費税課税対象額をご記入ください。⇒ 参考資料 1頁、2頁をご覧ください。

平成18年度				
■ 経理方式 □ 1. 税込 □ 2. 税抜			金額	左のうち、消費税課税対象の 収益・費用
I. 医業収益	1. 診療収入	①保険診療収入	千円	千円
		②公害・労災・自賠責等収入	千円	千円
		③自由診療・その他の診療収入	千円	千円
	2. その他の医業収入		千円	千円
II. 医業費用	1. 給与費	①通勤手当以外	千円	千円
		②通勤手当	千円	千円
	2. 医薬品費		千円	千円
	3. 材料費		千円	千円
	4. 委託費		千円	千円
	5. 減価償却費		千円	千円
6. その他の医業費用		千円	千円	
III. 医業利益（I－II）			千円	千円
IV. 医業外収益			千円	千円
V. 医業外費用			千円	千円

平成19年度				
■ 経理方式 □ 1. 税込 □ 2. 税抜			金額	左のうち、消費税課税対象の 収益・費用
I. 医業収益	1. 診療収入	①保険診療収入	千円	千円
		②公害・労災・自賠責等収入	千円	千円
		③自由診療・その他の診療収入	千円	千円
	2. その他の医業収入		千円	千円
II. 医業費用	1. 給与費	①通勤手当以外	千円	千円
		②通勤手当	千円	千円
	2. 医薬品費		千円	千円
	3. 材料費		千円	千円
	4. 委託費		千円	千円
	5. 減価償却費		千円	千円
6. その他の医業費用		千円	千円	
III. 医業利益（I－II）			千円	千円
IV. 医業外収益			千円	千円
V. 医業外費用			千円	千円

【注意】 ■経理方式(□1. 税込 □2. 税抜)への✓ご記入を忘れずにお願いいたします。

参考資料

調査票「消費税の実態調査」の記入に際して、ご参照ください。

調査票(3頁) < II > [3] 収入と費用の内訳および消費税課税対象額

■ 記入にあたっての留意事項

平成18年度			金額	左のうち、消費税課税対象の 収益・費用
■ 経理方式	<input type="checkbox"/> 1. 税込	<input type="checkbox"/> 2. 税抜		
I. 医業収益	1. 診療収入	①保険診療収入	千円	千円
		②公害・労災・自賠責等収入	千円	千円
		③自由診療・その他の診療収入	千円	千円

収益・費用の各項目ごとに、経理方式が**税込方式の場合は税込の金額を、税抜方式の場合は税抜の金額**をご記入ください。

左の金額のうち、消費税が課税されている収益・費用のみを抜き出して、各項目ごとに、経理方式が**税込方式の場合は税込の金額で、税抜方式の場合は税抜の金額**でご記入ください。

※ 千円未満の端数は切捨ててください。

消費税額を記入するものではありませんので、ご注意ください。

■ 項目についての補足説明

項目	補足説明
I. 医業収益 1. 診療収入 ①保険診療収入 ②公害・労災・自賠責等収入 ③自由診療・その他の診療収入 2. その他の医業収入	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険、国民健康保険等の医療保険、老人保健及び生活保護法、精神保健法、結核予防法等の公費負担医療についての支払基金その他に対する請求金額及び窓口徴収金額 公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの収入 自費診療（正常分娩を含む）、特別メニューの食事収入、特別の療養環境収入（特別室の特別料金徴収額）など <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、予防接種、各種健診等の公衆衛生・地域医療活動収入 保健予防活動収入 医療相談収入 施設利用収入 受託検査収入 臨時に他の医療機関を手伝って得た報酬 生命保険の審査料 文書料（診断書料）、各種手数料など その他医業に係る収入で上記に該当しないもの
II. 医業費用 1. 給与費 2. 医薬品費 3. 材料費 4. 委託費	<ul style="list-style-type: none"> 給料、賞与、退職金、退職給付費用、法定福利費など 投薬用薬品、注射用薬品（血液、血液製剤類を含む）、試薬、造影剤、外用薬、歯科用薬剤などの費用 診療材料費（レントゲンフィルム、酸素、ギブス粉、包帯、ガーゼ、縫合糸などの費用） 医療消耗器具備品費（注射針・筒、ゴム管、体温計、シャーレ、聴診器、血圧計、鉗子類などの診療用具の費用） 歯科材料費 給食用材料費（患者給食のために使用した食品の費用）など 患者用給食用具の費用（患者用食器など） 検査、給食、医療用廃棄物、歯科技工、医療事務、寝具、洗濯、清掃、経理、警備、各種機械保守などの外部に委託した費用

項目	補足説明
5. 減価償却費 6. その他の医業費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物、建物付属設備、医療用器械備品、車両などの減価償却費 ・ 研究研修費（研究材料の費用、研究研修用図書の購入費、学会への参加旅費など） ・ 旅費（福利厚生費、旅費交通費、職員被服費、通信運搬費、消耗品費・消耗器具備品費（上記3. 材料費に該当しないもので、資産計上されないもの）、会議費、水道光熱費、燃料費、修繕費、リース料、保険料、交際費、諸会費、租税公課、広告費、雑費など） ・ その他、医業に係る費用で、上記に該当しないもの
IV. 医業外収益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受取利息（個人立医療機関は除く） ・ 遊休地等賃貸料収入 ・ 患者外給食収入 ・ その他、上記に該当しない医業外の収入
V. 医業外費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払利息 ・ 患者外給食用材料費 ・ 寄付金（医業に関連するものは、上記II. 6. その他の医業費用） ・ その他、上記に該当しない医業外の費用

■「左のうち、消費税課税対象の収益・費用」欄の補足説明

以下の項目は、一般的に消費税が課税されません。

このようなものは「左のうち、消費税課税対象の収益・費用」には該当しませんのでご注意ください。

I. 1. 診療収入のうち	<ul style="list-style-type: none"> ①保険診療収入 ②公害・労災・自賠責収入 ③自由診療・その他の診療収入のうち、一定の助産収入
IV. 医業外収益のうち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受取利息、土地賃貸料収入
II. 6. その他の医業費用 V. 医業外費用のうち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料、租税公課、土地賃借料、寄付金、支払利息 ・ その他 （具体例） ○福利厚生費のうち寮・社宅の敷地の地代、慶弔金など ○業務上の海外旅費 ○国際電信・電話料 ○交際費のうち、慶弔金、商品券、使途不明金 ○諸会費 で消費税が課税されていないもの

調査票(4頁) [4] 設備投資額

■記入にあたっての留意事項

- ◆各年度において、その年度内に取得した有形固定資産・無形固定資産の取得価額を各区分ごとに集計してご記入ください。
- ◆賃借対照表の資産残高ではありませんので、ご注意ください。

■各区分についての補足説明

区分	補足説明
I. 建物（建物付属設備を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療棟、病棟、管理棟、職員宿舍など病院・診療所に属する建物（電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に付属する設備を含む）
II. 医療用器械備品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治療、検査、看護など医療用の器械、器具、備品など
III. その他有形固定資産 （但し、土地を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有形固定資産のうち、「土地」、「建物（建物付属設備を含む）」、「医療用器械備品」に該当しない資産
IV. 無形固定資産（ソフトウェア等） （但し、借地権・地上権を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトウェア（病院・診療所で利用し、その利用によって将来の収益獲得及び費用削減が確実なもの）、電話加入権、引湯権など（ただし、借地権・地上権等の消費税が課税されない無形固定資産は除く）

調査票(2頁) < > [2] の記入要領

参考

第27-(2)号様式

平成 年 月 日 収受印	税務署長殿	※ 一連番号	<input type="checkbox"/>
納税地		申告年月日	平成 年 月 日
(フリガナ) 名称 又は屋号		指導等	指 導 等 庁 指 定 局 指 定
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名		確認印	省 略 年 月 日
経理担当者氏名		年 月 日	年 月 日
		指 導 年 月 日	相 談 区 分 1 区 分 2 区 分 3
		平成	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

簡易課税制度を選択された場合
「消費税申告書(第27-(2)号様式)」

自平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至平成 年 月 日

(中間申告 自平成 年 月 日 の場合の 対象期間 至平成 年 月 日)

調査票(2頁)[2]の該当番号

課税標準額	①		の計算
消費税額	②		
貸倒回収に係る消費税額	③		
控除			
控除対象仕入税額	④		
返還等対価に係る税額	⑤		
貸倒れに係る税額	⑥		
控除税額小計	⑦		
(④+⑤+⑥)			
控除不足還付税額	⑧		
(⑦-②-③)			
差引税額	⑨		
(②+③-⑦)			
中間納付税額	⑩		
納付税額	⑪		
(⑨-⑩)			
中間納付還付税額	⑫		
(⑩-⑨)			
この申告書が修正申告である場合			
既確定税額	⑬		
差引納付税額	⑭		
この課税期間の課税売上高	⑮		
基準期間の課税売上高	⑯		
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費			
税額	⑰		
差引税額	⑱		
(⑰×25%)			
還付額	⑲		
納付税額	⑳		
(⑱×25%)			
中間納付還付額	㉑		
納付還付額	㉒		
(⑲-⑳)			
中間納付還付額	㉓		
(㉑-㉒)			
この申告書が修正申告である場合			
既確定額	㉔		
差引納付額	㉕		
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖		

簡易課税制度を選択された場合、
調査票(2頁)[2]の該当番号
は記入不要です。

付割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
記取掛基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
売上割合%					36
第3種					38
第4種					39
第5種					42
計					
特例計算適用(令57③)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	40
①	課税標準額	4%分		千円	
	旧税率分	3%分		千円	
②	消費税額	4%分		円	
	旧税率分	3%分		円	
i	還付を受けようとする金融機関等				
	銀行 本店・支店				
	金庫・組合 本店・支所				
	農協・漁協				
	預金	口座番号			
ii	(窓口受取りの場合)				郵便局
iii	貯金記号番号				
	(郵便貯金振込みの場合)				
※税務署整理欄					
税理士署名押印		(電話番号)			
<input type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/> 税理士法第33条の2の書面提出有					

OCR入力用 この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

平成九年四月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

⑮=(①+②)-(③+④+⑤+⑥) 修正申告の場合⑮=⑦+⑧
⑱が還付税額となる場合は「-」を付してください。

調査票(2頁) < > [2] の記入要領

参考

第27-(1)号様式

平成 年 月 日	税務署長殿	※	一連番号	
納税地		税	申告年月日	平成 年 月 日
(フリガナ) 名称 又は屋号		理	指導等	庁指定 局指定
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名		欄	確認印	省略年月日
経理担当者氏名			年月日	年 月 日
			指導年月日	相談 区分1 区分2 区分3
			平成	

一般課税制度を選択された場合
「消費税申告書(第27-(1)号様式)」

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

（中間申告 自平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至平成 年 月 日）

調査票(2頁)[2]の該当番号

課税標準額	①	
消費税額	②	
控除過大調整税額	③	
控除		
税額		
控除対象仕入税額	④	
返還等対価に係る税額	⑤	
貸倒れに係る税額	⑥	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	
中間納付税額	⑩	
納付税額 (⑨-⑩)	⑪	
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫	
この申告書が修正申告である場合		
既確定税額	⑬	
差引納付税額	⑭	
課税売上割合		
課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	
資産の譲渡等の対価の額	⑯	
この申告書による地方消費税		
地方消費税の課税標準となる消費税額		
控除不足還付税額 (⑧)	⑰	
差引税額 (⑨)	⑱	
譲渡割額		
還付額 (⑰×25%)	⑲	
納税額 (⑱×25%)	⑳	
中間納付譲渡割額	㉑	
納付譲渡割額 (㉑-⑲)	㉒	
中間納付還付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉓	
この申告書が修正申告である場合		
既確定譲渡割額	㉔	
差引納付譲渡割額	㉕	
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	

の計算 付割賦基準の適用 有 無 31

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

課税期間		氏名又は名称	一般
項	目	金額	
課税売上額(税抜き)	①	円	
免税売上額	②		
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③		
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④	※申告書の③欄へ	
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤		
非課税資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑥		
課税売上割合(④/⑦)	[]%	※端数四捨五	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧	※注2参照	
課税仕入れに係る消費税額(⑧×4/105)	⑨	※注3参照	
課税貨物に係る消費税額	⑩		
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑪		
課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑩±⑪)	⑫		
課税売上割合が95%以上の場合(⑫の金額)	⑬		
個別対応方式	⑭	⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの	
一括比例配分方式	⑮	⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(⑭+⑮×④/⑦)]	⑯		
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑫×④/⑦)	⑰		
控除の税調額調整	⑱	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	⑲		
差引	⑳	控除対象仕入税額 [(⑮、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑲]がプラスの時	
	㉑	控除過大調整税額 [(⑮、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑲]がマイナスの時	
貸倒回収に係る消費税額	㉒	※申告書の③欄へ	

調査票(2頁)[2]の該当番号

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑧欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。
3 上記2に該当する場合には、⑧欄には次の算式により計算した金額を記入する。
課税仕入れに係る消費税額⑨= [課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価) × 4 / 105] - [仕入対価の返還等 × 4 / 105]
4 ⑯欄と⑰欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

医療にかかる消費税に関する意識調査

平成 18 年 11 月 29 日
日本医師会 日医総研

1. 目的

医療にかかる消費税について、社会保険医療が非課税とされている等の現状が、患者および国民にどの程度認識されているかを把握する。

2. 調査の概要

(1) 患者調査

地域 東京都（協力医師会：足立区医師会、世田谷区医師会、東久留米医師会）、
鹿児島県（協力医師会：鹿児島県医師会）
調査対象 協力医師会所属の医療機関*における調査期間内の来院患者**
*調査協力医師会ごとに理事会で選定された協力医療機関
**満 20 歳未満の患者は除外して集計
調査方法 医療機関窓口にて調査票を置き、来院患者に回答記入依頼
実施期間 平成 18 年 10 月 11 日～平成 18 年 11 月 10 日

(2) 国民調査

地域 全国
調査対象 満 20 歳以上の男女
抽出方法 層化副次（二段）無作為抽出法（注）
調査方法 調査員による個別面接聴取法
実施期間 平成 18 年 10 月 6 日～9 日
標本数 2,000
回収数 1,412（回収率 70.6%）

（注）抽出方法補足

台帳閲覧：住民基本台帳や選挙人名簿は、プライバシーを守る形で社会調査のための閲覧申請を行い、役所の許可を得て閲覧する。

層化基準：北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州の 8 区分とし、都市規模は 14 大市・その他の市・町村の 3 区分とする。8×3=24 であるが、四国に 14 大都市はないため計 23 の層。

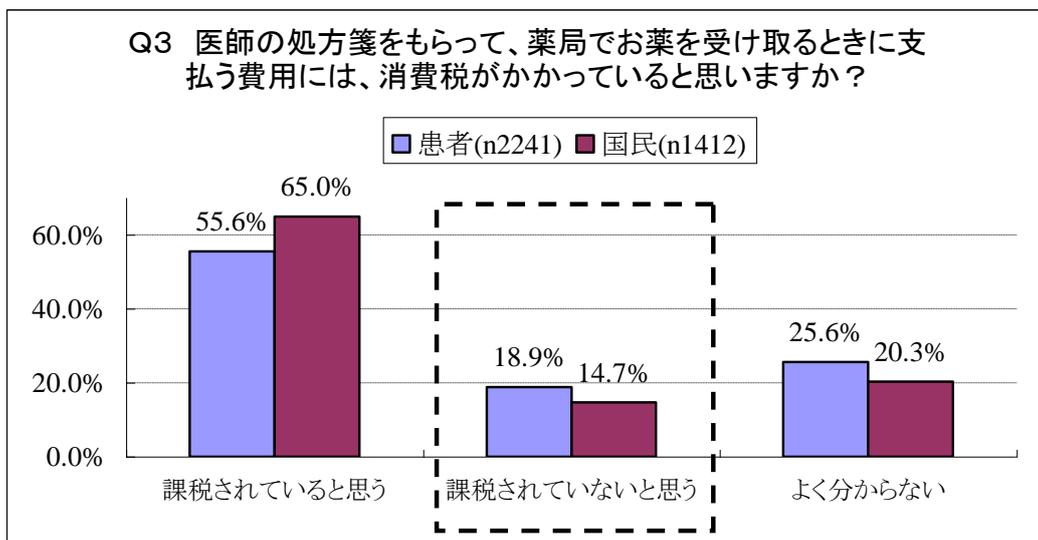
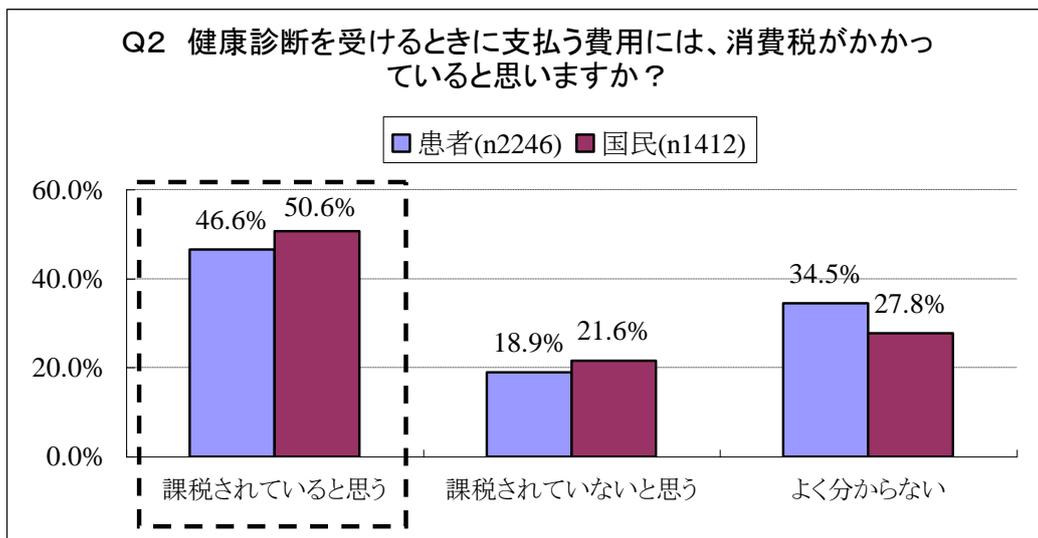
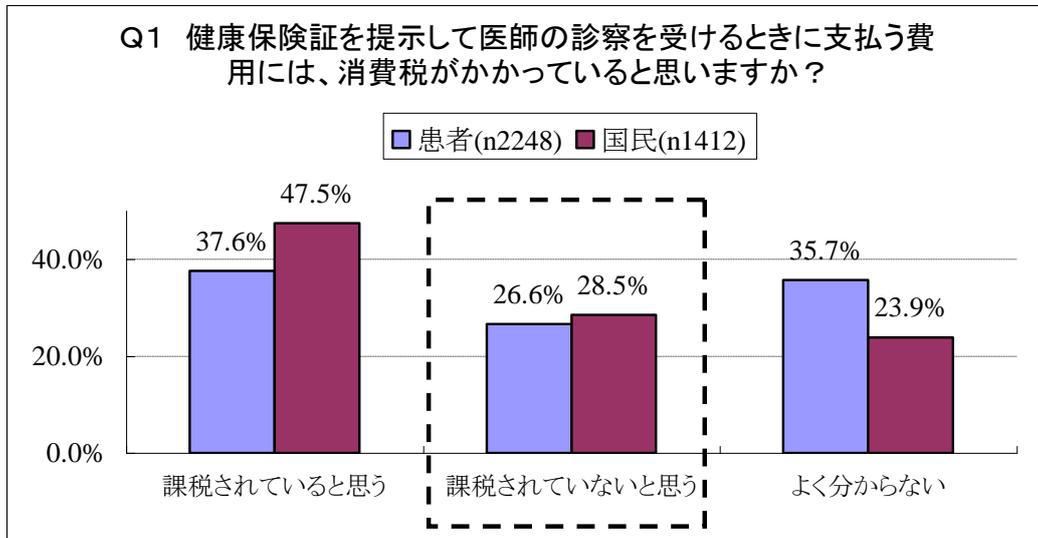
サンプリング：全国の母集団数と各層の母集団数の比率から、2000 サンプルを比例配分して各層のサンプル数を決定。1 地点を 15 サンプル程度として必要な地点数を決定。

地点の選択：国勢調査区を使用（国勢調査区は全国約 94 万区、1 調査区はおおむね 50 世帯）。1 層に 1 地点のときは、ランダムな数字を発生させ、その数字の番目の人を含む国勢調査区を地点として決める。複数地点のときはランダムに選んだスタート番号とインターバルを決めて地点を抽出する。

対象者の抽出：各地点でスタート No を決め、一定の抽出間隔で対象者を抽出していく。

3. 結果

(1) 患者・国民総括

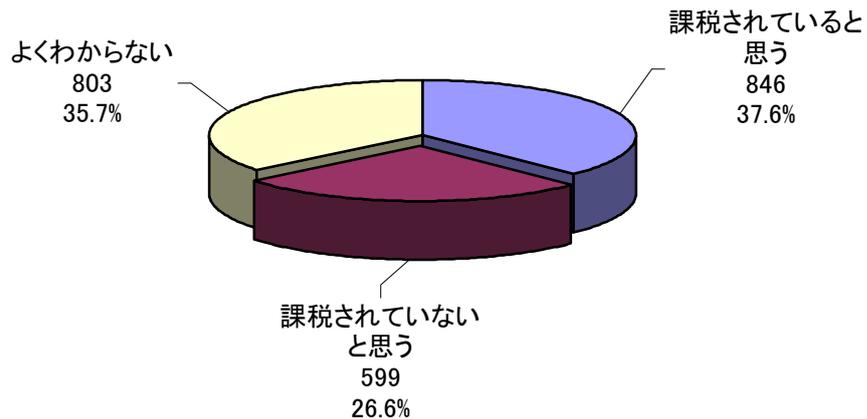


(2) 患者調査

1) 保険診療

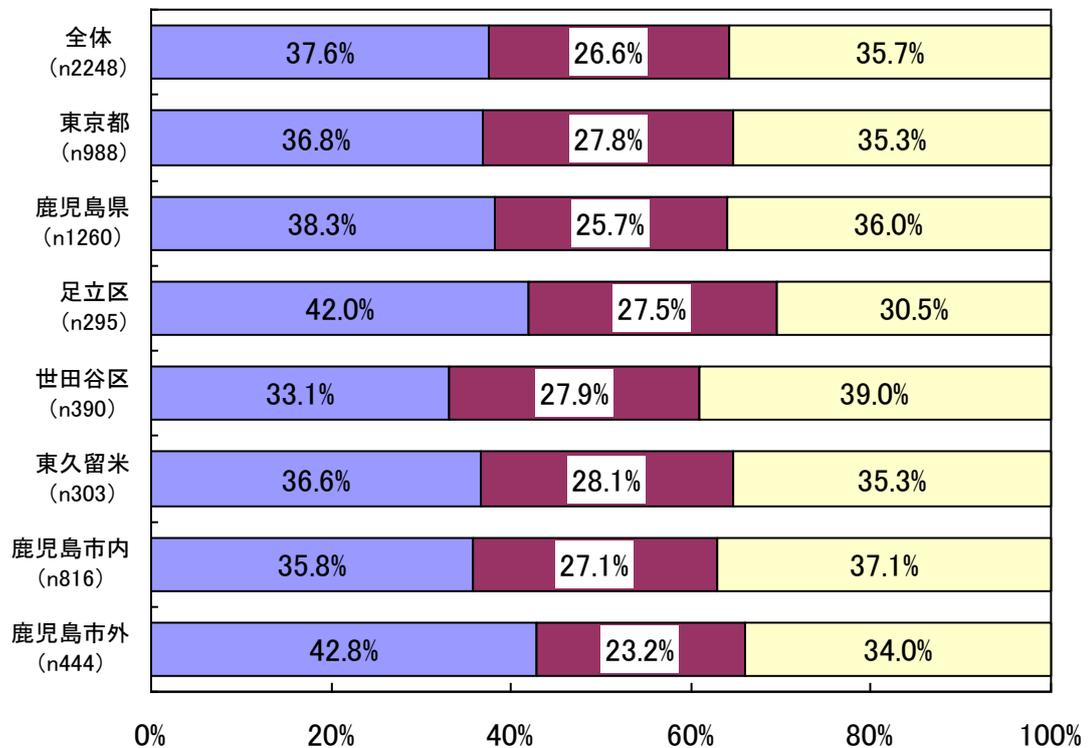
保険診療が非課税であることを正しく認識している患者は有効回答の 3 割にも満たない。

Q1 健康保険証を提示して医師の診察を受けるときに医療機関に支払う費用には、消費税がかかっていると思いますか？
(n2248)



地域別集計

■ 課税されていると思う ■ 課税されていないと思う □ よくわからない

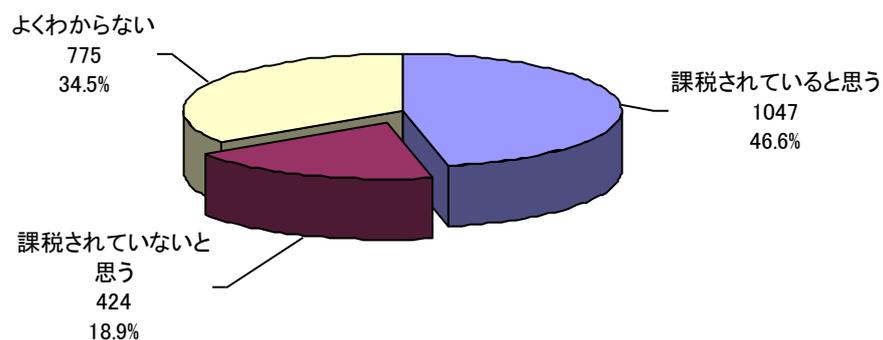


*地域別集計：全体は東京都と鹿児島県の合計、東京都は足立区と世田谷区と東久留米の合計、鹿児島県は鹿児島市内と鹿児島市外の合計

2) 健康診断

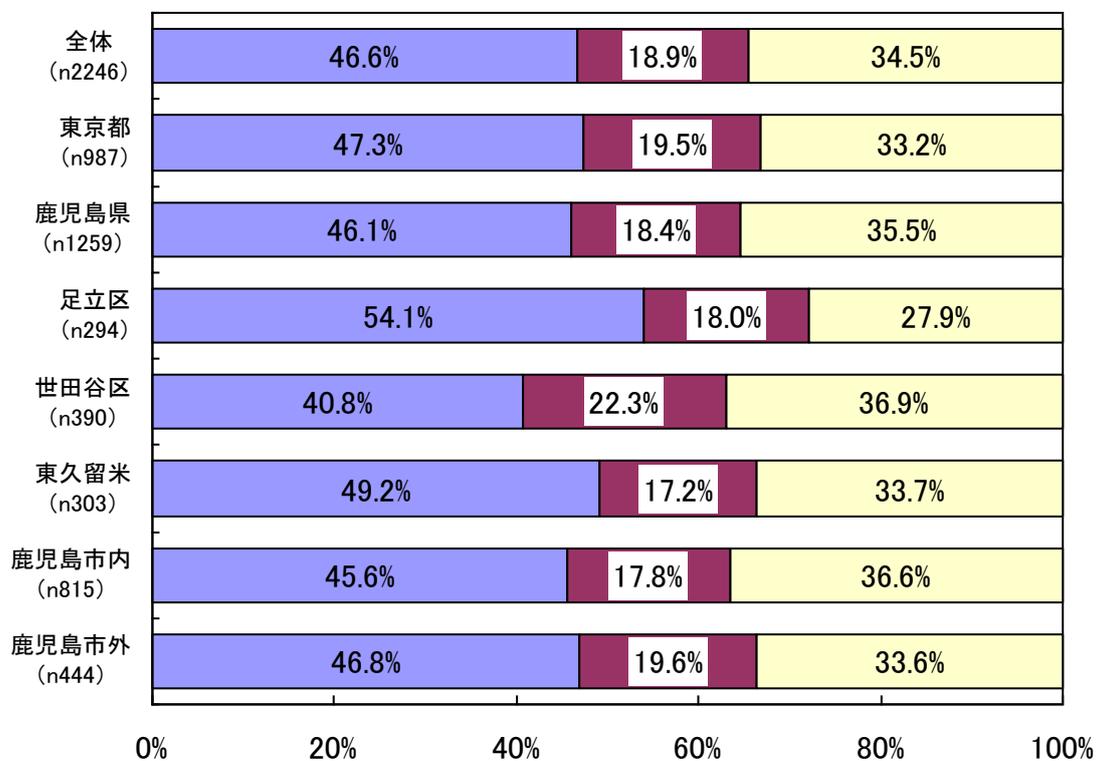
健康診断が課税であることを正しく認識している患者は有効回答の5割弱であった。ただし、その内、Q1からQ3の全てに「課税されていると思う」と回答している人もあり、これらの人については医療にかかる消費税を正しく認識しているとは言えない。

Q2 健康診断を受けるときに支払う費用には、消費税がかかっていると思いますか？
(n2246)



地域別集計

■ 課税されていると思う ■ 課税されていないと思う □ よくわからない

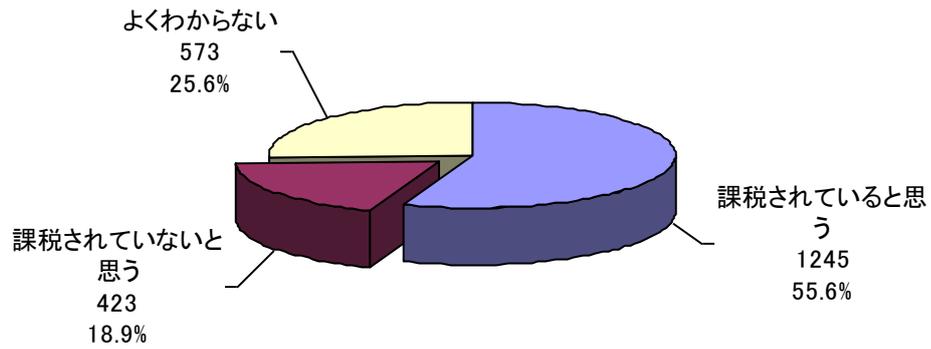


*地域別集計：全体は東京都と鹿児島県の合計、東京都は足立区と世田谷区と東久留米の合計、鹿児島県は鹿児島市内と鹿児島市外の合計

3) 保険調剤

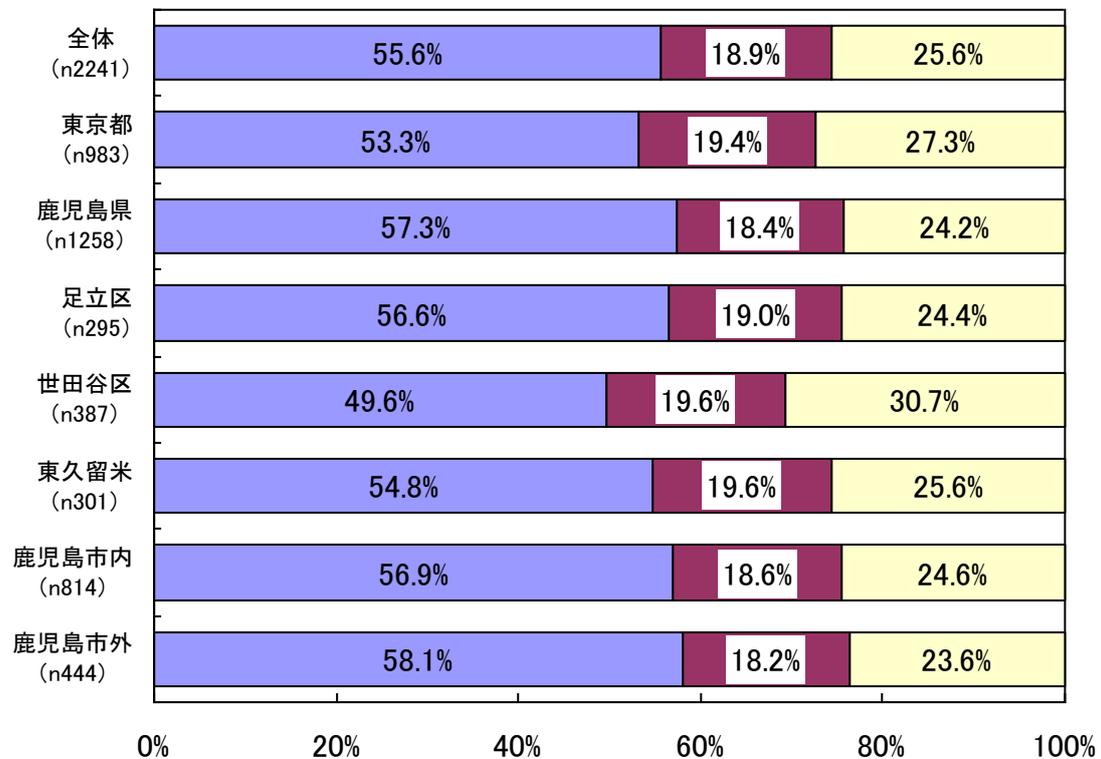
保険調剤が非課税であることを正しく認識している患者は有効回答の2割にも満たない。

Q3 医師の処方箋をもらって、薬局でお薬を受け取るときに支払う費用には、消費税がかかっていると思いますか？
(n2241)



地域別集計

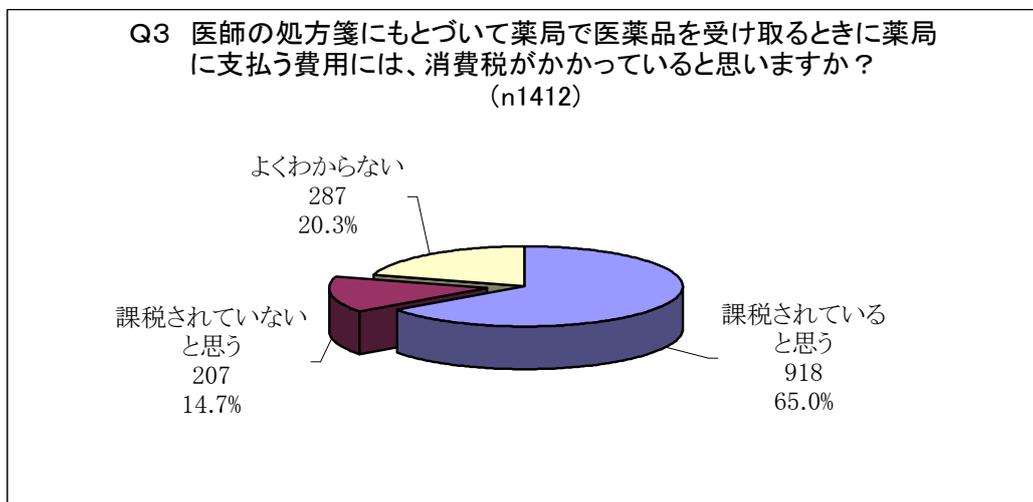
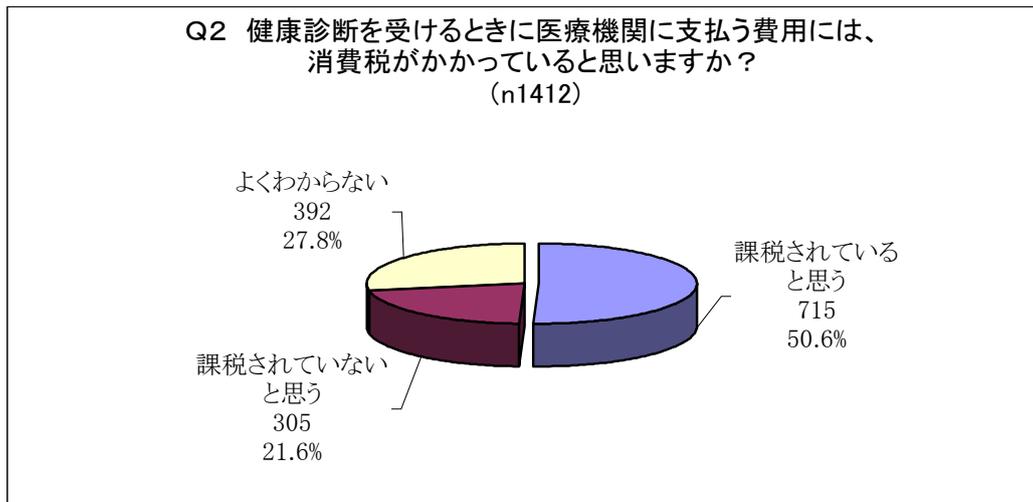
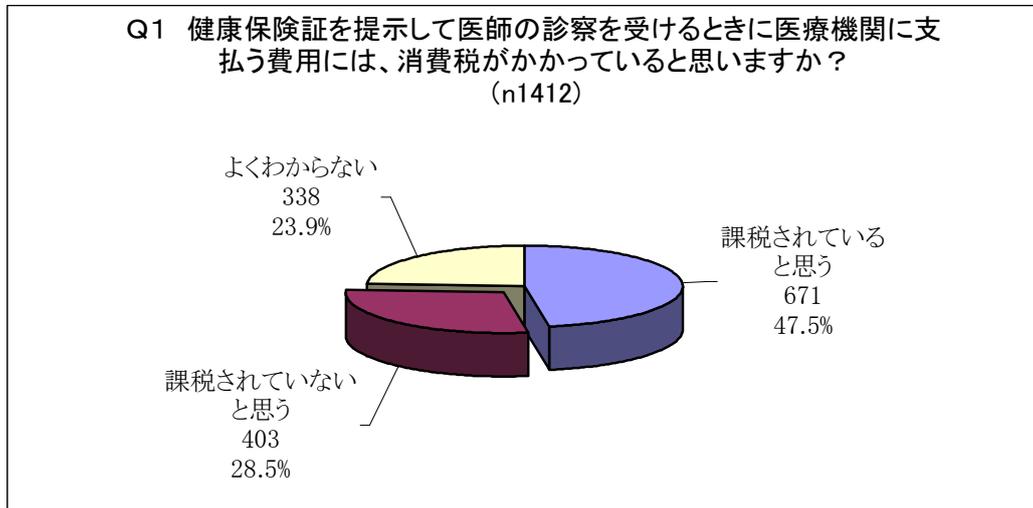
■ 課税されていると思う ■ 課税されていないと思う □ よくわからない



*地域別集計：全体は東京都と鹿児島県の合計、東京都は足立区と世田谷区と東久留米の合計、鹿児島県は鹿児島市内と鹿児島市外の合計

(3) 国民調査

保険診療が非課税であることを理解している人は有効回答の3割にも満たず、逆に課税されていると誤解している人が半数弱いる。保険調剤が非課税であることを理解している人は有効回答の15%にも満たない。



集計表

(1)患者調査

Q1 健康保険証を提示して医師の診察を受けるときに支払う費用には、消費税がかかっていると思いますか？

	総数	課税されて いると思う	課税されて いないと思う	よくわからない
総数	2248	846 37.6%	599 26.6%	803 35.7%
【地域別】(n2248)				
東京都	988	364 36.8%	275 27.8%	349 35.3%
足立区	295	124 42.0%	81 27.5%	90 30.5%
世田谷区	390	129 33.1%	109 27.9%	152 39.0%
東久留米	303	111 36.6%	85 28.1%	107 35.3%
鹿児島県	1260	482 38.3%	324 25.7%	454 36.0%
鹿児島市内	816	292 35.8%	221 27.1%	303 37.1%
鹿児島市外	444	190 42.8%	103 23.2%	151 34.0%
【性別】(n2203)				
男性	711	298 41.9%	215 30.2%	198 27.8%
女性	1492	528 35.4%	378 25.3%	586 39.3%
【年齢別】(n2186)				
20歳代	224	73 32.6%	82 36.6%	69 30.8%
30歳代	395	149 37.7%	118 29.9%	128 32.4%
40歳代	320	127 39.7%	105 32.8%	88 27.5%
50歳代	276	125 45.3%	69 25.0%	82 29.7%
60歳代	346	140 40.5%	81 23.4%	125 36.1%
70歳代以上	625	207 38.3%	134 25.7%	284 36.0%
【職業別】(n2144)				
職業あり	1087	422 38.8%	342 31.5%	323 29.7%
勤め(公務員)	94	36 38.3%	32 34.0%	26 27.7%
勤め(公務員以外)	616	230 37.3%	219 35.6%	167 27.1%
自営業・自由業・家業従業(会社役員含む)	228	97 42.5%	54 23.7%	77 33.8%
その他	149	59 39.6%	37 24.8%	53 35.6%
職業なし	1057	389 36.8%	235 22.2%	433 41.0%
主婦	710	248 34.9%	163 23.0%	299 42.1%
学生	25	7 28.0%	6 24.0%	12 48.0%
その他	322	134 41.6%	66 20.5%	122 37.9%

Q2 健康診断を受けるときに支払う費用には、消費税がかかっていると思いますか？

	総数	課税されて いると思う	課税されて いないと思う	よくわからない
総数	2246	1047 46.6%	424 18.9%	775 34.5%
【地域別】(n2246)				
東京都	987	467 47.3%	192 19.5%	328 33.2%
足立区	294	159 54.1%	53 18.0%	82 27.9%
世田谷区	390	159 40.8%	87 22.3%	144 36.9%
東久留米	303	149 49.2%	52 17.2%	102 33.7%
鹿児島県	1259	580 46.1%	232 18.4%	447 35.5%
鹿児島市内	815	372 45.6%	145 17.8%	298 36.6%
鹿児島市外	444	208 46.8%	87 19.6%	149 33.6%
【性別】(n2201)				
男性	711	362 50.9%	146 20.5%	203 28.6%
女性	1490	668 44.8%	270 18.1%	552 37.0%
【年齢別】(n2184)				
20歳代	224	97 43.3%	49 21.9%	78 34.8%
30歳代	394	227 57.6%	61 15.5%	106 26.9%
40歳代	320	184 57.5%	53 16.6%	83 25.9%
50歳代	276	157 56.9%	49 17.8%	70 25.4%
60歳代	346	156 45.1%	62 17.9%	128 37.0%
70歳代以上	624	199 31.9%	140 22.4%	285 45.7%
【職業別】(n2142)				
職業あり	1087	586 53.9%	195 17.9%	306 28.2%
勤め(公務員)	94	52 55.3%	13 13.8%	29 30.9%
勤め(公務員以外)	616	347 56.3%	112 18.2%	157 25.5%
自営業・自由業・家業従業(会社役員含む)	228	108 47.4%	43 18.9%	77 33.8%
その他	149	79 53.0%	27 18.1%	43 28.9%
職業なし	1055	425 40.3%	209 19.8%	421 39.9%
主婦	708	290 41.0%	138 19.5%	280 39.5%
学生	25	9 36.0%	5 20.0%	11 44.0%
その他	322	126 39.1%	66 20.5%	130 40.4%

Q3 医師の処方箋をもらって、薬局でお薬を受け取るときに支払う費用には、消費税がかかっていると思いますか？

	総数	課税されて いると思う	課税されて いないと思う	よくわからない
総数	2241	1245 55.6%	423 18.9%	573 25.6%
【地域別】(n2241)				
東京都	983	524 53.3%	191 19.4%	268 27.3%
足立区	295	167 56.6%	56 19.0%	72 24.4%
世田谷区	387	192 49.6%	76 19.6%	119 30.7%
東久留米	301	165 54.8%	59 19.6%	77 25.6%
鹿児島県	1258	721 57.3%	232 18.4%	305 24.2%
鹿児島市内	814	463 56.9%	151 18.6%	200 24.6%
鹿児島市外	444	258 58.1%	81 18.2%	105 23.6%
【性別】(n2196)				
男性	709	410 57.8%	153 21.6%	146 20.6%
女性	1487	807 54.3%	266 17.9%	414 27.8%
【年齢別】(n2179)				
20歳代	224	120 53.6%	61 27.2%	43 19.2%
30歳代	394	247 62.7%	71 18.0%	76 19.3%
40歳代	319	192 60.2%	71 22.3%	56 17.6%
50歳代	276	171 62.0%	54 19.6%	51 18.5%
60歳代	346	183 52.9%	62 17.9%	101 29.2%
70歳代以上	620	296 47.7%	99 16.0%	225 36.3%
【職業別】(n2139)				
職業あり	1086	629 57.9%	244 22.5%	213 19.6%
勤め(公務員)	94	62 66.0%	23 24.5%	9 9.6%
勤め(公務員以外)	615	347 56.4%	158 25.7%	110 17.9%
自営業・自由業・家業従業(会社役員含む)	228	133 58.3%	33 14.5%	62 27.2%
その他	149	87 58.4%	30 20.1%	32 21.5%
職業なし	1053	570 54.1%	166 15.8%	317 30.1%
主婦	708	383 54.1%	120 16.9%	205 29.0%
学生	25	13 52.0%	3 12.0%	9 36.0%
その他	320	174 54.4%	43 13.4%	103 32.2%

(2) 国民調査

Q1 健康保険証を提示して医師の診察を受けるときに支払う費用には、消費税がかかっていると思いますか？

	総数	課税されて いると思う	課税されて いないと思う	よくわからない
総数	1412	671 47.5%	403 28.5%	338 23.9%
【地域別】(n1412)				
北海道	65	31 47.7%	16 24.6%	18 27.7%
東北	108	37 34.3%	44 40.7%	27 25.0%
関東甲信越・北陸	419	211 50.4%	118 28.2%	90 21.5%
東京	136	64 47.1%	46 33.8%	26 19.1%
中部	149	76 51.0%	47 31.5%	26 17.4%
近畿	243	110 45.3%	70 28.8%	63 25.9%
中国・四国	133	64 48.1%	30 22.6%	39 29.3%
九州	159	78 49.1%	32 20.1%	49 30.8%
【都市規模別】(n1412)				
16大都市	346	156 45.1%	106 30.6%	84 24.3%
その他の市	913	432 47.3%	266 29.1%	215 23.5%
郡・町・村	153	83 54.2%	31 20.3%	39 25.5%
【性別】(n1412)				
男性	717	333 46.4%	217 30.3%	167 23.3%
女性	695	338 48.6%	186 26.8%	171 24.6%
【年齢別】(n1412)				
20歳代以下	137	68 49.6%	34 24.8%	35 25.5%
30歳代	249	145 58.2%	61 24.5%	43 17.3%
40歳代	228	119 52.2%	77 33.8%	32 14.0%
50歳代	302	147 48.7%	97 32.1%	58 19.2%
60歳代	246	116 47.2%	59 24.0%	71 28.9%
70歳代以上	250	76 30.4%	75 30.0%	99 39.6%
【職業別】(n1412)				
職業あり	824	423 51.3%	248 30.1%	153 18.6%
勤め(公務員)	59	31 52.5%	18 30.5%	10 16.9%
勤め(公務員以外)	521	277 53.2%	149 28.6%	95 18.2%
自営業・自由業・家業従業(会社役員含む)	225	107 47.6%	75 33.3%	43 19.1%
その他	19	8 42.1%	6 31.6%	5 26.3%
職業なし	588	248 42.2%	155 26.4%	185 31.5%
主婦	330	152 46.1%	84 25.5%	94 28.5%
学生	19	7 36.8%	6 31.6%	6 31.6%
その他	239	89 37.2%	65 27.2%	85 35.6%

Q2 健康診断を受けるときに支払う費用には、消費税がかかっていると思いますか？

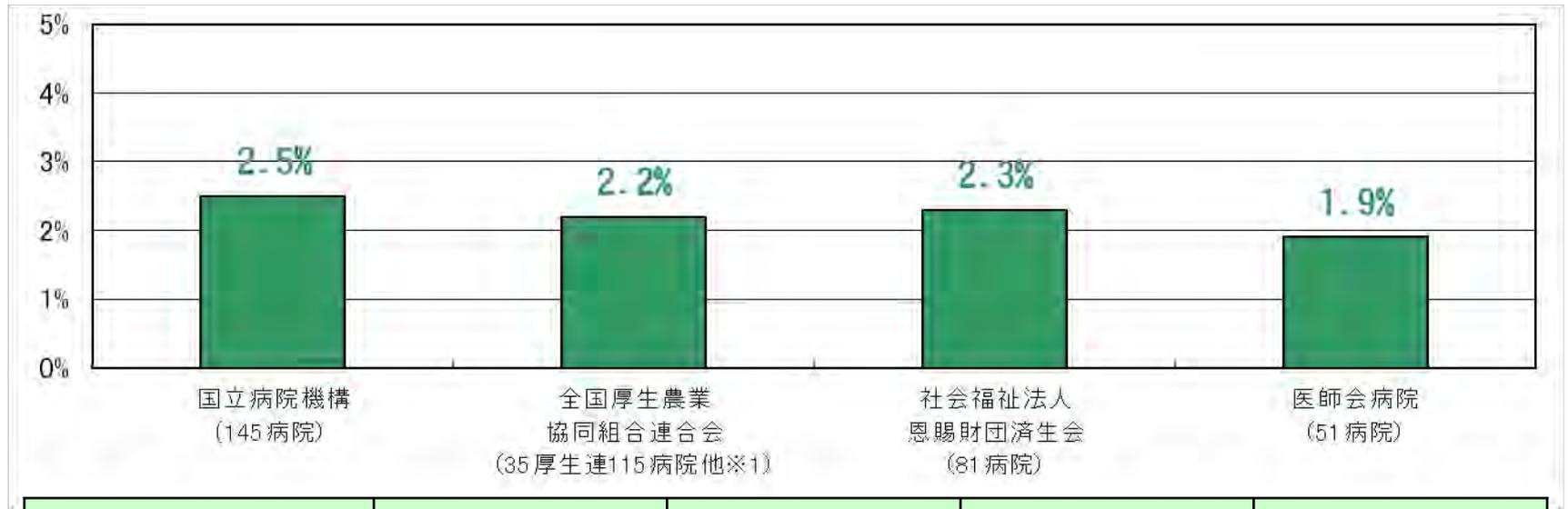
	総数	課税されて いると思う	課税されて いないと思う	よくわからない
総数	1412	715 50.6%	305 21.6%	392 27.8%
【地域別】(n1412)				
北海道	65	32 49.2%	8 12.3%	25 38.5%
東北	108	49 45.4%	31 28.7%	28 25.9%
関東甲信越・北陸	419	220 52.5%	91 21.7%	108 25.8%
東京	136	72 52.9%	36 26.5%	28 20.6%
中部	149	71 47.7%	47 31.5%	31 20.8%
近畿	243	126 51.9%	43 17.7%	74 30.5%
中国・四国	133	66 49.6%	23 17.3%	44 33.1%
九州	159	79 49.7%	26 16.4%	54 34.0%
【都市規模別】(n1412)				
16大都市	346	174 50.3%	85 24.6%	87 25.1%
その他の市	913	459 50.3%	197 21.6%	257 28.1%
郡・町・村	153	82 53.6%	23 15.0%	48 31.4%
【性別】(n1412)				
男性	717	360 50.2%	160 22.3%	197 27.5%
女性	695	355 51.1%	145 20.9%	195 28.1%
【年齢別】(n1412)				
20歳代以下	137	73 53.3%	29 21.2%	35 25.5%
30歳代	249	157 63.1%	42 16.9%	50 20.1%
40歳代	228	133 58.3%	55 24.1%	40 17.5%
50歳代	302	165 54.6%	68 22.5%	69 22.8%
60歳代	246	114 46.3%	49 19.9%	83 33.7%
70歳代以上	250	73 29.2%	62 24.8%	115 46.0%
【職業別】(n1412)				
職業あり	824	458 55.6%	184 22.3%	182 22.1%
勤め(公務員)	59	43 72.9%	5 8.5%	11 18.6%
勤め(公務員以外)	521	288 55.3%	117 22.5%	116 22.3%
自営業・自由業・家業従業(会社役員含む)	225	118 52.4%	57 25.3%	50 22.2%
その他	19	9 47.4%	5 26.3%	5 26.3%
職業なし	588	257 43.7%	121 20.6%	210 35.7%
主婦	330	159 48.2%	64 19.4%	107 32.4%
学生	19	8 42.1%	4 21.1%	7 36.8%
その他	239	90 37.7%	53 22.2%	96 40.2%

Q3 医師の処方箋をもらって、薬局でお薬を受け取る時に支払う費用には、消費税がかかっていると思いますか？

	総数	課税されて いると思う	課税されて いないと思う	よくわからない
総数	1412	918 65.0%	207 14.7%	287 20.3%
【地域別】(n1412)				
北海道	65	35 53.8%	10 15.4%	20 30.8%
東北	108	58 53.7%	27 25.0%	23 21.3%
関東甲信越・北陸	419	278 66.3%	55 13.1%	86 20.5%
東京	136	92 67.6%	26 19.1%	18 13.2%
中部	149	107 71.8%	22 14.8%	20 13.4%
近畿	243	167 68.7%	29 11.9%	47 19.3%
中国・四国	133	88 66.2%	18 13.5%	27 20.3%
九州	159	93 58.5%	20 12.6%	46 28.9%
【都市規模別】(n1412)				
16大都市	346	225 65.0%	53 15.3%	68 19.7%
その他の市	913	591 64.7%	138 15.1%	184 20.2%
郡・町・村	153	102 66.7%	16 10.5%	35 22.9%
【性別】(n1412)				
男性	717	475 66.2%	104 14.5%	138 19.2%
女性	695	443 63.7%	103 14.8%	149 21.4%
【年齢別】(n1412)				
20歳代以下	137	95 69.3%	15 10.9%	27 19.7%
30歳代	249	193 77.5%	25 10.0%	31 12.4%
40歳代	228	155 68.0%	43 18.9%	30 13.2%
50歳代	302	221 73.2%	36 11.9%	45 14.9%
60歳代	246	153 62.2%	33 13.4%	60 24.4%
70歳代以上	250	101 40.4%	55 22.0%	94 37.6%
【職業別】(n1412)				
職業あり	824	591 71.7%	113 13.7%	120 14.6%
勤め(公務員)	59	44 74.6%	8 13.6%	7 11.9%
勤め(公務員以外)	521	382 73.3%	65 12.5%	74 14.2%
自営業・自由業・家業従業(会社役員含む)	225	153 68.0%	37 16.4%	35 15.6%
その他	19	12 63.2%	3 15.8%	4 21.1%
職業なし	588	327 55.6%	94 16.0%	167 28.4%
主婦	330	198 60.0%	48 14.5%	84 25.5%
学生	19	12 63.2%	1 5.3%	6 31.6%
その他	239	117 49.0%	45 18.8%	77 32.2%

控除対象外消費税・負担の現状

社会保険診療収入に占める控除対象外消費税の割合（平成21年度）



	国立病院機構	全国厚生農業協同組合連合会	社会福祉法人恩賜財団済生会	医師会病院
1 病院当り 控除対象外消費税 (百万円)	128	125 (※2)	128	45

※1 厚生連：病院の他、66診療所、328介護保険実施施設を含む。

※2 厚生連：関連する診療所及び介護保険実施施設分を含む。

諸外国における付加価値税と社会保険診療等の概要

地域	国	導入年	標準税率(%) カッコ内は食品に係る税率	社会保険診療等に係る付加価値税の状況	処方薬、医療機器等	
欧州	第6次EC指令 (付加価値税に係る一般原則(非課税に係る第2章第132条))		EU加盟国は、医療に係る以下のものについて、付加価値税を非課税にしなければならない。 『法律で定められた公的機関または社会的に法律で規制されている同様の機関、病院、医療治療又は分析センター、その他承認されている類似機関での看護、医療ケア及びこれに関連する行為』		医薬品・・・軽減税率 ゼロ税率については、1991年以前に制定された事項を除いて認めない。	
	ドイツ	1968	19(7)	非課税	身体障害者用の機器類は軽減税率	
	フランス	1968	19.6(5.5)	非課税	医薬品、身体障害者用の機器類は軽減税率	
	英国	1973	20(0)	非課税	医薬品、特定の身体障害者用の機器類はゼロ税率	
	アイルランド	1972	21(0)	非課税	経口薬、特定の医療機器はゼロ税率	
	スウェーデン	1969	25(12)	非課税	処方薬はゼロ税率	
	ハンガリー	1988	25(18)	非課税	処方薬は軽減税率	
	イタリア	1973	20(10)	非課税	医薬品、健康用品は軽減税率	
	オーストリア	1973	20(10)	非課税	医薬品は軽減税率	
	オランダ	1969	19(6)	非課税	医薬品、身体障害者用の機器類は軽減税率	
	ギリシア	1987	23(13)	非課税	医薬品(非課税のものを除く)、医療機器、身体障害者用の機器類は軽減税率	
	スペイン	1986	18(8)	非課税	医薬品、医療機器、身体障害者用の機器類は軽減税率	
	チェコ	1993	20(10)	非課税	医薬品は軽減税率	
	デンマーク	1967	25(同左)	非課税		
	フィンランド	1994	23(13)	非課税	医薬品は軽減税率	
	ベルギー	1971	21(6)	非課税	身体障害者用の機器類は軽減税率	
	ポーランド	1993	23(5)	非課税		
	ポルトガル	1986	23(6)	非課税	(非課税でないものは軽減税率)	医薬品は軽減税率
	ルクセンブルク	1970	15(3)	非課税		特定の医療機器は軽減税率
	トルコ	1985	18(8)	非課税	(特定のものは軽減税率)	医薬品、医療機器は軽減税率
非EU加盟国	アイスランド	1989	25.5(7)	非課税		
	スイス	1995	8(2.5)	非課税	医薬品は軽減税率	
	ノルウェー	1970	25(14)	非課税		
米州	カナダ	1991	5(0)	非課税(注)	医薬品・医療機器はゼロ税率	
	メキシコ	1980	16(0)	非課税	特許医薬品はゼロ税率	
オセアニア	オーストラリア	2000	10(0)		ゼロ税率	
	ニュージーランド	1986	15(同左)		課税	
アジア	韓国	1977	10(同左)	非課税	特定の身体障害者用の機器類はゼロ税率	
	タイ	1992	7(同左)	非課税		
	フィリピン	1988	12(同左)	非課税		
	インドネシア	1985	10(同左)	非課税		
	シンガポール	1994	7(同左)		課税	
	日本(消費税)	1989	5(同左)	非課税		

(出典)

- ・OECD加盟国の医療、医薬品等に対する課税・非課税、適用税率については、OECD『Consumption Tax Trends 2010』、P.79～81、P.84～86。
- ・OECD加盟国以外の医療、医薬品等に対する課税・非課税、適用税率については、あずさ監査法人・KPMG編『メコン流域諸国の税務』2009、中央経済社、税理士法人トーマツ編『アジア諸国の税法第6版』2008、中央経済社、知念裕『アジア諸国の付加価値税』『琉球大学経済研究』第55号P.167-190。
- ・標準税率及び食品品に対する適用税率については、平成23年度第24回政府税制調査会(平成23年12月7日)提出資料、財務省『参考資料(消費税について)』、P.4。

(参考) 国立国会図書館調査及び立法考査局『諸外国の付加価値税(2008年)』、P.4～5

(注) 一定の医療機関に対し仕入税額控除の特例あり。

(『General Information Concerning the QST and the GST/HST』Canada・Quebec, 2009.8, p.22)

参考資料として、長英一郎『消費税損税解決に向けて・下 - ゼロ税率だけでなく(税額還付方式も視野に) - 』『病院』64巻4号2005年4月号P.313-315。

病院部門消費税負担額について（概要）

平成24年7月13日

一般社団法人 日本私立医科大学協会

【消費税について】

消費税法においては、自由診療、いわゆる自費診療や室料差額などの一部を除いた医療収入は社会政策的な配慮から基本的に非課税売上となっている。

現在、問題となっているのは医療収入が非課税売上であるのに対し、医療機関が患者さんの治療のために購入する医薬品や医療材料等には消費税が課せられており、消費税を大学病院が負担しなければならないということになっている。

一般的に消費税は、売り上げた時に消費者から受け取った消費税と、仕入れた際に支払った消費税との差額を納税するものである。

例えば、ある商品を1万円で仕入れた場合、5%の500円を消費税として支払うことになる。これを仮払消費税という。その仕入れた商品を2万円で売り上げた場合、消費者からは5%の1000円を消費税として受け取ることになる。これを仮受消費税という。

この受け取った消費税（仮受消費税）と支払った消費税（払消費税）の差額である500円が納税額となる仕組みとなっている。

しかしながら、大学病院においては、医療収入のほとんどが非課税売上であることから、患者さんへの請求に消費税を転嫁することが出来ないこととなっている。一方、医薬品や医療材料、給食材料などの仕入れについては消費税を支払っているため、最終消費者である患者さんが支払うべきものである消費税を、社会保険診療報酬が公価であることにより、結果的には大

学病院が最終消費者として消費税のほとんどを負担しているという状況となっている。

そこで政府は、平成元年の消費税導入時に社会保険診療報酬を損税負担解消として0.76%アップして措置し、さらに平成9年に消費税率が3%から5%に引き上げられた際には、同じく0.77%アップして措置し、合計で社会保険診療報酬に1.53%を病院の損税負担解消にあてたと主張している。

私立医科大学病院における控除対象外消費税は、経年推移を見ても社会保険診療報酬のうち、2.5～2.7%の割合で発生しており、決して一時的な負担ではない。

平成22年度私立医科大学病院（29大学、82病院）における社会保険診療報酬の総額は1兆3,364億4,300万円であり、そのうち控除対象外消費税額の総額は330億3,900万円であった。

したがって、社会保険診療報酬に占める控除対象外消費税額の割合は2.5%となっている。

国の主張どおりに1.53%が補填されているものと仮定すると、その補填額は201億3,900万円であるが、その補填額を差し引いても、社会保険診療報酬総額に対して129億円（負担率0.97%）を私立医科大学病院が負担していることとなる。

なお、1大学あたりで換算すると控除対象外消費税額は11億3,900万円となり、また、1病院あたりで換算すると控除対象外消費税額は4億300万円となる。

平成22年度

私立医科大学病院消費税負担額について

(私立医科大学 大学数：29 病院数：82)

(単位：百万円)

社会保険診療報酬（総額）	1,336,443
控除対象外消費税額（総額）【損税】	33,039
社会保険診療報酬（総額）に占める 控除対象外消費税額（総額）の割合	2.47%
1大学あたり控除対象外消費税額	1,139
1病院あたり控除対象外消費税額	403

厚生労働省社会保険診療報酬消費税転嫁加算率1.53%
が補填されたものと仮定する

(単位：百万円)

平成22年度診療報酬への転嫁額 (消費税補填額)	20,139
補填後の消費税負担額	12,900
社会保険診療報酬（総額）に占める 補填後消費税負担額の割合	0.97%

【日本医師会の平成23年度税制改正要望】

- ① 社会保険診療報酬に対する消費税の非課税制度を患者負担を増加させない課税制度に改善
- ② 上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資に係る仕入税額控除の特例措置創設

※日本私立医科大学協会も日本医師会と協議し、同様の提案を作成。

☞次ページより私立医科大学病院消費税額の詳細を記載

私立医科大学病院の消費税実績額（平成22年度）は下記のとおりである。

1. 病院消費税実績額調査（合計額）について

（1）消費税負担額E

昨年度より7億円5,400万円増えて、309億1,600万円となっている。

これは、課税支出と課税収入から算出される、仮払消費税と仮受消費税の差額が増加したということになる。

（2）消費税納付額F

昨年度より1億8,100万円増えて、21億2,300万円となっている。

（3）消費税合計G

病院の実質的な消費税負担額は、「消費税負担額E」と「消費税納付額F」を合わせた額となる。

昨年度より9億3,500万円増えて、330億3,900万円となっている。

この消費税合計を、1大学平均で試算すると11億円となり、病床数1床あたりでは66万6,000円となる。なお、消費税合計は、全医療収入額の2.35%に相当している。

（4）補填後消費税負担額H

これは、実質的な消費税負担額合計である330億3,900万円から、診療報酬の転嫁額の201億3,900万円を差し引いた額である。

昨年度より4億1,700万円減少して、129億円となっている。

この129億円は、平成元年より消費税が導入されたため、大学が負担することになった金額である。昨年より約4億1,700万円減少したとはいえ、大変大きな負担額であるといえる。

仮に診療報酬で補填されているとしても、消費税の課税

仕入れは医薬品だけでなく、光熱費などの諸経費また、設備投資など多岐に渡っており、医療機関個別の事情で消費税の負担が異なることから、政府が言うところの補填に不公平感が伴い、さらに診療報酬で消費税分を補填したとなると消費税を患者に転嫁したことになり、厳密な意味での「医療は非課税」とは言えなくなる。

2. まとめ

例えば消費税の税率が、現行の5%から倍の10%になったと仮定した場合、先ほどの「消費税合計G」の330億3,900万円が倍の661億円にまで膨れ上がってしまい、1大学平均では約23億円という、大変大きな負担額になってしまう。

消費税の引き上げが現実のものとなりつつある中、日本医師会では毎年、政府や厚生労働省に対して、消費税のゼロ税率や、軽減税率の適用を求めている。また、本協会も日本医師会等関係機関と連携をとっている。

もし、医療収入が非課税扱いから課税扱いとなり、ゼロ税率（課税制度）になれば、仮払消費税で支払ったものが還付されるようになる。

実際に現行では、輸出関係業者にこの制度が適用されており、医療機関においてもゼロ税率が実現すれば、先ほどの調査分析書の「消費税負担額E」の309億円が還付されるわけである。

「社会保障と税の一体改革」における消費税の問題は医療機関を抱える私立医科大学にとって喫緊の課題であり、損税として他に転嫁することのできない消費税が、今後、大学や病院の経営を圧迫していくのは明白である。改めて消費税制度の見直しを求めているかなければならない。

以上

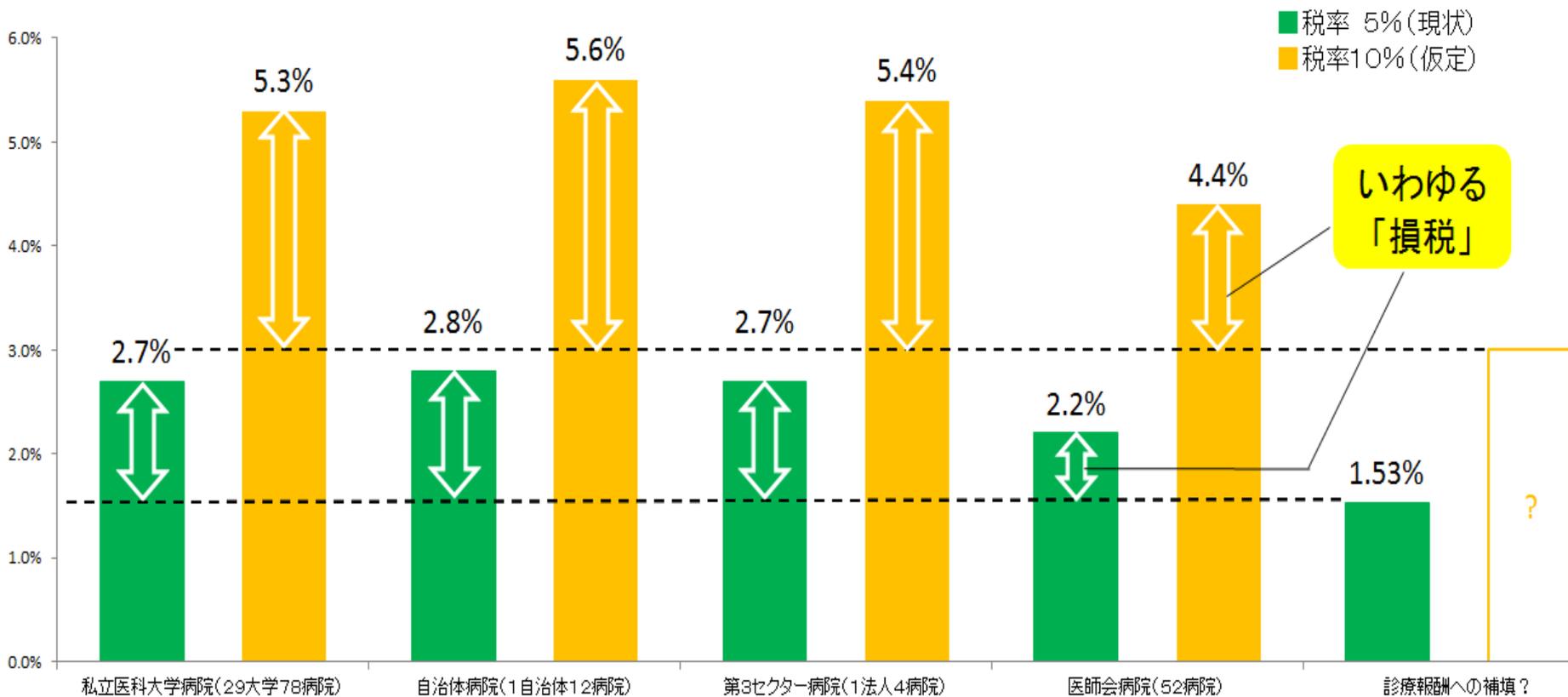
日本医師会と日本私立医科大学協会の 作成による消費税についての資料

平成24年7月13日

消費税率引き上げとその影響

仮に1.53%が現在でも補填されているとしても、1.53%では、不十分だったことは明らか。
この不足は、消費税率が上がれば拡大する。

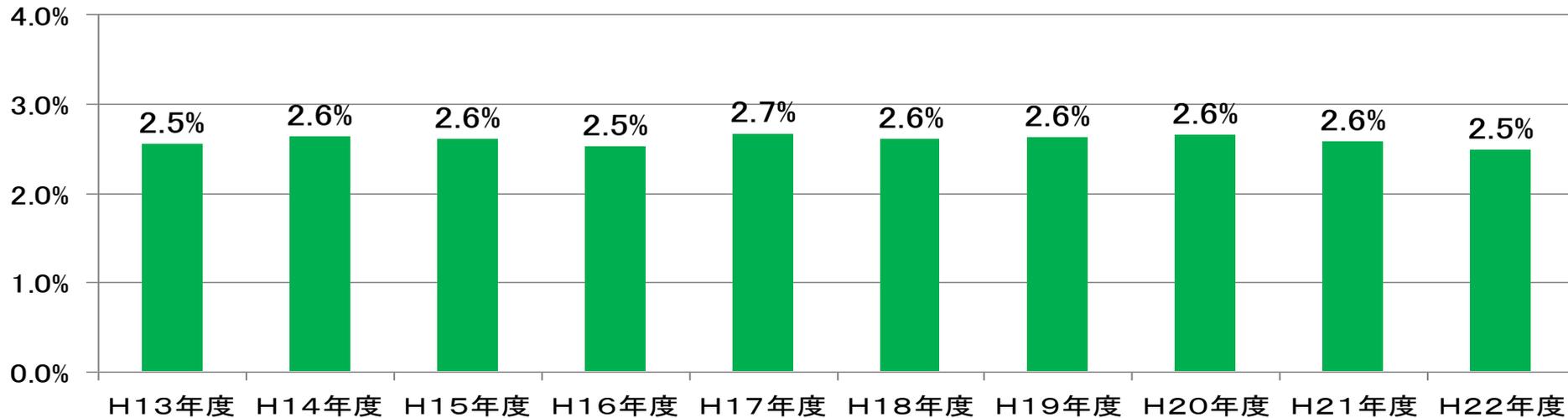
社会保険診療収入に占める控除対象外消費税の割合



※診療報酬補填は、厳密には101.53分の1.53となるが、便宜上、「1.53%」と表記している。

経年推移をみても社会保険診療収入の2.5%～2.7%の割合で控除対象外消費税が発生している(私立医科大学病院)。決して一時的な負担ではない。

社会保険診療報酬に占める控除対象外消費税額の割合
(私立医科大学 29大学)



(金額単位:百万円)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
大学数	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
病院数	77	77	77	77	78	79	80	82	82	82
社会保険診療収入(総額)	997,293	994,214	1,026,837	1,045,291	1,076,539	1,104,980	1,150,647	1,202,998	1,246,724	1,336,443
控除対象外消費税額(総額)	25,332	26,073	26,713	26,371	28,597	28,725	30,089	31,773	32,104	33,039
1大学当り控除対象外消費税額	874	899	921	909	986	991	1,038	1,096	1,107	1,139
1病院当り控除対象外消費税額	329	339	347	342	367	364	376	387	392	403
社会保険診療報酬に占める 控除対象外消費税額の割合	2.5%	2.6%	2.6%	2.5%	2.7%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.5%

加盟大学法人実質消費税負担総額推移表

単位：千円

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法人実質消費税 負担総額（29大学）	35,469,429	39,588,142	39,556,048	38,608,254	40,650,730	42,621,542	42,741,617
対前年度比（増減率）	—	11.6%	▲0.1%	▲2.4%	5.3%	4.8%	0.3%

[消費税法人実質負担額を算定する算式について（説明）]

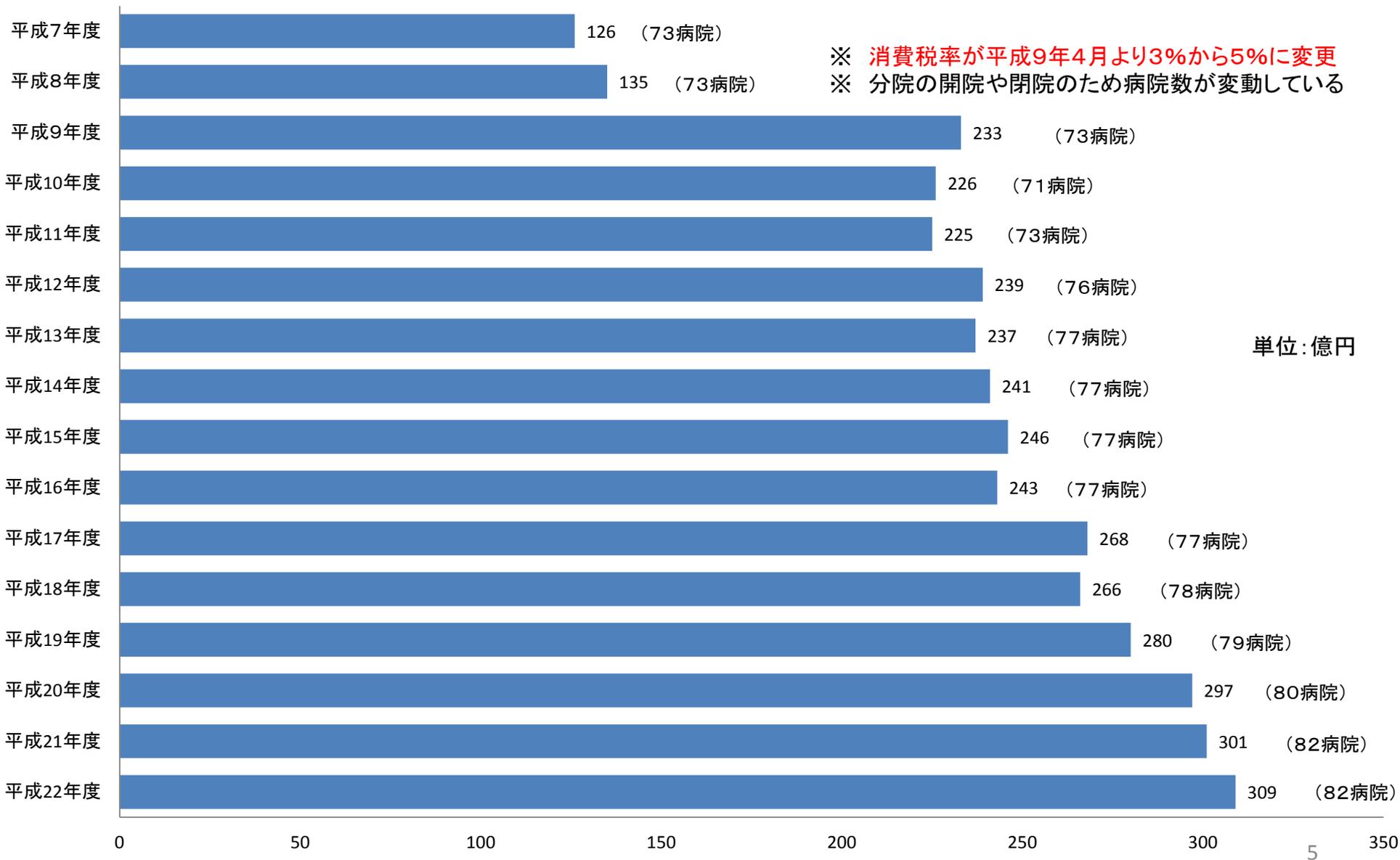
{(課税支出に係る消費税) - (課税収入に係る消費税)} + (納付税額)

= {(課税支出に係る消費税) - (課税収入に係る消費税)} + {(課税収入に係る消費税) - (課税支出に係る消費税控除額)}

= (課税支出に係る消費税) - (課税支出に係る消費税控除額)

= 法人実質消費税負担額

加盟大学附属病院消費税負担額の推移



日本医師会 平成23年度医療に関する税制 改正要望

日本私立医科大学協会と日本医師会における確認事項は以下のとおり。(平成23年9月12日)



- ① 社会保険診療報酬に対する消費税の非課税制度を患者負担を増加させない課税制度に改善。
- ② 上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資に係る仕入税額控除の特例措置創設。

消費税に関する緊急調査結果

国から「消費税率を引き上げる場合にも診療報酬については非課税を継続する」との見解が示されたことから、緊急調査を実施。

現在、社会保険診療報酬が非課税とされているため、多額の控除対象外消費税(損税)が発生しており、平均で年間1億円以上、500床以上の病院では3億円以上もの負担となって、病院経営を圧迫している。

特に、自治体立病院は室料差額等の課税売上割合が低い(4%程度)ため、控除できる消費税が少ないという特色がある。

社会保険診療報酬に係る消費税制度に対しては、次のような意見が多かった。

- 診療報酬を課税対象とし、税率を軽減(ゼロ税率等)
- 医療機関が購入する薬品・診療材料は非課税
- 仕入れに係る消費税は全額控除対象

病院種類別の平均金額(1病院当たり)

(千円)

収支項目等	病院の種類・規模 法適総数	一般病院							精神病院	独法
		20~99床	100~199床	200~299床	300~399床	400~499床	500床~			
病院数	159	155	28	32	16	27	25	27	4	5
平均病床数	304	306	69	147	240	341	437	621	234	395
A 総売上高(総収益-繰入金等)	5,727,800	5,843,189	837,831	1,931,942	3,877,224	5,630,144	8,752,672	14,023,331	1,314,188	8,093,898
B 収入に係る消費税	11,471	11,718	2,273	4,139	7,877	12,576	16,252	27,885	1,949	12,413
C 支出に係る消費税	129,319	132,236	18,883	35,926	82,658	121,464	205,097	336,620	16,298	172,010
ア 損益的支出	109,314	111,723	14,935	31,947	71,137	110,915	181,844	266,574	15,961	153,505
うち、医薬品費	38,004	38,880	5,511	8,684	25,385	33,034	71,002	96,483	4,707	54,967
医療材料費	23,741	24,348	1,975	6,309	14,054	22,334	37,988	64,844	516	35,201
委託料	26,901	27,435	6,309	7,619	17,036	31,177	40,021	64,062	6,329	38,699
イ 資本的支出	20,006	20,514	3,948	3,979	11,521	10,549	23,253	70,046	336	18,505
うち、施設関係	7,482	7,671	2,496	817	5,648	2,653	9,130	26,084	184	5,878
設備関係	11,759	12,062	1,389	3,158	5,868	7,872	13,458	40,301	87	11,945
D 課税売上割合(%) (B / 5% / A)	4.0%	4.0%	5.4%	4.3%	4.1%	4.5%	3.7%	4.0%	3.0%	3.1%
E 控除対象外消費税(損税)推計額 C × (1 - D)	124,140	126,932	17,859	34,387	79,299	116,037	197,481	323,233	15,814	166,734
F 消費税率が10%になった場合の 控除対象外消費税(損税)推計額	248,279	253,864	35,717	68,774	158,599	232,075	394,961	646,466	31,629	333,467
【参考】納付消費税額	6,417	6,510	1,361	2,789	4,755	6,833	9,368	13,740	1,815	5,285

医療機関等における仕入れに係る消費税課税の状況把握について(案)

1. 目的

- 消費税引上げに対する診療報酬制度等における対応を検討するために、必要なデータを収集するもの。
- 消費税引上げが医療機関等の支出全体に与える影響の把握については、サンプル数の確保や診療報酬改定全体との整合を図る観点から、医療経済実態調査と整合する形により行う。

2. 調査概要

- (1) 調査事項（医療機関等の行う高額投資に係わる消費税負担の状況）
 - 医療機関等における資産管理の状況
 - 資産名、資産種類、取得日、取得価額、償却方法・償却率等
- (2) 調査手法
 - 医療機関等が管理している資産は多岐に亘るため、まず予備的調査を行う。そして調査項目の検証を行った上で調査票を作成し、本調査を行う。
- (3) 予備的調査
 - 下記 3. の調査専門チームにより、抽出された医療機関等の固定資産台帳から資産名等の上記(1)調査事項の把握を行い、調査票を作成する。
 - 協力医療機関等は病院、一般診療所、歯科診療所及び調剤薬局について、それぞれ 10 程度を選定する。
- (4) 本調査
 - 医療機関等を抽出し、調査票の配布、回収、集計を行う。
 - 抽出方法等については、予備的調査の結果を踏まえ、別途検討する。

3. 体制

- 会計・税制専門家等から構成される調査専門チームを設置。
- チーム座長は石井委員とし、チーム員は当分科会委員又は委員が推薦する者から構成する。

4. スケジュール

- 予備的調査は本年秋頃を目途に整理、調査票案を作成する。
- 本調査は年度内を目途に集計する。